

---

第3回 日吉津村議会定例会会議録 (第3日)

平成28年9月13日(火曜日)

---

議事日程(第3号)

平成28年9月13日 午前9時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(10名)

1番 河 中 博 子	2番 景 山 重 信
3番 松 本 二三子	4番 加 藤 修
5番 三 島 尋 子	6番 江 田 加 代
7番 山 路 有	8番 井 藤 稔
9番 松 田 悦 郎	10番 橋 井 満 義

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長 ..... 石 操	総務課長 ..... 高 田 直 人
住民課長 ..... 清 水 香代子	福祉保健課長 ..... 小 原 義 人
建設産業課長 ..... 松 嶋 宏 幸	建設産業課参事 ..... 益 田 英 則
教育長 ..... 井 田 博 之	教育課長 ..... 松 尾 達 志

---

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、一般質問を行います。

なお、本日は 8 名の議員より一般質問の通告を受けております。

順次、通告順に御紹介を申し上げます。

本日の一般質問、通告 1 番、議席番号 4 番、加藤修議員。通告 2 番、議席番号 9 番、松田悦郎議員。通告 3 番、議席番号 7 番、山路有議員。通告 4 番、議席番号 6 番、江田加代議員。通告 5 番、議席番号 2 番、景山重信議員。通告 6 番、議席番号 1 番、河中博子議員。通告 7 番、議席番号 5 番、三島尋子議員。通告 8 番、議席番号 8 番、井藤稔議員。以上、8 名の議員から一般質問の通告があります。

順次、通告により質問を許します。

まず、通告 1 番、議席番号 4 番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4 番 加藤 修君） おはようございます。4 番、加藤です。質問に入る前に、台風 10 号等で被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。早期の復興を願います。

それでは、通告に従いまして、日吉津村水防計画の進捗状況を質問いたします。

1、水害に対する対策は十分なのか。我が村は、東に佐陀川、西に日野川と大きな川に挟まれた、まさに川の村であります。水防法の改定により、100 年に 1 度の大雨を想定し見直しが行われたと聞いております。その内容と対策の説明を求めます。

2、防災訓練の計画について。これまで村の防災訓練は地震による津波の想定でしたが、今、最も怖いのが水害であります。水害を想定した避難訓練が必要であると考えます。その計画について伺います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

日吉津村の水防計画の進捗状況はということで質問をいただいております。

この件につきまして、県内の自治体において水防計画を単独で策定している自治体は少ないということであり、そのほとんどが地域防災計画の中に水防計画を盛り込んでいるのが現状であります。

本村では、平成27年度に近年の法改正に合わせ日吉津村地域防災計画の見直しを行っております。その中で、風水害等の対策編、第3章、災害対応策計画の第26節に水防計画を記載をいたしております。災害時の配備体制や重要水防区域、消防団の出動、河川管理者の協力等について掲げております。

次に、水害に対する対策は十分なのかということですが、また、水防に関する防災訓練の計画はという質問であります。

現在、作成されております洪水ハザードマップは、100年に1度の大雨で日野川が決壊する想定で作成をしております。その場合、村内全域が水没するという大変なシミュレーションになっております。対策としては、本村の地形的に考えても、当然、小高い山等がありませんので、遠くへ避難する水平避難よりも、自宅の2階やイオン等の近くの高い建物への垂直避難をすべきと考えております。

しかし、このたびの水防法の改正によりまして、従来の100年に1度の大雨を想定し得る大規模の降雨と想定の変更によりまして、国土交通省日野川河川事務所が浸水想定の見直しを行いました。それによりまして、従来よりも想定浸水深が全体的に深くなっています。また、鳥取県も平成23年9月の台風12号で佐陀川の一部が決壊したことも踏まえ、このたびの法改正に合わせて佐陀川の浸水想定の見直しを行う予定であります。

今後は、その結果も踏まえて、今までのように自宅の2階への避難で大丈夫なのか、どのような防災訓練が適切なのか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げますが、このたびの国土交通省日野川河川事務所が浸水想定の見直しをされましたけれども、それは本当に想定浸水深、深さが深くなるということで、前段申し上げましたけれども、全村が水没するという中でその深さが増すということでありますので、非常に大きな課題で、どんな解決策を講じていくのかということでは本当に大きな課題を頂戴いたしましたと思っておりますが、それでも住民の皆さんの御理解をいただく説明をして災害に備えていかなければならないというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いをします。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 100年に1度の大雨を想定して改定というところでございますが、昨年は鬼怒川の氾濫、ことしは北海道、岩手等の災害、都市部でのゲリラ豪雨、水による災害が多発しております。特に今回の災害の中で、発令された避難指示とか、そういったことが理解できてなくて避難しなかったというところがありました。その点で、時期も含めて、明るいうちに発令をしてくださいということがありますけども、そういったところも踏まえて、これから初めに発令して、ずっと一番最後まで、何段階あってというの、私らはわかってますけど、ちょうどいい機会ですので、ここできちんとそういったところの答弁をいただいて、一番初めに出すのはこの発令だよ、一番危険なのは、もうずっと段階があって、一番危険なのはここだよというところの説明をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 加藤議員の御質問にお答えします。まず、水防計画の関係で、避難準備等ということでお答えしたいと思います。

最初に、氾濫注意水位を超えて見込まれるときにということで、まず最初に、2.6メートル、日野川が2.6メートルを超えたときに避難準備情報ということで流れます。そうしますと、要配慮者等ということで、避難場所への、要は要配慮者が先に避難行動をしていただくと。そのほかの方は避難準備を開始していただくということであります。それから、次に、基準の4.6メートルを超えた場合に避難勧告ということで、避難場所への避難行動を開始するというのであります。それから、5.5メートルを超えたときに避難指示ということで、避難行動を完了していただくということと、逃げおくれる方は最低限の行動をしていただくということになっております。

それと、佐陀川については、避難準備については同じく2.6メートルですけども、避難勧告については2.8メートルということでありますし、避難指示については4.6メートルということで基準を定めておりますので、御理解いただきたいというぐあいに思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 熊本地震のときに南阿蘇村も被災をしましたが、その1年前に総務経済で視察をしておりまして、そこのビデオ等、DVD等を見せていただいたときに、一番危ないのが夜の避難というところで、発令をされるのに明るいうちに出していただきたいというのが最も大切なことではないかというふうに言われておりました。この点についていかがでしょう。発令の時期。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども申しましたけども、その判断基準というのがありますので、警報とかそういうのが出て、どの時点で避難準備とかっていう情報を出すというのは、今この場で、昼間じゃないといけないということはなかなか言えないと。その出たときに早期に出すという形になると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） この水害の想定というのは非常に難しい。水を制する者は国を制するというぐらい難しいところでありまして、本村で雨が降らなくても上流域で雨が降れば増水をする。その想定そのものの基準というのがなかなか出しづらいところもありますが、答弁にありましたように、高いところがない本村はどこに逃げるんだという話で、家の2階が安全とは言えないならどうすればいいのかというところを質問いたします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ハザードマップのほうにも載せてると思いますし、計画にも載せておりますけども、避難場所は一応各公民館とトレセン、それから小学校、それからイオンということになっておりますけども、先ほども申しましたように、浸水想定区域が分かれておまして、5メートルぐらいになりますと2階の軒下ぐらいになりますので、2階への避難というのは難しいということで、イオンなり日吉津小学校なり、役場もありますので役場なり、そういうところに避難していただくということになっているというぐあいに思います。特に日野川ということで、南のほうから決壊して流れてくるということですので、そういう形で避難をしていただくようになると思います。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 今、ちょっとやってないんですけども、持ち回りの水防訓練があったときに、日野川でやって、日吉津が担当、私も消防のときにやりましたけども、まず一番初めに出るのが今吉、それから小学校のほうに逃げなさいと、歩いていただいたということがありまして、今、やってないんですけども、今吉が、限定して今吉がした場合に、どこに逃げるんだいったら、高いところいったら、うなばら荘か、サンライズひえづの3階か屋上かというやなところで、ただ、全員は入れませんし、だけん、早急に逃げるんなら、まずこっちじゃなしと、海のほうに逃げると。その今の地震、津波とは全く逆の避難方法をとらなくてはいけないということがあって、どっち向いて逃げるんだって話。本村に近いところは、社協であったりイオンであったり逃げれるかもしれません。そこに行くまでに行けないんじゃないかという話。それで、最も安全なのは尾高から上ですねと。車でぱっと上がってしまやええけど、多分、渋滞で上がれな

いでしょう。だけん、難しいとは言いながら、これだけ災害が続いているのに何も手を打たない、水が出てからどうこうでは始まりませんので、村民の生命、財産を守るのに最低限これぐらいのことはせなくちゃいけないんじゃないかというところ、村長、何かございましたら言ってください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 平成23年の台風12号の際には、先ほど避難準備の対象だというのが2メートル60ということを行いましたけれども、あのときには車尾の観測所で3メートル11を超えたと思っておりますので、そのときには避難準備をということでもさせていただきましたけれども、見る限りでは日野川はまだまだ、到底到底、決壊するような状況ではなかったということでもあります。

今回の想定は、先ほどありました、かつては日野川の下流のホレコのあたりが決壊するという想定がありましたが、今回の大規模氾濫ということでは、どこが氾濫するという想定がしてありません。全体、日野川のどこかが切れるという想定でありますので、これは日野川の流域の系統でいきますと、対策協議会のメンバーの自治体が、米子、日吉津、南部、伯耆町ということになってまして、それぞれの避難なりの対策を来年の雨の時期までに、それぞれがその考えたものを持ち寄るということになってます。それをおくれることはならんよという言い方がひとつありますが、これには関係の国土交通省なり鳥取県さんもかんでいらっしゃるということで、鳥取県のほうには町村として非常に課題が大き過ぎて取り組みがしにくいと。本当に大変なことだということをおし上げておまして、これは県知事にも伝わっております。全県下の会議で申しておりますので。県は佐陀川のような県管理の対策をまず先にやるということでもございました。それから、直轄河川の対策についても力添えをしていきたいということでもありますので、そこら辺を期待しておりますが、全村が今回、浸水想定の中が、区分けの中が、浸水深の深さの中が、かつて50センチだったところが3メートルまでの水深になる、水の深さになるというような見直しもされておまして、実はまだ手のつけようがないということです。でも、こういう想定がされたということは村民の皆さんに確実に伝えて、でも、パニックになってもらっても困るということがありますので、そういうことをなかなか、加藤議員の、いや、村民の皆さんに適切な回答ができませんけれども、どうやって避難をしていくのかということに関係機関とも調整をして、指導を得ながら進めていきたいなというふうに、今のところはこれといった切り札がないというのが実態であります。

さっきおっしゃいましたように、日野川の下流で氾濫したときは、うなばら荘や、さらにはチ

ューリップホームの関係の、あそこのグループホームなり小規模特養のほうで、あ、老健ですね、老健施設のほうで避難していただく、高さとしては十分に避難の場所としての対象になり得るというふうに考えてます。

答弁になりませんが、まだまだこのたびの浸水想定、大規模の氾濫の浸水想定のこれに対する対策というのは、こないだ8月22日に首長の会議が日野川の流域の自治体に対して県と国土交通省や関係機関が集まって議論が始まったところでもありますので、今後も議論を重ねていきたいというふうに思ってます。

○議長（橋井 満義君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 本当に難しい問題で大変だと思いますし、佐陀川の浸水想定がこれから行われて、来年の雨の時期までには本村もある程度のものを持って出なくてはいけないというところで、ただ、あの水害は我が村のアキレス腱でありまして、本当に水害による避難訓練というのに行っても、どこにどういうふうにするんだというところがまだ決まってない状態では動けないのではないかと思いますけども、これは生命、財産を守るには一番の難しいところではありますけれども、そういったところ、ある程度危機感を持って早急に出していただきたいと思えますし、それと、一番初めに言いましたように、避難待機とか指示とか、文言が理解ができなくて大きな災害になったという事例もありますので、そういったところの周知徹底をもう一つアピールしていただいて、わかっている人はわかっているとは言われますけど、ほとんどの人がこの文言って、これが何段階でどうなのかっていうことはほとんどわからないと思えますので、何かあるごとにこういったことをしていただいて、広報していただいて、漏れのないようにしていただきたい。また今度、10月の2日に防災訓練がありますので、そういったところで、今回はいろんな避難計画があるみたいですけども、できたら来年は確実にこの水害に対する避難訓練を入れていただかないと、これだけ災害が多発しますと、村民の方も御心配だと思いますので、ひとつよろしく願いをと要望をいたしまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 通告2番、議席番号9番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。最初に、新教育長の教育方針と地方教育組織運営法の改正についての考えを伺います。

4月に新教育長になられ、その就任の挨拶の一つに、学校と教育委員会は多様な人々や組織とのネットワークを大切に、連携、協働してより効果的な方策を開発したいと述べられてはや5カ月が経過いたしました。それらのことを踏まえ、新しく教育長としてこれから日吉津村の教育行政に対する考え方と、27年に地方教育組織運営法の一部の改正が施行されました。その内容は、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、村長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を行っております。この地方教育行政法の一部改正について、あわせて考えを伺います。

次に、行財政改革の評価と今後の考えについて質問します。日吉津村の行政改革への取り組みは、平成15年に石村長が就任され、日吉津村の単独存続を決定し、厳しい環境を乗り越えようと村民との協働により事務事業の見直しや情報公開制度などに対して行われてきました。翌16年から財政運営の健全化を初め、下水道使用料、各公共施設の使用料の改正、各種補助金の減額及び廃止、さらには、18年には行財政改革大綱を策定し、旅費の見直し、職員給与の3%削減など、人件費の抑制、使用料手数料の見直しを実施されました。その後、23年には集中改革プランを作成後、歳入の確保、行政のスリム化、効率化など、改革の柱である第1次行政改革推進プランを実施され、また、25年には第2次行政改革プランを矢継ぎ早に打ち出され、さまざまな取り組みを行われたと私は理解しております。また、日吉津村にとって待ったなしの状況であったと推察します。

そこで、これまでの行財政改革推進プランの中で、見直しの時期、見直しの重点、さらなる改革について評価と、今後はどのような考えで進めていかれるのか伺います。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、新教育長の教育方針ということについては井田教育長から答弁をいたします。当然ですが、井田教育長から答弁をいたします。

私のほうからは、行財政改革の評価と今後の考え方についてということで質問をいただいておりますので、お答えをしております。

本村では、平成15年に市町村合併の是非を問う住民投票の結果、単独存続を決定したわけですが、以来、みずからの力と責任による活力ある村づくりを推進していくために、平成18年に策定しました日吉津村行財政改革大綱に基づいて、スリムで効率的な行政サービスのあり方や、行政と村民の協働・役割分担のあり方などの見直しを図ってきたところであります。

質問の中にもありましたけれども、これまでに、第1次、第2次推進プランを作成して、歳入



の確保、行政事務の効率化の推進、参画と協働の推進、情報の共有・公開を4つの柱として改革を進めてまいりました。

主な取り組みとして、歳入の確保では、ふるさと納税制度の周知と記念品の工夫、地方創生という新たな視点から住宅用地を確保する有効な土地活用等の取り組みを行ってまいりました。また、行政事務の効率化の推進では、ヴィレステひえづ内の喫茶運営や清掃業務をNPO法人へ委託するなど、民間委託できる事務の見直しを進めるとともに、人材育成の推進を図ってきました。そして、参画と協働では、実行委員会方式で実施するイベントなど、運営方法の見直しを行うとともに、児童の運動促進や体力の向上等を図るためにボランティア団体である芝生化推進隊を主に小学校の芝生化を実施したところであります。このように、自治基本条例に基づいて参画と協働のむらづくりを中心に行財政改革に取り組み、ある程度の成果を得たというふうに思っております。

そういう中でありますけれども、先ほど申し上げました取り組みの内容は、この近年の取り組みの内容でございます。松田議員からありました平成の単独の選択をした18年のあのあたりの行財政改革は本当に待たなしの状況で、村民の皆さんのサービスを削減をさせていただいたり、負担を新たに求めさせていただいたりということで、大変な選択をさせていただいたわけがありますけれども、おかげで今日に至っておるところであります。そういう中で、今のところ第3次推進プランの策定がまだ至っていないということでございまして、平成27年、28年から第3次の推進プランを進めるべきところにあるわけがありますけれども、まだ至っていないということではありますが、今後はオープンしました、昨年のオープンでありますけれども、むらづくりの拠点となるヴィレステひえづの運営並びに地方創生総合戦略による新たな事業実施など、これまでの取り組みや財政面も含め検証するとともに、課題を整理した上で新たな行財政改革に向けた第3次推進プランを検討したいと考えております。この新たな行財政改革に向けたということでは、従来の1次、2次で、本当に皆さん方に、村民の皆さんに負担を求め、サービスの削減を求めてきたところがありますけれども、そういうものはある程度踏襲しながら、新たな行財政改革の切り口を定めて進めていかなければならないと。従来のものの形では、どうも今の時代にそぐうのかということでは多少疑問符も持つところありますので、新たな切り口で進めていく必要があらうかというふうに思ってますし、村民の皆さんもそんな考えではないのかな。従来どおりでやっていくということも大事ですけども、やっぱり変わっていかねばならないことはまた新たに出てきておるのではないかというふうに思ってますので、そんな観点で第3次の推進プランの検討を進めてまいりたいというふうに考えますのでよろしく願いをして、新教育長の教育方針

については、この後、井田教育長が申し述べますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の教育行政に関する一般質問にお答えいたします。

その前に、6月17日に着任させていただきましてから、毎日が新しい経験の連続でございます。このたびのこの議会、一般質問も当然初めての経験でございます。いろいろと不手際等あるかと思いますが、御指摘いただいたり、お許し賜りますようによろしくお願いたします。

答弁の初めに、日吉津村教育行政に対する教育長としての考えについてのお尋ねでございました。

このことにつきましては、本年1月に策定されました日吉津村教育大綱における3つの基本理念を具体化していくことが大切であると考えております。基本理念の1つ目の、21世紀をたくましくしなやかに生きる確かな学力の向上につきましては、その具体化する視点といたしまして、基礎的・基本的事項の習得と定着が大切であると考えております。中でも、小学校におきます学習内容の中心的概念の定着が肝要であると考えます。例えて申し上げますと、小学校、算数ですけども、三角形の面積は底辺掛ける高さ割る2ということは誰もが覚えて使っているところですが、底辺と高さの定義、そして2で割ることの意味につきましては、明確に説明できる児童はそんなに多くないと思われまます。どの教科におきましても、このような学習内容の中心的概念の習得と定着を目指した授業づくりが望まれるところであると、そのように考えておまして、学校の授業づくりに一緒に相談したり参画したりして推進できるようにしていきたいと考えておるところでございます。

2つ目の基本理念であります、生きがいと豊かさを実感できる生涯学習の推進につきましては、個人やグループが具体的な目標を持ってさまざまな活動に生き生きと取り組まれ、その成果を地域や家庭に発信し還元されることが大切であると考えております。そのため、これらの活動の機会と発信・還元の際の充実を一層図っていきながら、生涯学習の活動の様子と、そのよさや意義について積極的かつ継続的に広報し発信していく必要があると考えているところでございます。

基本理念の3つ目の、活力あるふるさと日吉津を支える人づくりにつきましては、次の時代を担う若者たち、特に中高生の活躍の場を充実させることがとても大切であると考えております。高校生や中学生が地域の人々とともに活動し、その活動が認められ、地域で活動することのよさや意義を感じつつ、自己有用感を高めて地域コミュニティの一員としての誇りが自覚できるようになってほしいと強く願っているところでございます。

そのために、村内のさまざまな団体やグループの活動に中高生を巻き込んでいくことが大きな課

題であると認識しておりまして、いろいろなアイデアを出し合いながら、村民の皆さんの参画と協働がいただけるよう努めていかなければならないと考えているところでございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に対する考えについてのお尋ねでございます。

平成27年4月1日に施行されましたこの法律の主な趣旨は、先ほどの御質問の中にもございましたように、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築及び首長との連携の強化を図ることであると認識いたしております。従前の教育委員会を代表する教育委員長と、事務局を統括する教育長を一本化した新教育長を置き、教育行政の第一義的な責任者が新教育長であることが明確になったこと。そして、改正に至る要因の一つに、いじめや体罰に起因すると見られる自殺事件があったことから、教育委員会の機能の活性化や危機管理能力の充実が強く求められていることを考えますとき、教育長としての責任の重さに身が引き締まる思いでございます。と同時に、新教育長は議会の皆様から任命の同意をいただいていますこと、そして、村長から直接任命されていること、また、総合教育会議において村長部局と教育委員会が相互の連携を図りつつ教育行政を推進していくための協議ができること、さらには、村長が定める教育大綱の策定について教育委員会として参画できることなどなど、教育長の任命から教育行政の推進に議会の皆様や村長部局全体に、今まで以上にかかわっていただけるようになったことを心強く感じているところでございます。

もとより、教育行政は教育委員会だけで完結できるものではないと考えておるところでございます。まして、保育と学校教育の連携、安心安全な地域づくりと学校及び教育行政との連携、さまざまな御家庭に対する支援と教育行政の連携、教育環境の整備の予算化に関する連携、コミュニティセンターと地域の皆様との連携、そして各種イベントの実行委員会の皆様と教育委員会との連携等々、教育行政は押しなべて他の組織や団体、そして地域の皆様との協働によって推進されているものと考えております。

この法改正を機会といたしまして、教育委員会といたしまして、村長及び村長部局との連携をより一層密に図りつつ、村民の皆様や各グループ・団体の声をしっかりと受けとめながら、今まで以上にその参画と協働が得られるように努めることを通しまして、一層開かれた教育行政を推進してまいりたいと考えておるところでございます。村民の皆様、議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上で松田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 教育長には丁寧な教育大綱方針につきまして、また、三角形の計算方法など、いろいろとありがとうございました。私もわかりません。何で底辺なのか高さなのかよくわかりませんが、また教えてください。

ということで、ちょっと質問を考えてみたけども、今、何かもう答えられましたので、次の質問をしたいと思いますが、教育行政の改正でちょっとお聞きをしたいと思いますが、全国学力・学習状況調査の結果公表については、市町村教育委員会で判断ができるというふうに書いてあったように思いますが、以前もこういう質問をやったんですけども、前の教育長のときにやったんですけど、日吉津村としてはどのような、こちら辺の考え方としてはありますか、伺います。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 松田議員の御質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査の結果の公表についてということですが、以前のときにも申し上げていました、日吉津村には学校が1つしかありませんので、このものを具体的に公表するという考えは今現在もございません。その教育委員会で判断するという中であってもありませんが、その全国と県と比較をして、こういった傾向にあるよということ、それから、子供たちの生活状況等についても質問肢がありますので、そういったところで今の子供たちがどう考えているのかとか、生活状況、特に勉強の時間だとか、それから家庭での過ごし方、地域での過ごし方との設問などがありますので、この日吉津の地域で、特にこういったところが顕著であるというような傾向については、今までも広報でも周知していますし、今後も広報でお知らせをしたいというところで、学校の中で集計したものにつきましても、学校だよりというところで保護者にも周知していますし、広報に折り込んで、その出した段階で周知をさせていただいてるところです。8月の末に国のほうが集計が終わって、こういった傾向で各教育委員会、各学校でこの調査についての傾向等についていろいろと協議をなさいたいというところでありました。報道での公表というのはもうしばらく時間がかかるのかなと思います。国のほうが集計をするときに、中学校の部分で多少時間がかかるので、報道等への公表はまだですよということですが、8月の定例の教育委員会でも本村の学校の傾向はこういったところですよという御報告をしながら、いろいろと委員の御意見等もいただいていますし、学校のほうでも集計をして、まず6年生の保護者に結果を、そして、全校的なものについてはこれから印刷物をつくってというところですよ。村報については、年末か年明けぐらいに大体いつもなってるんですけども、傾向等を再度記事にしたものを皆さんに御紹介ができるというところで考えています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（９番 松田 悦郎君） 丁寧な説明をありがとうございました。ちょっと時間が気になり出しましたので、時間が余ったらまた再度、教育委員会のちょっと質問をさせていただきます。

行財政改革についてちょっと質問したいと思いますけども、この行財政の改革については確かに非常に重要なことで、村民の皆さん方、我々も一緒に、本当真剣に考えないけないと思うんですけども、いまいちこれについての村民の反応がどうなのかなという疑問だったんで、その辺をちょっと、村民の反応などわかりましたら、ひとつお願いをしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 現時点で明確なものの把握をしておりませんのでお答えできませんが、18年からのものを引き続きずっとやってきて今日の成果が出てきておると思っております。それは、冒頭でも申し上げましたように、負担を求めたりサービスを削減させていただいて今日があるというふうに思っております。行革については、それをこれからの行革の考え方については、その土台を、これまで築き上げた土台を大きく変えるとかもとに戻すとかという考えはありませんので、いわゆるこれまで築かれたもの、村民の皆さんに理解をいただいたものを継続しながら、新たな行財政改革の切り口を探していく必要があると。従来の、従来に続いた行財政改革は、それを持続させながら新たなものを考え出していく必要があるというふうに思っております。それは、何が不足しているのかということで考えたときには、やっぱり村民のお力をかりたり民間団体の力をかりりという部分では非常に不十分さがあるなというふうに考えております。お力をかりる手法というのを改めてこれまで参画と協働ということを言いながらきましたけれども、その言葉の意味合いをもうちょっとかみ砕いたものにしていかなければならない。それはボランティアでやっていただいておりますけれども、ボランティア全てではない、有償ボランティアもあるというようなことも考えたりをしていかなければならない。それから、指定管理等においても十分なことができていないということでもあります。それは、短期的に見ますと、今の行政の雇用のやり方というのは非常に、私が言うことではありませんけれども、職員に非正規という形で働いていただいております状況がよくないということは十分に承知をしておりますので、そこら辺を変えていくということでは短期的な答えは出せない。長期的に見て、それでプラスになるというような考え方でやっていかないと、これまでの負担の増、サービスのカットだけでは行革は成り立っていかないと、地方自治体が成り立っていかないとというふうに考えておりますので、新たな切り口でやっていきたいということで考えております。

村民の皆さんの御意見はどのようなかということでは、その部分では十分承知してないということでもありますので、今度の、いわゆる28年で終わって第3次をつくらなければならないという

状況がありますので、村民の皆さんの意向をしっかりと捉えた上でそのものを、第3次を策定していきたいというふうに考えてます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 次に、ことしの8月ごろ、行財政検討委員の委員の募集をされたそうなんですけど、その辺の状況は、わかりましたらお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 5月に任期切れということで、5月に募集をしましたけど、1名の方が公募でありましたけども、規定の10名以内ということで、8名ぐらいを毎年委員さんに選定してるんですけども、まだ6名ぐらいということで、まだ完全な選定になってないということでちょっと苦慮しておりまして、早急にその辺を委員さんをお願いをして、先ほど村長が申しました第3次のプランにかかっていきたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。また決まりましたら報告をお願いしたい。

それから、25年から27年の計画について、日吉津村のホームページで出ておりました。この中で大きな柱として、収入の確保と行政事務の効率化の推進、参画と協働の推進、情報の共有・公開の4つを定めてあります。この中で、行政事務の効率化の推進につきましては、相当前からいろんな効率化を行われておりますが、これはどこの辺までこの効率化を進めていかれるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 行政事務の効率化の推進ということで、今までも事務事業の見直しをしたり行ってきましたけども、現在、国から、国の法改正とか、それから、県からの権限移譲等、昔よりもまた事務がいろいろとふえておりまして、そういう部分でしっかりとした事務事業の見直し等も考えていかないと、どんどん仕事が膨れ上がる一方で、今、新たに地方創生ということで事業も行っておりますので、その辺のことを十分検討していきたいというように思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 職員さんの仕事がふえるとかなんとかじゃなくて、効率化を目指していくということなんで、ひとつよろしく願いいたします。

それから、この行財政検討委員会の中で、当然、事務内容の検証は行われていると思うんですけども、この検証内容についていろいろあったと思うんですけど、あれば1つか2つほどその内容

を教えてくださいなと思いますが。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ホームページのほうにも出しておりますけども、各年度で行財政検討委員会の中で評価をいただいたり、そういう成果があつてると、まだ引き続きやつてるといふことがありますので、そういう部分ではこの事業が行われてきたといふところを十分、住民の方からも意見を聞きながら修正してるといふことでもありますので御理解いただきたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、25年から27年の第2次行財政改革推進プランの計画の中で、わかればですけども、財政効果目標額と、その内訳がわかればお聞きしたいですが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 財政効果目標については、ちょっと現時点でわからないですが。失礼します。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） それはいつごろ、これ、全部、検証が終わつてからなんですか、この目標額といふのは。大体、今までの行財政改革ではついてますけど、こういう目標額、達成しましたといふのが書いてありますが。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 27年度までの分がやっぱり終わつて、今、委員会のその委員さんも……。

○議員（9番 松田 悦郎君） ああ、まだ開かれてないか。

○総務課長（高田 直人君） ええ。おりますので、その辺を開会したときに評価をいただいて載せると、公表するといふ形になると思ひます。以上です。

○議員（9番 松田 悦郎君） わかりました。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） なら、また、これも出ましたらひとつお知らせを願ひたいと思ひます。

それから、古くなりますが、23年に村民からの提案箱が設置されたといふふうにして書いてあったんですが、それで、実績は2件ありましたよといふふうにして書いてあったんです。この内容はど

のような内容で、どのように生かされておりますか、わかりましたらお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 23年9月からの公聴活動実施要綱を定めまして、当時、2件ということでは理解しておりますけど、ちょっと内容については、私のほう今、理解しておりませんので、後ほどということでもよろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この提案箱って、今でも、どこに置いてありますかいな、これ。私、ちょっとわからんですけども。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 提案箱ということではなくて、ホームページ等で御意見をいただくということですので、お願いしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） この23年で、これは、ホームページでしたか、提案箱ではなかったんですか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 職員通用口の東側の玄関のところに当初、置いておりましたけども、郵便物といろいろ間違えられまして、そういうこともあって、今はしておりません。一応、ホームページを利用してということをお願いしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） しつこいようですけども、ホームページはわかりますが、やっぱりこの提案箱というのは、ああ、いいもんだなと思って私も見て、だけどこにあるのかなと思って探いたんですがなかったんで、ぜひともこれ、ホームページばかりじゃないんですので、やっぱり入れる方がおられると思いますので、できたら提案箱、置いてほしいなと思います。

時間のほうも迫ってきましたんで、ちょっとこの行革のほうも置きまして、ちょっと教育関係、再度、変えますんでよろしくをお願いします。

ちょっとこれ、教育長に聞きたいんですが、地方教育行政法の改正には、いじめに関連した事項が多く載っておるわけでありまして、このいじめの自殺の原因は、いろんな報道を見ますと、全国的に小学校6年生から中学生に上がった中学1年生あたりが、どうもマスコミ報道によりますと多く報じられておりますけども、中学校の校長先生をしておられたということで、その経験上として、この時期に多いのはどういうところが考えられますとか、ありましたら考え方を



お願いします。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松田議員の御質問にお答えいたします。といいますか、答えになるかどうかわかりませんが。

小学生の発達段階として、20年、30年前は小学校6年生ぐらいが思春期の始まりというふうに認識されておりました。しかし、子供たちの体位の体の大きさの向上や社会的な生活の変化等におきまして、思春期の始まりはもう早い子で4年生の途中からで、もう5年生になったらもうみんな思春期に差しかかっているというふうに、最近ではいろんな研究からそのようにもう大体定着してきた認識でございます。

では、その子供たちの発達段階に応じた学校での子供への対応の仕方、あるいは家庭での子供へのしつけなり生活のあり方のかかわり方が子供の発達に即した対応に変わってきたかという点、まだまだそれが変わり切れていないといいますか、適切な対応になっていない面が、昔ながらの対応の仕方というのがあるのではないかというふうに、私、個人的に思っているところでございます。

そうしますと、子供にとっては、その自分の発達と自分の思いと、社会とのかかわり、親とのかかわり、学校、大人とのかかわりがギャップがありますので、子供にとってはそれはストレスなわけですね。そういう中で、不満とか不安とか、なかなか人との関係性がうまく構築できないとかいうことにもつながって行って、そのことで、特に小学校から中学校に進学して環境が大きく変わって、勉強もぐっと難しくなるといいますか、量もふえまして、いろんな中学校になった段階でのストレスは、子供にとっては以前よりはかなり大きいものがあるのではないかというふうに考えております。

また、同時に、現代はとても便利な社会になって、子供が何をしなくても、苦労しなくても生活できる、何でも与えてもらえる、もうこれは子供だけじゃなくて、その便利さに流されている大人も同じことだと思うんですけども、振り返ってみて、やはり家庭生活、それから地域での生活、社会生活における人との関係、何か苦労して乗り越える経験というようなものが少なくなってきたのではないかと思います、そういう経験を意図的につくっていく必要があるというふうにも、現時点で考えているところでございまして、そのことが自殺と直接結びつくかどうかは定かではありませんが、そういう状況、傾向にあるのではないかと、日常、考えておるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 丁寧な説明ありがとうございました。

私も、以前、ちょっと聞いたところによりますと、小学校の6年までは仲よく、仲よく友達できて、小学校の友達とずっと中学校上がると。中学校上がったら、友達、がらっと変わって、今まで仲よしの子となかなか遊べないと、なかなかつき合いができないというようなことから、そういうのも一つの原因の一因だというようなこともちらっと聞いたもので、その辺のこともちょっと聞こうかなと思ったんですけども、いろいろとありがとうございました。

なら、これで質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時20分より再開をいたします。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

なお、ここで申し添えておきますが、各質問においては質問要旨をはっきりさせ、答弁に対するお礼や要望は厳に慎んでいただきますよう申し添えておきます。

それでは、通告3番、議席番号7番、山路有議員の一般質問を許します。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） おはようございます。7番、山路です。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入りたいと思います。

今、まさに地方創生総合戦略実践中であります。活力ある村、元気のある村づくりは、村民が一体となってこそなし得るわざと心得、私自身も取り組んでいるところであります。村を細分化した7自治会の元気ある活動は、即、村の元気にもつながるものと心得ております。私も微力ながら一生懸命をモットーに取り組んでいるところであります。

本日の私の一般質問、行政として地域力を最大限に発揮できる、また、発揮してほしい気持ちを込めた一般質問としたいと思います。3点について質問をいたします。

1点目が、健康づくり施策に専門医導入をとということで1点目。2点目が、高齢化社会に対応した施策とはということで、これが2点目です。最後に、3点目として、いじめから子供を守る体制はということで3点目、質問をしたいと思います。

そうしますと、早速ですけども、1点目の健康づくり施策に専門医導入をとということで、議会

としても、ここ、たびたび行政視察をするわけですが、その都度、大変勉強になっているところでもあります。本年7月、明日香村視察において、介護予防、介護保険推進事業の取り組みについて勉強させていただいたところでもあります。特徴的な取り組みとして、専門医、薬剤師、保健師、自治会長を交えた検討チームが生まれ、着実に成果を上げておられたことを視察してまいりました。医療の世界も日進月歩で開発が進むところであり、検討チームに専門医の必要も痛感したところでもあります。村の実情を把握する中では、同様の検討チームが急務でないのかと、鳥取県内においても地域医療機関と連携した同様の形態がとられ、健康づくり施策を推進されようとしております。少し村の考えをお伺いしたいというふうに思います。

2点目が、高齢化社会に対応した施策とはということをお伺いしたいと思います。別紙資料を添えておりますので、それをごらんになっていただきたいと思います。村の高齢化は、別紙資料を見ていただいても着実に進みつつあります。地域が一体となった取り組みが求められるところでもあります。

まず1点目として、認知症の方（徘徊に結びつく方）の見守り対応と家族支援はということでも少しお伺いしたいと思います。

2点目が、昼間独居の見守りはどのようにしているのかと。

3点目が、地域の、つまり自治会のコミュニティ推進はますます必要と考えます。行政としてコミュニティ推進にどのような施策を講じようとしているのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、いじめから子供を守る体制はということをお伺いしたいと思います。繰り返されるいじめによる悲惨な事件、また家庭内における親からのしつけと称した虐待は後を絶たないところでもあります。その都度、関係機関は矢面に立たされ、弁解に終始するところもあるわけでもあります。

そこで、1点目として、陰湿となりつつある問題と把握しております。発見に至る調査体制はどのようにされているかということをお伺いしたいと思います。

2点目が、発見に至ったときにはどのような対応をされているのかと。

それから、3点目が、地域で見守る体制は十分なのかということで、村長並びに教育長のほうに質問をしたいというふうに思います。

以上、3点について質問をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、健康づくり施策に専門医導入をとということで質問いただいております。

我が村における健康づくり施策は村総合計画の中でも大きな柱の施策であります。日吉津村健康づくり推進協議会を核としながら、委嘱メンバーに学識経験者として歯科医師・薬剤師、行政機関として米子保健所長にも委嘱をして、さまざまな事業実施・実態調査等への御意見をいただくとともに、各所との連携を図っております。

また、医療機関ではありませんけれども、関連の機関ということで、鳥大医学部保健学科の公衆衛生看護学実習を受け入れております。地域・精神看護学講座の松浦教授に地域データを見ていただいて助言を受ける機会も得ております。

現在、村民の健康状態に沿った効果的・効率的な保健事業を実施し、健康寿命の延伸を図ることを目的としたデータヘルス計画の策定に取り組んでおるところでありますけれども、策定のメンバーには、協会けんぽ、国保連、また米子保健所より専門職の協力を得て進めております。さらに、必要に応じて、医師でございます保健所長からの助言も受けられる体制にしておるところであります。

また、今年度新たな取り組みとして、11月から2月にかけて全自治会を訪問させていただいて、実施を予定しております、まちの保健室事業においては、鳥取看護大学の看護学教授、鳥大医学部保健学科地域・精神看護学助教、それから米子保健所保健師等の協力を得て、自治会ごとに健康づくりの土壌づくりを進めていただいて、健康寿命の延伸を目指してまいりたいという計画で、まちの保健室を実施するというところであります。

専門医等の必要性は十分承知してるところであり、各種の計画策定、また、まちの保健室のような各種保健事業においても、我が村の地域課題に対する助言、指導等をいただける体制を整えておりますので、健康づくりの施策の推進につながるものと考えております。

2点目の、高齢化社会に対応した施策とはという御質問にお答えします。

まず、認知症の方の、いわゆる徘徊に結びつく方の見守り対応と家族支援はという質問でありますけれども、認知症の高齢者が、在宅での生活を続けるためには、行政や医療機関、介護サービス事業所だけでなく、地域住民が一体となって認知症を理解し、支援していくことが必要となります。そのための体制づくりとして、地域包括支援センターを中心として、認知症サポーターの養成や家族介護支援を行っております。

認知症サポーター養成講座では、認知症の正しい知識や理解を深めてもらうことで、認知症の方や家族への、地域での温かい見守りを広げていけるよう取り組みを行っております。また、家族支援といたしまして、家族のつどいを毎月開催し、家族同士の意見交換や介護の悩みの共有、

専門職による助言を行っております。

日ごろの見守りとあわせて対策が必要となりますのは、認知症高齢者の行方不明者が出たときであります。行方不明が発生した場合に家族対応には限界があるわけでありまして、地域での見守りや関係機関の連携による体制整備が必要であります。

本村では、昨年、村・警察・消防団・社協・自治会・民生児童委員を構成機関とした、認知症高齢者見守りあんしんネットワークを設立して、本村が進めておりました認知症高齢者の本人情報を役場に事前登録いただく見守りあんしんカードを活用した検索の流れの確認等を行い、行方不明発生時の早期発見に向けた取り組みを始めたところでもあります。あわせまして、各自治会公民館などへ事業のチラシ掲示依頼や家族へのGPS機器の貸し出し、見守りあんしんカード登録者へ早期発見ステッカー交付の取り組みも始めております。また、今年度は検索模擬訓練も予定をしたところでもあります。

今後も、認知症高齢者と家族が安心して地域で暮らしていけるよう取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、昼間の独居の見守り対応はということでございますけれども、昼間独居の見守り対応については、今後の検討課題であるというふうに認識いたしておりますけれども、具体的な施策として、今年度より支え合い福祉マップを活用した高齢者宅への訪問を行う地域訪問見守り事業を始めました。これは村社会福祉協議会へ委託をして、昼間独居の方も含め、現在各家庭の実態把握に努めているところであります。今後は自治会や民生児童委員などの地域の協力を得ながら、さらに把握に努めていかなければならないと考えております。

また、訪問等によって見えてくる課題も整理しながら、村の見守りに対する施策についても、既存事業の対象者見直しや必要な事業の創出等も含め検討してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

そして、29年度からの新たな取り組みとして、地域の特性を見ながら、日常の生活支援をできる限り助け合いで行っていけるようにすることを目指して、その推進役として生活支援コーディネーターを設置をして、その活動をサポートする生活支援・介護予防サービスの提供主体等の参画のもと、協議体という組織を設置して、この協議体を土台にして助け合い活動をともに創出・充実させていこうと考えているところであります。

この29年度からの取り組みは南部箕蚊屋広域連合の中で、介護保険事業の取り組みの中で展開を新たにしていこうということでもありますし、これは、それぞれの介護保険事業者の必須事業ということでも取り組みをしなければならないということでもありますので、ただ、それを連合の管内

一本でやるということではなしに、それぞれの地域包括支援センターの中で日吉津は日吉津、南部は南部、伯耆は伯耆でやっていくということにしているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、地域のコミュニティ推進について行政はどのような施策を講じようとしているのかという御質問でありますけども、自治基本条例の施行以来、自治会ごとに自分たちの暮らしや地域を見直し、地域の将来を考え、安心して暮らせる活力ある地域づくりに向けてのさまざまな取り組みを考え、その実践をしていただいているところでもあります。特に、防災マニュアルの作成を初めとして、村の防災訓練への参加や避難誘導、消火訓練を取り入れた自治会独自の訓練を実施をしていただいているところでもありますし、高齢化社会へ対応した施策として、本村の避難行動要支援者台帳の整備において、各自治会の要配慮者とのすり合わせ、個別避難計画の作成にも御協力をいただいているところでもあります。また、ある自治会では防災会という独自の組織を設置されて、声かけ運動と称し、平素より地域防災の強化、要配慮者の見守り活動に力を入れておられる自治会もあります。

そのほか、自治会祭りや世代間交流などの実施、ノルディック・ウォークなどの健康づくりにも取り組んでいただくなど、健康寿命の延伸等にも一役を担っていただきながら、高齢化社会に対応したコミュニティ施策を展開をしていただいているものと理解をしております。

このように、防災、健康、福祉といったさまざまな分野において、広く地域コミュニティという視点での取り組みが展開されるようになりましたので、今後もコミュニティ活動助成金等の制度を積極的に御利用いただくとともに、このような自主的な取り組みに対して支援をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

3点目の、いじめから子供を守る体制はということですが、私からは家庭内における虐待の観点からお答えをさせていただきますし、いじめという言葉においては、教育長のほうから答弁をすることにしたと思いますが、そういうことで、私のほうからは虐待という観点からお答えをしますと、厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」の中で、虐待であるかどうかの判断は、保護者の意図のいかんによらず、子供の立場から、子供の安全と健全な育成が図られているかどうかに着目をして判断すべきであると。保護者の中には、みずからの暴力や体罰などの行為をしつけであると主張する場合があります。これらの行為は子供にとって効果がないばかりか悪影響をもたらすものでございまして、不適切な行為であることを認識すべきであると述べております。

つまり、しつけと称した暴力や体罰は、保護者を中心にして考えれば愛情がある行為としても、

子供を中心に考えた場合、子供にとっては生命を危険にさらしかねない有害な行為でございまして、不適切であるということでもあります。

まず1つ目の、発見に至る調査体制、質問の中にありますけども、2つ目の発見に至ったときにはどのような対応をされてるのかということについてお答えをいたしますと、日吉津村では子供を守る地域ネットワークとして、要保護児童対策地域協議会を設置をいたしております。この協議会は、福祉保健課が事務局となって、米子児童相談所、米子警察署、学校関係、民生児童委員協議会等で構成をしております。

要保護児童対策地域協議会参加者には守秘義務が、当然でありますけど課せられております。情報共有の中で要保護児童の早期発見をして、適切な連携のもとに対応を行っていくものであります。

また、要保護児童の発見は、多くが住民・本人・家族、そして関係機関等から、要対協事務局への相談や通告によるものであります。

要対協の事務局が通告・相談を受理すると、直ちに児童の安全確認を行って、相談・通告内容の事実確認、状況把握のために情報収集を行います。この情報をもとに、事務局で緊急度判定会議を行って、緊急度・重要度によって児童相談所へ送致、または在宅支援を行う体制をとっております。

虐待の発生要因は、保護者の失業や健康問題、子供の健康問題、身近なサポートがない等、さまざまで一様ではございませんけれども、保護者や子供の抱える課題によって、各種手当制度の紹介、保健師からの育児知識や技術の提供、医療機関との連携など適切なフォーマルなもの、そしてインフォーマルサービスへ結びつけて多方面から、そして継続的な支援を行っております。

3つ目の、地域で見守る体制は十分なのかということについてお答えをいたしますと、要保護児童対策地域協議会のネットワークによって、子供にかかわる関係機関が役割分担をしつつ見守る体制をとっています。

しかし、虐待は、身体的な虐待、それから、子育てを放棄するネグレクトのように目に見えるものだけでなく、性的虐待や心理的虐待等、表面上はわかりにくく、子供へ与える影響が深刻なものもございまして。

また、中学校卒業後、進学も就職もしない子供については、地域ネットワークから離れた状態にございまして、情報も乏しく、有効な支援体制がないのが実情であります。

どの虐待や状況においても、子供自身が家族と離れたくない、自分の身に起きたことを他の人に知られたくない等の理由で口を閉ざし、誰に相談することもできず、日々静かに耐えているこ

ともあると思われます。

このような現状の行政や関係機関だけの見守りでは、手の届かない子供たちが存在をするわけであり、一般の地域住民の方へも、児童虐待は身近で起こり得ること、そして子育てに悩む保護者や悩み事のある子供たちのために、行政や関係機関に相談窓口があることを啓発をしていくことが必要があると考えております。

以上で、山路議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

学校のいじめの関係については教育長から答弁をするということでございました。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 山路議員のいじめから子供を守る体制についての御質問についてお答えいたします。

いじめの問題につきましては、学校教育の大きな課題の一つであると受けとめております。この対応策の根本として、人を大切にする心を育てていかなければならないと認識しているところでございます。そして、いじめの対策につきましては、その予防、そして早期発見、早期の対応が重要であることを念頭に対策を実施しているところでございます。

小・中学校の事例について御説明いたしますと、初めに、小学校では予防策としてハイパーQ-U調査というものを実施いたしております。これは児童の満足度調査の名称でございまして、この調査によりまして、いじめ被害の可能性、不登校の可能性、学習意欲の低下などが推しはかることができる調査でございます。これを全学年6月と12月の年2回実施してきております。この調査によりまして、日常の様子からは見えない普通の児童であっても、内面にあります不満や不安について、そういう内在的なものが発見することができるようになってまいります。6月の調査の結果は夏休みに全職員で分析いたしまして、対策を立てて2学期以降の学校・学級の経営や教育相談に活用しておりますし、9月の中旬になりますと、保護者の御了解のもと、全児童一人ずつ担任と個人面談をいたしまして、言いにくいことも相談できる体制をとるようにしております。そして、12月の調査の結果によりまして、6月からの変化を読み取りまして、新たな追加の対応策、次の一手を考え対応していくことになってまいります。

そのほかにも、人権教育アンケートを7月と11月の年2回、それから、学校評価調査を7月に保護者と児童を対象に行っておりまして、その中からいじめや不登校等の兆候を発見、探っていくということを行っているところでございます。

続いて、早期発見についてでございますが、これは教職員の観察により行うこととなります。

担任は、授業、休憩時間、集団行動の際の観察や保護者との連絡帳及び児童の日記からの読み



取り、担任以外の職員は、出授業、学校行事、クラブ、委員会、縦割り活動などにおける観察で行っております。また、保護者からの電話連絡などにより発見される場合もございます。

そして、その後の対応策につきましては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられたと感じている児童の立場に立って行うものとするということと、いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものといういじめの定義に沿って対応いたしております。

発見や訴えがあった場合には、日吉津小学校いじめ防止対策委員会により管理職、生徒指導主任、担任など複数人で対応し、その結果、全職員で情報共有を進めているところでございます。

今年度のこれまでの事例といたしましては、仲間外れ等に対応してきていることを聞いておるところでございます。いじめの状況によりましては、スクールサポーターやスクールカウンセラーの利用、教育委員会や警察による対応が必要なことも考えられますし、さらに、重大案件の場合におきましては、本年4月1日より施行いたしました日吉津村いじめ問題調査委員会により対応することとしているところでございます。いずれにいたしましても、早期発見・報告、情報共有、担任に抱え込ませないチーム対応が大切であると考え、これを実行しているところでございます。

次に、中学校の場合でございますが、基本的には小学校と同様な考え方で行っております。ハイパーQ-U調査、中学校でも行っております。全学年、中学校の場合は5月と10月に実施いたしますし、その結果、分析の結果を活用して、教育相談として、全校生徒の個人面談を6月、11月、2月の年3回実施しております。その年3回の相談の実施前に、学校生活やいじめに関する内容のアンケートを実施しまして、生徒が相談しやすい環境を整えておるところでございます。また、インターネットなどによるいじめ防止対策としてメディア講演会を、2年生は6月、1年生、3年生は7月に実施して、インターネットへの悪口などの書き込みは消えることがない、それから、安易な利用の危険性等々について啓発を行っているところでございます。中学校では教科担任制となりますので、各教科の授業の様子、それから休憩時間の様子、委員会、部活動、集団行動の際の観察や保護者との連絡帳からの読み取り等で発見に至る場合がございますし、また、保護者からの電話連絡などにより発見する場合もございます。発見後の対応は、箕蚊屋中学校いじめ防止対策委員会により校内の対応になります。状況によって利用する学校外の機関も小学校と同様な対応になってまいります。

本年度の中学校の事例としては、からかいがあったということを知っておるところでございます。

す。中学校におきましても、中学校の重大案件の場合は、米子市日吉津村中学校組合いじめ問題検証委員会により対応していくことになってまいります。いずれにしましても、子供の立場になってしっかり観察する、子供の気持ちを、言葉を、思いをしっかり受けとめるということから始めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上で山路議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） そうしますと、再質問ということで、時間の許す限り質問させていただきたいと思います。

そうしますと、最初から、健康づくりの施策に専門医導入をということで、この部分についてお伺い、再質問をしたいと思います。

現在、国家予算がおおよそ100兆円、そして、概算医療費、これが2014年度のものとしては概算医療費、これが社会保険、国保、もろもろの保険含めて約40兆円、介護保険で10兆円、そうしますと、おおよそ国家予算の2分の1を、今、医療介護で使うという時代になってきております。多分、2016年度になれば、まだまだ50兆円を超す医療費給付がなるかなというふうに思っております。また、日吉津村の状況を見ますと、平成13年度が歳入歳出で2億1,000万で、平成27年度がもう4億を超えてきたというような、こういう状況にあると思っております。そうしたものを振り返りますと、今の、村長、いろいろ地域の医療関係の方、それから保健所の方等々入っていただいて対応しているということも見ております。また、例えば糖尿病の研修等についても、私も実際にそういうところにも参加させていただいております。といいながら、村の医療費も伸びつつあるという、こういう状況を見て、保険者である村長の考えをひとつ、このまま何か、一つは、私はまちの保健室、今、先ほど、村長、こないだ、今回の補正予算に出しておりますまちの保健室ということで、7自治会を回っていくということは、私は評価しておりますけれども、今の状況を見て、いろいろな取り組みをやってるんだけど、状況としては伸びつつあるという状況を踏まえて、村長、保険者である村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 山路議員の質問の内容は、医療費が伸びておるけれども、どう考えるかということだったでしょうか。

○議員（7番 山路 有君） はい。全体的に高額医療。

○村長（石 操君） はい。医療費が伸び続けておるということでございますが、決して受診抑制につながるような意図ではありませんけれども、受診抑制につながるものではないというこ

とを前提にお話しをさせていただきますけれども、いわゆる国民健康保険の財政基盤が非常に脆弱であるということでもあります。30年度から国保が都道府県化されます。都道府県一本化になります。今の方向では、県が標準的保険料を定めて、市町村はその保険料を徴収するというようになりますので、30年度の、今の状況で考えると、保険料を1.8倍ばかり上げなければ追いつかないと。標準的な保険料、恐らく今のうちの医療費の実態からすると1.8倍に上げないと30年度の都道府県化の中では保険料が徴収できない、それだけの医療費の実績がありますので、できないということではありますが、そのこともありますので、いわゆる健康で住み続けていただくことにどんな対策があるのかということ、今はまちの保健室が一つの対策の方法であるというふうに考えております。それで、あくまでも今、男性が81歳になろうとする平均寿命、そして、女性が87歳が近くなっておるところの平均寿命と健康寿命との差を縮めていかないと、いずれにしても、国保の会計が都道府県化一本になっても村民の皆さんの負担が軽減しませんので、都道府県化になったときには、先ほど申し上げましたように、今の保険の給付費と保険料の徴収の状況で一般財源を投入しないということになると、1.8倍まで保険料を引き上げなければならないというものが目の前に差し迫っておるといふふうに考えておりますので、その辺も含めて理解をいただくためのまちの保健室事業の取り組みにしていきたいというふうに考えております。答弁になったでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 私もわかってわからんような質問、非常に医療費の問題も、ここで一言ですぐ答えられる、なかなか難しい部分もあるかなというふうには思っております。今、ヴィレステひえづもできて、保健的な機能もあるということですが、私は当初、ヴィレステで1カ月に二、三回なり、お医者さんの診断もあるようなイメージでおったわけですが、そういう取り組みなんていうのは全く考えておられないものでしょうか。例えば、このあたりでいえば、労災病院の内科の先生に来ていただいて、定期的な住民の相談に乗ってもらうとか、そういうことは考えておられないものでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 先ほど、冒頭の、最初の質問でお答えをしましたように、医療機関は結構、いわゆる医大の近くであったり市の中心部、いわゆる西部圏域の中心部にあるということで、そこそ研究材料としての協力をいただいております。ただ、その特定の人をお願いします、特定の医療機関をお願いしますという、これは非常に難しいと思っております。今、我々は悩みがありませんけれども、自治体病院を運営してらっしゃるところは、医師の確保

に大変な苦勞をしていらっしゃるまして、到底、到底、この看護学科の教授の方が来ていただくなどというような話ではありませんので、医師がいらっしゃるという現実がありますので、その辺はどこも同じ状況で、医療機関に交渉したわけではありませんけれども、それぞれの中核となる医療機関が医師の確保に大変御苦勞をされておられるという実態がありますので、今、山路議員の提案は非常に難しいのではないかという気がしておりますけれども、できればそうしたいというふうな思いはありますけれども、今の、鳥取の西部で考えたときには、非常に医者が多いと、全国平均で350人の、このエリアにいらっしゃるという、あるんですけども、平均より高い、100人高いと。全国平均は250人ですけども、医師の存在数。この西部地区は350人いらっしゃるということは、データはありますけれども、それでも医療機関の医師の確保は難しいと。ですから、医師会の中でお医者の方が資格も持っておられる方が自治体病院などに派遣を受けていらっしゃるということですけども、その中で、やっぱり特定の人に何時間とか、月何日とかという組み立てが非常に難しいのかなという気がします。それは、言ってみれば研究部門なり地域の中心的な医療を担っていらっしゃる、やっぱり医大あたりでそんな議論ができるのかなということになってくると思いますけれども、医大は医大で、病院との連携をどうやってやっていくのかと。中核的な病院といいますか、大きな病院とどうやって連携をしていくのかということで四苦八苦していらっしゃるという状況でありますので、なかなかそこに踏み込みにくいなということ、ありますが、まだ検討はしてませんので何とも言いがたいところであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 最後に、この1点目の問題として、どちらにしても健康づくりという立場から、これまでも何回か質問はさせていただいておりますけれども、例えばというより、ウォーキングコースとかそういう整備とか、多少、明かりをつけると水稲の問題があるということですので、私もこうしてウォーキングしてて非常に危険である状況があります。例えば、ウォーキングコースに蛍光のついた低いポールをつけていくとか、何か、何らかのそういう整備は、私は健康づくりの観点からいえば大変必要なものでないかなという気がしておりますけれども、このあたり、これは村長の決断でやらいやと言われれば、私はできるのではないかなというふうに思いますけれども、以前は河川敷でということに言われとうですけど、なかなか河川敷までというのが、今、多分、村内の人で河川敷歩いておられる方はそんなに見ないという、もう大体、一定のコースです。ということになると、多少、健康づくりの観点から言えば、そのあたりの整備はあっていいんじゃないかなと思いますけれども、どんなものでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 健康づくりに関して、今、ウォーキングが非常に注目をされておるとい  
うことで、質問の中にあります、結構、村民の皆さんが自分のためにウォーキングをしてらっし  
やるということで、これまで健康づくりの協議会で村内のコースを何ぼかつくって、自分の住ま  
いの近くをコースをつくって啓発をしてきたという経過がありますけれども、もうちょっと手を  
広げという話、もうちょっと手を、金をかけという話だと思いますが、何かの契機づけは必要か  
なというふうに考えますので、健康づくりの協議会と意見を交わしながら、多少そこに踏み込ん  
だ議論もしてみたいというふうに思います。現段階ではその程度の言葉で、回答で御容赦をいた  
だきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 今後のこうした健康づくりの施策に期待をしたいというふうに思  
います。何らかの私は必要であると、これまでたびたび申し上げておりますので、何かそういう  
立て看板にしたり、何かその推進になるような施策、全く今、私はないというふうに思ってます  
ので、何かそういうものあってもいいかなというふうに思っております。

2点目が、高齢化社会に対応した施策とはということで、これはちょっと福祉保健課長のほう  
にお伺いしたいんですけど、地域の皆さんのお力を、地域、地域という言葉がたくさん出てきて、  
こういう施策を、こういう施策をとということなんですけども、GPS、またステッカー等々、な  
かなかこのあたりが村民の中、自治会の中で啓発されてないというふうに思ってますけども、そ  
のあたりの認識と、今後、そのあたりの対応はどのようにしようかというところをお聞きしたい  
と思ってます。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員の御質問にお答えします。

見守りあんしんカードですとかGPS等の施策をやってるんですけど、その広まりがないので  
はないかということで御指摘のとおりだと思います。

あんしんカードにつきましては、まだ登録者が7名ということで、非常に少ない状況でありま  
す。GPSの貸し出しについても、実のところ1件というところがございます。今のところは、  
広報としては広報誌掲載やホームページというようなことはさせていただいてるんですけども、  
まだまだ広がりが足りない、まさしくそのとおりでありまして、今後は居宅介護事業者等にお知  
らせしたり、そのケアマネが直にそういったPRをしていくなどの対応を考えてまいりたいとい  
うふうに、今のところ考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 防災活動、見回り活動、自治会独自にやればやるほど問題点を感じるわけで、例えば、本来おられる、家の方に声かけに行くと、実は入院されてるということが非常に、非常になって言やおかしいんですけども、先日もそういうところで、2件続けてそういうところがあって、我々が把握していることと、多分、行政は、例えば特別養護老人ホームに入られて、そこは家族が例えば5人のところが4人になっておられるとか、そういう情報は入っていると思うんですけども、なかなかそのあたり、自治会には情報として入ってこない。

そこで、例えば、2年ぐらい前になりますかね、前までは世帯主がかわったり世帯分離なり、分離されてどうなったとか、世帯数はどうなったとかいう、こうしたものは自治会の代表だけに公表されて文書は来とったんですけど、これ、一方的に、個人情報でやめますということであれば、これは絶対外に出さないということを条件に、少しはそういう情報を自治会に流さないと、いざ災害になったときには、自治会と一緒に、一緒になって言われても、情報のない中では動きようがないだないかと思うんですけど、このあたり、村長、どう考えられますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。（「わからない」と呼ぶ者あり）

○村長（石 操君） 特に、医療の入院は非常にわかりにくいということであります。介護施設の入所には、結構これは期間が長くなったりしますので、下水道の使用料を、例えば5人家族のところを1人の入院生活が長くなっておるのでということで申請に来られて減免をすることが、その方の、その世帯の下水道使用料を減額することはありますけども、それを、でも個人的な情報になりますので、今の段階では流してないということになります。先ほどの要支援者の情報は、これは自治会等の突き合わせをさせていただいて、期ごとに情報を更新していくということが必要でありますので、これは努めてやっていきたいと思っておりますけども、通常の住基の異動とか入院とかのことは、なかなか入院については把握ができませんので、情報としてはなかなか外には出せないということであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 例えば、これ、もう1点聞きたいこともあるんであれなんですけども、例えば、これはどこか自治会で問題があって、世帯主がかわられたということも公表できないということになったと思うんですけども、うちのほうとしては、非常にそのあたり、亡くなった方でも世帯主ずっと上げてるとかいうような、ただ、山路さん、もうそれはお亡くなりになりましたよというような話を聞いて、その家に行き自治会の一覧を修正するというような状況なんですけど、そのあたり、世帯主もやっぱり個人情報に、これ、一方的にやめますというこ

とで連絡が来て、そうした情報は住民課から来なくなりましたが、やっぱり住民課長、それはもう出せないということなわけですね。世帯主の変更。

○議長（橋井 満義君） 住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 山路議員さんの質問にお答えいたします。

住民課のほうといたしましては、世帯主等の変更につきましても、やはり個人情報につながるものと考えますので、そういうことはお出しすることはできません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 出せませんと言われると、次、質問がしようがないんで、少し、私は、じゃあ、それまではなぜ出されとったんですか。2年ぐらい前まではずっと世帯主は、私、一覧をずっとファイルして持ってるんですけど、ある日突然ストップしたんですけど、それまでは個人情報でないと理解されていたわけですね。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。

2年ほど前になりましたか、そういうような状況もございましたけれども、やはりそれまでの内容と、ほかの自治体等との情報もいろいろ収集といいますか、把握した中では、やはり不適切だということでやめさせていただきました。そういう、ほかの自治体等ともそういうことで非常に問題になったような事例もございましたので、それを踏まえてやめさせていただいております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。

そうしますと、最後のいじめから子供を守る体制はということで、少し教育長のほうに質問したいと思います。

小学校では、本年度、仲間外れがあったというような、今、答弁されたと思うんですけど、いじめにつながるような事例はなかったと理解すればよろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 山路議員の御質問にお答えいたします。

仲間外れの事例があったというふうに報告を受けているところでございますが、いじめの対応の中の一つに仲間外れがあると。仲間外れそのものがいじめであるというふうに受けとめておまして、学校でのこのいじめの対応がきちんとできているかどうかについて、こちらのほうから状況を聞いて、それを報告を受けたという状況でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 仲間外れもいじめにつながるものであるという認識でないかなと思うんですけど、過去に、例えば私も40年余り青少年育成に携わっていて、どうしても、先ほども申し上げたように陰湿的なところがあるということで、どこまで今、教育委員会なりで把握されているかわかりませんが、この仲間外れどころではないというふうには親御さんのほうから相談を持ちかけられていると。いよいよ学校に行かんようになったら少し相談せないけんかなというようなレベルで話は聞いております。そのあたり、どうしても過去の状況を踏まえても、いよいよ問題になってきて、どうしても学校の側、教育委員会もと思うんですけども、どうしても外になかなか出さないという体質があると思うんですけども、そのあたり、教育長はどのように考えておられますか。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 最初に、陰湿な状況であるというふうにおっしゃいました。小学校低学年、中学年ぐらいまでは、その発達段階において、自分の思いや嫌だと思った感情とかいうものが直接的に出てきてしまう、相手の状況をおもんばかるとか、周りの状況を理解して行動するとかいう発達段階にありませんので、直接的で、言い方は悪いですけども、割と残忍といいますか、無意識の残忍さというのがあるかと思って、我々大人から見ますと、とても陰湿というふうにも受けとめられます。

そのことから、おっしゃいますように、早期の発見、早期対応がとても大切ということは、先ほど答弁で申し上げたとおりでございます。このことに関しましては、いろんな情報が教育委員会及び学校のほうに届けられるというか伝わってくるということが大切だと思っております、山路議員御指摘のとおり、地域でのいろんな情報について、これはいじめや先につながることでまずいことになるかもしれないぞというようなときに、ぜひ教えていただきたいなというふうにも考えているところでございます。学校がそういうような状況、いじめに向かうような状況があったときには、村長の基本方針にありますように、学校だけで、あるいはその組織だけで対応せずに、教育委員会にまず報告をして、一緒に対応できるようにというふうなことを今後とも指導してまいりたいというふうにご考えております。よろしく申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） あと、答弁要りませんが、そういういじめなりなんなり、私としては、私の立場としては人間関係づくりをふだんしておいて、簡単にそういうことが相談できる関係にありたいなというふうに思っております。



あとは、結構、いじめる側、親御さんにしても、その虐待側、加害者側から見ると、非常にそうは、自分はいじめたとは思ってない、冗談半分ぐらいで、話を聞いてみると、いう状況があると思っています。そういうところは、やはり地域で見守っていく、今、教育長言われるように、地域で見守っていく、教育委員会も余り教育委員会じゃなくて、できるところ、例えばスポーツ活動をやっておられる方とか、地域のもろもろの方とか、そういう方に、あくまでもプライベートなところがありますので、相談できる範囲もあると思いますけども、そのあたりも一つ考えながら、今後、進めてほしいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 以上で山路議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告4番、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） あの、そこで登壇。

○議長（橋井 満義君） 直接、そちら、動けますか。三島さん、三島議員、介助してあげて。大丈夫ですか。

○議員（6番 江田 加代君） 御配慮ありがとうございます。6番、江田です。私は、大きく分けまして3点について質問いたします。

まず、1点目については、障がい者に寄り添った差別解消法の施行後の取り組みを求めて質問いたします。

ことし4月、障害者差別解消法が施行されました。現状としては、障がいがあることによって社会参加が難しいという実態は、まだまだ多くあります。この法律は、障がいがあってもなくても暮らしやすい社会をつくるために、障がいがあることを理由とした差別を禁止し、平等に社会参加することを目指し、行政機関を初め事業者を対象につくられた法律です。とりわけ、合理的配慮については新しい考えということもあり、期待の声が多く聞かれています。

そのやさきに起きた残虐な事件、神奈川県相模原市の障がい者施設、津久井やまゆり園で入所者19人が殺害され、26人が重軽傷を負った事件は、差別意識が犯罪の動機の一つと見られています。日本障害者協議会は、事件を受け、事件は障害者権利条約17条、その心身がそのままの状態尊重される権利を有するを否定するものだと強調しつつ、今回の事件を分け隔てのない社会をつくる新たなきっかけとして取り組むと表明されています。また、この事件が精神障がい者全体の差別や偏見、誤った認識につながることを心配する声もあります。本村の障害者差別解

消法施行後の取り組みを質問いたします。御答弁よろしく願いいたします。

2点目は、後期高齢者医療保険の特例軽減廃止への対策を求めて質問いたします。

後期高齢者医療保険制度が導入されたとき、国民の批判を受けて設けられたのが保険料の9割軽減、8.5割軽減です。その特例軽減が来年、廃止されることになっています。さらに政府のほうでは、後期高齢者の医療費自己負担を1割から原則2割に引き上げることも含め、社会保障審議会で検討が始まりました。村内の高齢者の多くが将来に不安を感じながら生活をされています。以下の点について質問をいたします。

まず1点目は、日吉津村の被保険者への影響について御答弁願います。2点目は、老人福祉法の、健全で安らかな生活が保障されるという精神に沿った村としての対策を求めたいと思います。御答弁よろしく願います。

次に、子育ての関係ですけれども、次の2件につきましては、議会広報、議会ひえづの村民インタビューの出席者から出された要望です。

1点目は、チャイルドシート購入費の助成をお願いしますということでした。出席者から、鳥取県は車社会、特に共働きだと子供1人に2台のチャイルドシートが必要だと、購入費の助成の要望がありました。ぜひとも助成を求めたいと思います。2点目が、日吉津図書館に本の通帳をということを要望されました。ほかの自治体では本の通帳があり、読んだ本がその都度その通帳に記帳され、自分で見られるのが楽しみがある。村でも取り入れていただきたいとの要望が出されました。日吉津村もぜひ導入できないものでしょうか。以上の点について答弁よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えいたします。

最初に障がい者の不安に寄り添ってということで、本村の障害者差別解消法、施行後の取り組みについての質問であります。

28年の4月1日から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されました。この法律は、障がいのある方に対して、障がいを理由として正当な理由なくサービスの提供を拒否したり制限したりするなどの不当な差別的取り扱いを禁止し、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、社会的バリアを取り除くための必要な合理的配慮の提供を求めており、それによって障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指しておりますという、ごくごく当たり前のことであるというふうに私は理解をしております。

鳥取県では平成21年より、障がいを正しく知るためのあいサポート運動にも取り組んでいる

ところであります。本村においても行政職員等を対象とした研修の開催、広報等を行ってまいりました。今後も、このあいサポート運動を推進し、地域や学校、職場等、あらゆる世代を対象に研修を開催するなど、障がいに対する正しい理解の普及啓発に努めてまいります。

合理的配慮の提供につきましては、本村はこれまでも役場の窓口に筆談用ボードを設置しコミュニケーションの手段として利用したり、聴覚障がいのある方の自宅に防災行政無線の文字放送用機器を設置したり、これは進んだ状態かなと思いますけども、このたびのマイナンバーカードの通知や交付時にファクスでやりとりができるような取り組みを行っております。このマイナンバーカードの通知や交付時のファクスのやりとりは、うちの村から提案をして、鳥取県の町村会として全国に要望として上げるということになってます。よくそこに気がついたなというところはありますので、障がい者に対する職員のアンテナが高かったなというふうに、僕は思ってます。

また、現在、行政職員等が適切に対応するために必要な要領の作成を進めているところであります。今後は、障がいを理由とする差別の解消についての村民の関心と理解を深めるとともに、行政職員の徹底はもちろん、広く村民に周知をしてまいりたいと考えております。神奈川県障がい者施設の入所者が19人殺害されたということは、非常にあってはならない状態でありましたけども、加害者のほうも、加害者の決して擁護ではありませんけども、精神的な疾患をお持ちだったということです。決してあってはならない事件だというふうに思ってます。

2点目の、後期高齢者医療保険制度の保険料軽減の変更に伴う被保険者への影響についての御質問にお答えをいたします。後期高齢者医療保険制度の保険料の算定においては、所得によって定額部分が軽減されています。これは本来、7割、5割、2割の軽減が行われますが、激変緩和の観点から、保険制度導入時の平成20年度以降、特例措置として7割軽減を9割軽減と8.5割軽減で行ってきました。こうした中、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部によって、医療保険制度改革骨子としてこの軽減特例措置が縮小されて、平成29年度から7割軽減に戻ることが決定をされました。本村においては、平成28年度9月1日現在、全被保険者484人のうち119人が軽減特例措置を受けておられます。平成29年度からの軽減特例の縮小により、この方々の保険料に影響することが考えられます。

一方、後期高齢者医療保険制度、被保険者の医療費も増加をし続けております。平成27年12月の厚生労働省の医療保険に関する基礎資料によりますと、制度が始まった平成20年度の1人当たりの医療費は約86万5,000円でありましたけれども、27年度には94万1,000円まで伸びております。また、医療費の現状が軽減特例を縮小し、後期高齢者医療被保険者にも負

担を求める要因となったというふうに考えますし、当初のスタートがこの制度が非常に不評な制度であって、この制度を導入するためにこの特例措置を引き上げたという経過があったように思っていますので、そんなにそんなに軽減をどんどんどんどん、9割軽減なんて到底到底考えられない数字をやっていくのかということでは、やっぱりある程度来るところに来たかなというふうに思っています。鳥取県では、1人当たりの医療費が平成25年度で87万7,000円、27年度は90万8,000円にまで上がるとるわけで、本村では、25年度が89万2,000円、27年度が95万1,000円であります。県全体と比べても高いということで、これからますます高齢化が進むことが予想される中で、重要な課題の一つで対策が急務となったということだと思っております。

次に、老人福祉法の健全で安らかな生活を保障されるという精神に沿った村としての対策についてでありますけれども、さきに申し上げましたとおり、本村においては、全国の傾向と同様、医療費の増加が課題となっております。言うなれば全国並みだということでもあります。これは、高齢化が進む将来、さらに深刻な課題となります。全国的にも少子化の影響を受けて、かつてのように高齢者医療を若い世代で下支えすることが、今後は非常に厳しい状況になってくるわけがあります。こうした中で、保険料問題にもつながる医療費の適正化を図り、被保険者が安心して生活できるよう病気の重症化を防ぎ、健康寿命を延ばす取り組みが始まったところでもあります。本村でも、この健康寿命の延伸を重点施策として捉え、計画づくりを始めております。また、自治会においても、健康づくりを地域の課題として捉え、独自の取り組みを行っていらっしゃることもあります。高齢者の病気は若いときからの生活習慣が原因となることが多いことから、自分の健康は自分で守るという意識を持っていただきながら、健康に生活することを子供から高齢者まで全村民で考え取り組むことが、結果として健全で安らかな生活につながると思います。今後も地域の皆さんとともに、いつまでも健康に生活するための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

3点目のチャイルドシート購入助成に関する質問にお答えいたします。御承知のとおり、チャイルドシートは生まれた瞬間から6歳になられるまでの幼児を交通事故から守るため、保護者や車を運転される方には着用させることが義務づけられております。今回のこの御質問は、1人の幼児が車に乗られる場合だけでなく、2人目、3人目の幼児が自動車に乗られる場合や、両親それぞれの自動車にチャイルドシートを取りつける場合などを想定した保護者からの御意見だと受けとめております。本村では、地方創生の柱に子育て支援を掲げて各種の事業を展開し、多くの保護者に対して広く助成や支援を行っております。社会福祉協議会に委託しておりますチャイル

ドシートの短期貸し出し事業では、昨年度、チャイルドシートを新しく購入し、一時的な利用に供することを目的として、現在5台まで利用いただけるようにしておりますが、お子様を乗せて車を運転される保護者の皆さんは、チャイルドシートの着用は大切なお子様を交通事故から命を守るために義務化されていることを改めて認識をしていただければというふうに思います。

4点目の本の通帳についてお答えいたします。読書の記録を残す方法として3種類の方法が利用されております。1つ目は預金通帳タイプで、専用の機械で貸し出し記録を印字する方法で、銀行のATM感覚で操作するもので、質問の内容はこれを導入せよということの話かと思えますけれども、本の価格も印字され、図書館で借りた分だけ図書購入費がお得に感じられるという、まさに通帳タイプで、江田議員の御意見のことであるというふうに思います。他県での導入事例があります。機械やソフトの整備によって、初期投資が約500万円程度必要だということであり、また、1通当たり数百円の発行費用がかかります。導入してる図書館の多くは、指定管理者制度で民間企業が経営をしているということで、銀行や書店などの地域企業にスポンサーになってもらうことで無料配付を実現しているところもあります。

2つ目は辞書タイプで、利用者が自分で貸し出し記録を書き込む方法です。昨年秋に、鳥取県立図書館が読書推進事業の一環として県内図書館に無料配布され、日吉津村でも200通の配布をいたしました。現在、再配布の予定はありませんけれども、この方法は自分で書き込むことの楽しさに加え、読書感想等の書き込み欄があることで、それによって読書推進が図れるというふうに考えております。他県や鳥取市でも事例があり、この方法の利点は、ホームページから様式をダウンロードし、自分で印刷製本ができることでもあります。啓発活動として1通目は印刷したものを無料配布し、2通目からは必要な方が印刷をするという例や、初めから必要な方が印刷をするという例もございます。

3つ目は簡単な記録方法として、お薬手帳タイプがあります。貸し出し記録が印字された紙を自分で張りつける方法ですが、感熱紙タイプの場合は保存期間に難点がございます。現在でもノートに自書で記録をされておったり、記録紙を張りつけたりして読書記録を残しておられる方はあります。本を借りた経緯を記録していく仕組みは読書意欲につながりやすく、全国の図書館で導入が進んでおるところであります。本村では、読書推進を図るため、利用者の読書意欲につながりやすい辞書タイプをホームページ上に掲載し、必要な方が印刷をして御利用いただくよう計画をしていますので、御理解をいただきますようお願いをして、以上で、江田議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そうしますと、まず最初の障がい者の差別解消法について質問します。

村長の御答弁のとおり、本当にごくごく当たり前のことだと私も感じております。そこで、この差別解消法の特徴といいますのが、行政機関や民間事業者に対して、障がいを理由とする差別的な扱いを解消することをうたっております。この差別解消法の第7条に全てのことが書き込んでありまして、今の障がい者の団体、また個人さんは、このような法律は初めてだということで期待されています。この特徴が差別解消法の第7条にありますけれども、それを私、要約してみましたら、まず1点目が、この法律の条文から見えてくるものといいますのが、差別解消法の第7条は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないとありました。この7条の中に全てがありますけれども、この条文から何が見えてくるかということと言いますと、まず1点目が、障がいのある人から障がいゆえに生じるバリアを取り除くことの意味表明があること、それから2点目が、そのための負担が重過ぎないこと、3点目が、障がいのある人の性別や年齢、障がいの状況に応じて実施されることになっております。そこでですけれども、この合理的配慮がされるためには、そうすると意思表示がやっぱり必要だと思います。そうすると、合理的配慮の第一歩は障がい者自身の意思表示かなって思いました。そうすると、例えば知的障がい者とかになりますと、どのような配慮が必要なのかとか、どのような意思表示をするということに、つまり困難な事例が多いのではないかなと思います。そのあたりについて何かお考えがありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員さんの御質問にお答えいたします。

まさしく、この障害者差別解消法というのは合理的配慮、これを中心にした法律かなというふうに感じております。それにつきましては、江田議員さんがおっしゃいますように、まずスタートは本人さんの意思の表明からスタートするということになっております。そして、合理的配慮の主な類型としては3つございまして、物理的環境への配慮、それから意思疎通の配慮、それからルールなどの柔軟な変更というような3つの類型に分かれております。物理的配慮といいますのは、携帯スロープですね、その設置ですとか、高いところにある商品をとっておろしてというようなお手伝い。それから、意思疎通の配慮というのは、筆談ですとか手話による意思伝達というようなのがございます。それから、ルールなどの柔軟な変更というのは、障がいの特性に応

じた手続等のお手伝いというようなことがございます。それで、そこから先の、例えば合理的配慮が御本人でなかなか意思表示ができないということの御質問ですけれども、確かにできない方もあるとは思いますが、やはりそこは逆に周りの者が、それを感じ取ってあげるということが必要ではないかと思えますし、やはり周囲の気配りというのは当然必要になってくると思えます。ですから、意思表示がなければスタートできないというものではないというふうに感じております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私の場合、障がい者の団体の方とのつながりを結構持っておりますけれども、つくづく思いますのに、その御両親、家族の方とか、それから、その障がい者のサポートに当たっておられる方との交流の中で、例えば自分の意思が伝えられないけれども、家族の方がああいうふうにしてこの子はこういうことができますよとかいうことを、結構聞く機会がありました。そのことを思ったときに、この中に、例えば障がい者差別の解消支援地域協議会を各地に設けることができるということがうたってありますけれども、こういった協議会を、例えば立ち上げてあったとすれば、そこで普通、家族が家庭でいろいろ工夫して行っていることの交流とか、それからまた、いろいろな障がい者のサポートをされてる方との、そういった協議会で話し合うことによって、何ていいますか、合理的配慮ってというのが、ぐんと深みが出てくるといいますか、そういった機会にもなるんじゃないかって考えたりもするんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 地域協議会ということでございます。地域協議会、これ鳥取県は立ち上げておまして、各地域でもという話がございます。それで、西部圏域で話し合ったときに、米子市さんのほうが、なかなかこれは単独でつくってもちょっと効果が、ないことはないんですけども、より広域でしたほうが効果があるんじゃないかということで、今、まだ現実にはなってませんけれども、西部圏域で広域的な協議会を立ち上げようというようなことで話が進んでおりますので、現在はそういう状況でございます。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 最初の答弁で、村長が御答弁されました、本当に当たり前のことって私も感じておりますので、障がい者の団体の方もちょっとした配慮って言われます。ちょっとした配慮がずっと広がっていくと障がい者の住みやすい町になって、障がい者が住みやすい町は高齢者にとっても住みやすい町になるというようなふうなことを言っておられました。私もこ

のあたりであることを思い出したんですけれども、昔、いちごの広場が開設されたときに、そこに通所して来られてる知的障がいの方のお母さんが役場に来て、あの担当の職員さんがそばにおってごしなったら、何かいつも手が震えて字が書けんのに、何か落ちついて字が書けるってあの子が言うだがって言われまして、恐らく、障がい者のスピード感なんかを察知されて、そういう対応をしていただいたんだなって思ってそのとき感じたんですけど、やっぱりこういったことを、何か交流するというか、そういったことの機会があればいいなって思って、地域協議会がそういった役割を果たしていけるのではないかなって思ったわけです。今後、この中に民間事業者に対しては努力義務ということで、それと7条の中には、要するにお金のおんまりかかることはいけませんよってというようなことが、こういったことも書かれておりますので、本当にちょっとしたみんなの心遣いだったりすることだと思います。あいサポート運動も、鳥取県は推進しておられますし、ぜひとも日吉津村も、これせっかくこういった法律ができて、障がい者の方は大変期待しておられますので、これをぜひとも取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 人がみんなひとしく、人権が尊重される社会でなければならないということですので、当たり前前の制度と言いましたけれども、かつては大変な差別を受けていらっしまったということの経過でここに来たということでもあります。この障害者差別解消法の議論のときの話聞いたことがあります。言ってみれば、先ほど経費がかかることについては一定の理解があるということでしたけれども、かつては障がいをお持ちの方がここが自分の気持ちと相反すると、自分の気持ちを満足できないというところを、自治体が求められるということだと、非常に過重な負担があったということで、自治体側との議論がなかなか厚生労働省の会議の中で進まなかったということがあったようでありますので、そこが一定の配慮がお互いに理解ができて過重な負担になってはならないということかなと思って、今聞いておりましたけれども、そういうことで、お互いが理解をしながらやっていくということが大事なことかなというふうに思います。立場の違いはあってもお互いが理解をし合いながら、障がい者の差別解消のための取り組みは当然のこととしてやっていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） よろしく願いいたします。

続きまして、後期高齢者の保険料の軽減措置の廃止についてですけれども、本当に医療費の問題は大きな課題だとは、もちろん承知しております。そこで私、これまでも同じようなことを何回も訴えてきておりますけれども、やっぱり私、誰が考えてみても、高齢者にとって医療と介護



ってというのは物すごく大きな、なければ健康的に生きていけないということにもなります。さらに、今、そうであるのに医療と介護が、日吉津村がもちろん保険者になっておりませんので、やっぱりちょっと距離があります。そこで、私が質問したいと思いましたが、例えば老人福祉法の2条の基本理念ってというのがありますがけれども、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と理念にありまして、それで第4条で老人福祉増進の責務は、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」というふうに規定されています。私は、ここはもう今、何ていいますか、理念とか、今の2条、4条の責務とかは、今は生きていないのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 理念は生きてますし、その理念というのは、どなたも、それは高齢者に限らず、高齢者の過去に社会に役立たれたという貢献は当然認めますけれども、今、江田議員から聞いてます理念は、誰もが、やっぱり国民がひとしく自分の権限を享受できる社会でなければいけないということだと思ってます。老人に特化したということでは、医療保険のこの制度をつくった際に、うば捨て山みたいな表現があったような気がしておりますけれども、それを解消するための特例措置が設けられたということだと思ってます。保険料をお払いいただきながら、医療なり介護の給付を受けられるということですので、言うなれば、保険財政がもたないということ、医療財政がもたない、医療保険の財政がもたないということですが、言ってみれば、その保険料をいただくことによって、例えば医療でいいますと、高額医療の制度がございますので、いかに医療費が高くても保険適用の医療なら1カ月1人8万円で済むわけですので、やっぱり所得に応じた負担をいただきながら医療給付は受けていただくと。今、高額医療といいますが、共同事業は1円から医療費をやるということに、高額医療の共同事業に組み込んだということがありますので、補正予算の質問の中だったでしょうか、国保の、うちの村の上位の20傑が、ほとんどが悪性新生物で200万ぐらいになるという、課長が上位20傑だ言いましたけれども、その中でもそういう方は、保険料はそれぞれ所得に応じてお払いいただくんですけども、高額医療の適用を受けられて、一月では8万円程度の負担で済むという、本当に世界に類を見ない保険制度になっておりますので、やっぱりある程度の負担をしていただいて、その制度を維持していかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） この医療費の問題は、本当に大きな課題だといつも思っております。

す。私、例えば今、後期高齢者のこの軽減措置が廃止されたときに、その対象者の方が、資料をいただきましたけれども116人でしたか、116人の方がその対象になっておられますので、この方々が8.5割減免から7割減免に、9割減免から7割減免に確実になっていけます。その場合、本当に確かに保険料を負担をしながら、みんなで負担をしながら給付を受けるわけですが、私はこの制度を維持するっていうことは大きな課題ですけれども、この制度を維持しているうちに、高齢者の生活がだめになってしまったということになっては元も子もないなと思っています。それで、私2人の方に、80代の男性のAさん、Bさんというふうに言わせていただきますけれども、これは国民年金だけの収入では必要な医者通いも介護も受けられんって、共通して言われた方ですけれども、この80代男性のAさんは、特別徴収対象年金額が77万2,800円でした。そのうち、年間の介護保険料が年間7万8,000円、後期高齢者医療保険料が年間2万6,387円を支払って、年金から天引きされておられます。これが所得比でいきますと13.5%、そして次に、80代のBさんについては、特別徴収対象年金額が116万1,338円で、その年金の中から介護保険料として8万4,500円、後期高齢者医療保険料として年間13万6,200円、年間22万700円を年金から天引きされておられます。この方は所得比でいうと19%にもなります。私は、この方々が軽減措置がなくなったときどうなるのかなっていうことを物すごく心配するわけですが、恐らく80代Bさんは、軽減措置の該当者でないので、多分所得比の中の19%くらいな負担があるのかなとは思っておりますけれども、例えば、いま1点伺いますけど、元被用者の、被保険者だった方が後期高齢者に移行されたときに本当に大きな軽減措置がありますよね。あれがこの来年からどのようになりますでしょうか。これを見ますと、会社の健康保険などの被扶養者であった人というので、後期高齢者医療制度加入の前日に健康保険などの被扶養者であった人は均等割が9割軽減され、所得割額はかかりませんって書いてあります。これで今、実施されてますので、かなり軽減がきいてるなと思うんですが、この方がこの軽減措置が廃止されたら、言ってみれば、極端に言えば10倍ぐらいにでも保険料がなるのではないかなって心配しますが、そのあたりの試算なんかはされたでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

後期高齢に加入する前、直前に被扶養者であった方は、本来ですと5割軽減ということになっておりますが、制度が始まって以来9割軽減というのが続いております。当初は、入って2年間のみ9割軽減ということでしたけれども、その措置がずっと今も続いております、まだずっと、最初から制度始まって以来9割軽減が続いております。ところが、今回の来年度の改正にあわせ

まして、この方々も9割軽減から5割軽減になるということですので、9割から5割になるということになります。大体その方の人数が60名ぐらいいらっしゃいます。

○議員（6番 江田 加代君） 50えっとか。

○福祉保健課長（小原 義人君） それがただいまの現状です。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 被保険者だった方の分については、本来の5割軽減になるということですよ。私、今現実に年金の13.5%、そしてまた、19%をお支払いされている方は、これは医療費が入ってませんので、これに医療が必要になったり、介護が必要になったりしたら、ここに医療費が入ってくるわけです。そしたら、本当にこの国民年金の収入で必要な医療が受けられるのかなっていうことを考えたときに、やっぱり病気の重症化を、医療費のことを本当に適正化しようと思えば重症化を防ぐとか、それから早い段階での受診を進めるとか、そういうことが必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 高齢の方に限らず、村民の皆さんに病気の早期発見、早期治療は呼びかけておるところでありますし、さらには、これから健康寿命の延伸ということを経営しながら、まちの保健室事業を展開をしていくということでもありますので、まさしくその方向で進めていくということにしております。それから、この所得の事例を出されましたけれども、この方々は医療もあるわけで、保険料もあると思います。でも、医療は先ほど言いましたように、所得に応じた保険料を払っていただければ、医療は、今、医療の給付費は介護保険のように上限が定められていませんので、先月も300万という方も確かにありました。でも、その方々は、実際の医療機関にお支払いは、一月8万円を払われれば300万円の給付を受けられるわけですから、それはそれでいい制度だというふうに理解をいただきたいと思います。一定の保険料をお支払いをしていただくと、それは所得に応じてやっておるということで、これは国民全てに対してそのようなお願いをして保険基盤を持続しておるということでもありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。介護保険は給付の上限が定められているということですので、医療のように天井知らずではありませんけれども、医療については天井がないわけですので、それは皆さんがひとしく給付を受けられるという意味では、上限が8万円程度で終わるということですので、そのような恵まれた、すぐれた、世界に名立たる制度だと思っておりますので、一定の所得に応じた保険料をお支払いいただくということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 村長のその御答弁については、なかなか私も理解ができません。

言いますのが、やっぱり仮に医療費の上限が8万までで、あと30万、50万の医療費が免除されますよっていうことであっても、この今の方々が、これに8万円の医療費を、それも一月限りじゃなくて毎月ということになったら、本当にこれは高齢者の生活にとっては、最初言いました老人福祉法の趣旨にはほど遠いような高齢者の生活になるんじゃないかなっていうことを、私は思っております。確かに、制度そのものは高額医療制度とかいろいろ設けられております。でも、現実的には、いざ入院となると食事の負担とかあれなんかが物すごく高くて、それも徐々に入院時の食事代も、今年度、1食100円アップになったりとか、また次年度はさらにアップになるというようなことも言っておりますので、ぜひとも、私はこの後期高齢者のこの特例措置が廃止される方がどのようになっていかれるかっていうことの背景を、少し見てあげてください。私、高齢者の方が、やっぱり一番言っておられますのが、片方が要介護の状態になると必死で介護して共倒れになってしまわへんかとか、そういったことが心配だとか、それから家族にお金の負担をかけたくないとか、それから本当に気兼ねをしたくないとか、やっぱりそういった気持ちが、何ていいますか、本当に高齢者の方の重荷になってますので、何とか日吉津村独自の、そこを和らげてあげられるような対策を求めておきたいと思っております。

最後ですけれども、子育ての関係のチャイルドシートについてですけれども、これいろいろと業者さんに聞いてみましたら、一番売れ筋はどれですかって聞いたら、4万から5万くらいなのが売れ筋だということではびっくりしました。やっぱり新生児の場合は特に高くて、体格、年齢に応じて買いかえなくてはいけないので、非常にやっぱり大変だなって思って聞きました。ぜひともこれは実施に向けて検討して見ていただきたいと思っております。それと、それについての御答弁、お願いします、もう一回。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） チャイルドシートを車を運転される方は義務化されておるということの大切さをしっかりと御理解をいただきたいというふうに私は思いますので、子育てはありとあらゆる方策をとっていきますけれども、義務をやっぱりそこはしっかりと認識を、理解をしていただいて、子供さんの命を守る親としての務めを果たしていただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 子供の命を守るために親がチャイルドシートをちゃんと買って、義務を果たしなさいという御答弁だったと思っております。

最後に、本の通帳についてですけれども、これはかなりの初期投資が500万もかかるようなこ

とだということは、このお話聞いた後で知りました。ですけれども、若いお母さんに再度お聞きしましたら、何か子供さんが本を借りたときにシールを張ってもらうんだそうです、どこかの県では。そうすると、何冊もそれがたまって、それが何か楽しみになって、ぜひそんなことも日吉津村でやってもらったらいいなというふうなこともおっしゃいましたけれども、今その辞書タイプのカードありますか、200通は発行したと言われましたけど、あれをもう少し周知していただくと、そういった方も利用できるのかなと思うんですけども、そういった内容のものではないでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 江田議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁にありましたのは、県立図書館が読書推進の事業で、県内で2万部作成したものを各自治体の図書館に配布をされたところのものなんですけども、これを日吉津村では200通いただいて、それをもう昨年の秋から配布をして、今なくなってます。もう配布は終わってます。これが中が本の名前を書いたり、ずっと冊数が書けたり、ここに感想文が書けたりというものなんです。そういったものですので、ただ、これは県立図書館がつくったもので、表紙のほうに林明子さんの絵本作家の方の絵が入ってるので、著作権の関係でホームページに上げてダウンロードするというわけにはならないと、再印刷する計画も今のところはありませんよということなので、日吉津の図書館でこういったタイプのものをホームページに上げて、個人で印刷をして、自分で記録をとってもらおうかなという計画を、今検討してるということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） よろしく願いいたします。

それでは、以上で質問、終わらせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 以上で江田議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） ここで昼休憩に入ります。再開は午後1時より行います。休憩に入ります。

午後0時15分休憩

午後1時00分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

通告5番、議席番号2番、景山重信議員の一般質問を許します。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。よろしく願いをいたします。きょうは、村民、農民、農家の皆様のささやかな疑問ということで、3点の質問をさせていただきます。

通告にありますように、1番は、村の農業の将来像を決定せよ、2番目として、畑の荒廃地対策の進捗状況は、3番目で、村道、歩道、花壇の管理はということで質問させていただきます。

最初の、村農業の将来像を決定せよということで、最近の農業新聞によると、食品メーカーが米の消費減退を食いとめる考え方で、パック御飯の製造販売に力を入れているとか、離乳食に米粉の活用を始めたとか、担い手用の肥料を港で受け渡しをし、原価3割から4割減にするとか、本当に私たち農家では到底発想もできないようなことばかり報道されております。これは、担い手への集積が加速なのか、これでは担い手も体力がもたないというのが私の気持ちです。日吉津村の農家住民がどうしたら先祖からの農地を維持管理できるのかという発想と随分かけ離れていると思っております。これが現実だと思っております。私もこの発想に乗っからせてもらって前進したいと思えますけれども、いかんせん、頭が働かない、知恵が働かないのが現状です。この手法をお手伝いするのが行政、またJAであると信じております。6次産業化発展成功のために何を手伝えるのか、農家に飛び込んでいくべきことと思っております。これができるのが行政と思っております。過去、再生協総会の中で質問をし、村農業の将来を語り、方向性を決定するため会議を持つとありましたが、全く提案すらありません。どういうお考えなのか、いろいろな観点から、私の思いから質問させていただきたいと思えます。

2番目の、畑の荒廃地対策の進捗状況はということで、この間、畑の荒廃地の調査がありましたけれども、その進捗状況はということで、解消法はどうするのか、問ってみたいと思えます。

3番目の、村道、歩道、花壇の管理はということで、6月の定例会でも一般質問をしましたが、それ以降、村道、歩道、花壇の間に草、センダンという木が生い茂っております。また、草ぐらいならいいんですけども、何ていいますか、植栽の中にも木が、2センチばどころか5センチぐらいになった大きな木があります。何とか根本からできないものかと、抜き取りできないものかと問ってみたいと思えます。本当に花壇と言えないような状態になっておりますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 景山議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、村農業の将来像を決定せよということでありますが、日吉津村農業の将来像を語って、

方向性を見出していくに当たって、個々の農業者の意向を把握した上で実施していきたいと考えております。そのため、今年度、新規就農者、人・農地プランの中心経営体となる方が農地中間管理事業の農地の受け手となる方を対象としまして、関係機関と合同で、今後の経営方針や要望等につきまして、個別に意向の聞き取りをしたところであります。そして、その対応策を協議するため毎月定例会を開いておるといふことでもあります。農地の確保等、土地の件に関することなど、農業関係機関がそれぞれ専門的知見を持ち寄って、農家の要望に対応できるよう検討をしております。具体的には、新規就農者の圃場を定期的に巡回したり、規模拡大を希望される方については農地の紹介を行っております。今後は、まず新規就農者の全体会を実施をして意見調整を行います。そして、同様の会議を重ねた上で、地域農業再生協議会において、日吉津村農業にかかわる懸案事項等について御協議いただきたいと考えております。また、その後、各集落におきまして座談会を実施をして、各農家から御意見をいただき、今後の日吉津村農業の方向性を決定していく所存でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の、畑の耕作放棄地対策の進捗状況についてのお尋ねであります。昨年、荒廃地の発生、荒廃農地の発生解消状況に関する調査の集計結果によりますと、荒廃農地が6.1アールでございました。田んぼが1.6ヘクタール、畑が4.5ヘクタールであります。全体の7割以上が畑を占めているという状況であります。荒廃農地につきましては、農業委員会で所有者等の利用意向を調査して、農地の利用が図られるよう必要なあっせんなどを行っていただいております。特に、農地中間管理事業を利用する意思があった方については、関係者と協議し、この事業によって、受け手に対する流れとなっておりますけれども、現在、田畑合わせて約0.5ヘクタールの農地について手続が進められているところでございまして、まだ事業の利用は少ない状況でありまして、先ほど申し上げました再生協議会などの協議を踏まえ農地の受け手面積をふやして、荒廃農地の減少に努めてまいりたいというふうに思ひます。なお、本村の畑は、今までは水田に比べ利用度が低いのが実態でございましたが、畑地の利用増進を図ることが本村の農業振興にとって重要な課題であると考えております。そうした中で、畑地等でネギを栽培される若手農業者が参入されております。今後も規模を拡大されるということでもありますので、大変喜ばしいというふうに思ひます。関係機関と担い手の育成、確保等も含めて、畑地の農業上の利用増進につなげていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

景山議員が冒頭にささやかな疑問だということをおっしゃいましたが、決してささやかではありません。我が村の農地をどうやって維持していくのかということでは、先祖から受け継がれた土地を農地として引き継いでいかれるという苦勞は、大変なものがあるかなというふうに考えてお

るところでありまして、持続可能な農業であったり、農地でなければならないというふうを考えておるところであります。

3点目の、道路の維持管理についてでありますけれども、9月議会の答弁の後どうなっているのかということではありますが、村道の歩道、それに付随する花壇の管理については、維持管理業者に委託をしておるということでもあります。委託しております村道は、植栽がある区間、歩道と車道が分離され歩車道境界ブロックが設置してある区間、村道として日野川堤防を占用している区間であります。なお、昨年、議員より御指摘をいただきました箇所につきましては、延長約45メートルの植栽ますで、防除効果の高いカバープランツのツタの一種を植栽しておりましたけれども、そういう意味では、除草作業の委託からは外しておったということですが、思ったほどのカバープランツなるものの期待した効果が得られませんでしたので、今後は状況を見ながら、委託管理含めて維持管理に努めてまいりたいというふうに思います。

以上で、景山議員の一般質問に対するお答えとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 説明をいただきまして、答弁をいただきまして済みませんでした。

最初の提案理由、提案しない理由ということで、意向を把握して実施していきたい、今後の要望意見を、この間、担い手になるもんとか、今後の人に普及所とか、担い手協とかで確認をしたということで、それから、最後に座談会を通して決定するというので、そういう姿で30年からの制度改正に向けて臨んでいただければという思いがあります。

それで、その分を加味して質問させていただきたいと思います。再生協のメンバーでない農家住民の話聞いてみられたことがありますか、質問です、お答えください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

今年度につきましては、そういう場はまだ設けておりませんが、過去には、中間管理事業のそういう担い手の部分の説明会とか、そういう部分で御意見をいただいたりしておりますし、また、年に1回のJAの座談会等でも何点かそういう意見は伺っております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） それでは、次、村農業を何とかしなくてはいけないと思う、再生協のメンバーでもこのメンバーが焦点になると思いますけれども、意見はどう思われますか、その話を聞かれて。また、全然、座談会で確認された全部の農家の方の話じゃなくて、再生協の話



を聞かれてどう思うかということをお答えください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 再生協議会の会長です。農業を何とかしなければならない、何とかしなければならないという気持ちを持っていただいておりますが、次につながっていくというふうに思っています。でも、じゃ、どんな知恵を出してやっていくかということだと、まだその踏み込みは足りませんし、農業そのものは事業経営体ですので、一人一人の取り組みがあると思っておりますし、その固まりが村の農業ということになっていくのではないかというふうに思いますので、何とかしなければというところで、どんなふうに再生協議会の中でそれぞれの農業関係の委員の皆さんがまとまりを持って、こんな方向を出そうということでの議論をしていかなければならない、そこが欠けておるといふふうに私自身は思っていますので、もうしばらく、ここは時間がかかるかなというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 最後に結論を出したいと思っておりますので、もうちょっと話を聞いてやってください。本当に、村農業の何とかがということでは、再生協が一番いい場所だと思います。そのことも本当に私の気持ちから言わせてもらおうと、真面目に聞いてやってくださらんかということなんです。それはそれで。大半の農家の方は国の施策だからと思われていると思います。この村民というか、農家の人の意識を頑張りに変える施策を村の施策とせんといけんと思いますけれども、そのことも含めながら、私はこれが一番大事だと思います。それで、ことしはせんかったと言われるんですけれども、座談会で、ことしの2月、3月ごろにしておられると思うんですけれども、農協の座談会のときに出席されておるんで、そういうちょっとイメージは湧かんかったですけれども、村でそういうことの、小さい農家の方の言われることも聞いてやってください。それで、再生協という大きな流れの中での判断が進まんといけんと思いますけれども、私はどっちの意見もどうのこうのって言って、ある程度集約せんといけませんので、その集約というのは再生協の場だないかなとは思っておりますけれども、何か村の特徴としては、減反をスムーズにするために単独で230万ですか、ことしは、40万ですか、ありますけれども、特色のある村の農業に対する施策というのは、私はちょっと感じられん気がしてなりません。将来、人口減になり、主食用米の消費が少なくなり、それは当然のことです。誰もが、それは心に傷めとうことで、当然のことです。減反制度は限りなく続きます。だから、何か特色のあるそういうものをして、また小さい農家の人の元気を出す方法にせんといけんと思うんですけれども、何かそういう方法というのんはありませんか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 国の政策だから仕方がないということでは、農家の方の受けとめ方は、これは改めていただく必要があるかなという気がします。農地を持っていらっしゃるという社会的責任はやっぱり果たしてもらわないけんし、そこは農地というのは、いわゆる生産基盤ですので、事業収入を得られるような組み立てを農家の方はされる必要があるというふうに思います。で、頑張っていたきたいというふうに思いますし、その頑張りに対しては応援をしていきたいし、支えていかなければならないというふうに思ってます。

それから、小さな農を支援をしなければならないということでは、一つの取り組みとしては、販売額20万だったかいな、JAでの販売額が50万以下の農家に対しては一定の助成をすることによってスタートさせて、28年度の販売実績からだったな……（「28年中」と呼ぶ者あり）28年中か、の販売実績を助成をすることにしております。

それから、米政策、減反は続くということですが、やっぱり考え方を切りかえていただいて、これは米を皆さんが自由におつくりになると余るということですので、そこは生産者、個人が米をつくってもうかるのか、もうからないのかという判断をされないけんということに政府はしたところでありますので、それに従って知恵を出していく方法を考えなければならないと思ってますけども、我が村のありますJAアスパルの販売物を見てますと、やっぱり小規模零細で、いろんなものをつくって出荷して収益を上げていらっしゃいますので、利益率の問題は別にして、販売につながっておるということでありますので、そんな取り組みが必要なのではないかなということと、それから地域全体で考えなければならないのは、農地をどんなふうに維持をしていくのかということをございまして、それは担い手を中心になったり、新規就農の若い人が中心になったりして、今あります160町歩ほどの農地を維持する組み立てをしていかなければならない。これは再生協議会もですけども、農業委員会や農協やさまざまな機関の知恵をかりながら、どっちにしたって土地を利用していくことになりますので、土地利用型のどっちかっていえばそういうことになりますので、そこは知恵を出してやっていかなければならないと。決して、国の政策なのでということで諦めてはならないというふうに思ってます。土地を持っておる、土地があるという、その責任を互いに果たしていくということはあろうかと思しますので、それについてはできる限りの支援をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 今の説明では、農地をどんなふうに守っていくべきかとか、農家の人の責任もあるということな格好だったと思うんです。ただ、今のまんまでは、変な表現です

けど手当てなしということでは、本当に今の30年からの制度でもいいのか、小規模の農家がこういう施策で元気になれるのか、担い手と称される方がそれ以上にますます元気になっていくのかと、私はちょっと心配しています。今のまんまで、村独自で知恵を絞った方法で、何かもう一歩踏み込んだ村独自のやり方も何か考えねばいけないなと思っておりますけれども、こういう格好で小さい農家の人、村内の農家の人、担い手も含んで、難しいかもしれませんが、どういう思いで元気になると思われるんですか。私、元気になれる材料が一つもないんですが、私としては、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 非常に残念です。元気になれないという政策だということですが、農業というのは業ですので、自治体がこれをしてください、これをしましょうという話では、僕はないと思ってますよ。農業者が、じゃ、これやろうかとかいう知恵があって、じゃあ自治体はこれを応援しましょうとかいう話だと思ってますけどね、僕は。かつてのように米をつくられる、米が余る、政府の意を受けて米をつくることを、これだけの面積やめてくださいと言ったときには、それになうようなことはできたかもしれませんが、これからは、農業をどうやってやっていくのか、そして地域の農業をどうやってやっていくのかというのは、行政が姿が見えないということではないような気がしてます。仕掛けの仕方の悪いってというのはあるかもしれませんが、みんなの知恵を出して、どげがいいかという話は、それをすることはいといませんので、再生協議会を土台にしながらどんな方向に向かっていくのかということは、そこで議論して、方向づけをしていけばいいと思ってますし、若い人や担い手の方が、若い人は特にネギとかブロッコリーとかやっていけると、それは収益性がありますので、それはしっかり応援していけばいいのではないかという気がしてます。ただ、全体の農地を維持していくということでは、再生協議会の中で、ではうちの方向どげしようかという話だと思ってます。それが230万と言われた村の再生協議会に対する補助金で、それが水田の利用調整に充てられておるということですので、その230万の利用調整を全くゼロにして、新たにして考える方法も当然あっていいと思ってますので、そのような議論をしていきたいと。責任逃れするわけではありませんけれども、互いに知恵を出し合ってやっていくという気持ちには、一つもブレーキをかけるものはありませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） なら、今の言われることをまとめますと、村のアイデアということとは再生協で全部やってくださいということですね。

○村長（石 操君） いや、違います。

○議員（2番 景山 重信君） 違いますか。

○村長（石 操君） 違います。

○議員（2番 景山 重信君） 何かそう思われても仕方ないと私は思っていますけれども、何にしても小さい農家の人、私、下支えして下さった方なんですので、これも生活できるようにしてあげないといけないわけですので、何かその辺のことを、全部の方が元気でいる状態っていうことは間違いなんですか。

○村長（石 操君） そげなこと言ってないわ。

○議員（2番 景山 重信君） 私、そう思われてなりませんけれども、何か村での施策をちょっと考えていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 再生協議会が全てではない。農をどうやってやっていくかという知恵は、個人の知恵もあります、外からの知恵もありますし、そんなことに再生協議会が全てかという言い方はしてないつもりですので、ありとあらゆる意見を吸い上げてやっていくというのが大事なのではないかなという言い方です。それがまとまっていく、後ろ支えをしていくという気でおります。

それから、小さい農業は、じゃあどげするだという話もありますけれども、決してそんなことではない。小さな農業もあって、うちの農業が成り立って、農地が成り立っておりますので、やっぱり全体でそういうことで。ただ、村としてこげせということで、最初から組み立てをしてということでは、事務方がそれを組み立てはそれは限界がありますよ、農業する上において。田んぼに出たことのないものに農業を語れっていったら、それは無理がありますよ。そこには突っ込む努力はしますよ。意見を受けて、どうやっていくのかと、農家の意向をどうやって酌んで、どげな制度にしていくのかという努力はしますけれども、農業そのものを提案せという言い方は、事務方には非常に無理があるんじゃないかという気がしますがね。ですから、お互いに知恵を出しやこしていかないけんし、再生協が全てではない、村民の農家や村民の皆さんの意見、そして外の意見も大事だと思ってます。決して小さな農が、あんたやつは邪魔だというやな言い方をするわけではありません。みんなでかかっていかないけんという考えでおりますので、そのように受けとめていただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） ちょっとほんなら考え方を改めて、多面的機能ということで、現

在は16号、ホレコまででありますけれども、私、この発想はいいと思います。ただ、なかなか前進は難しいと思って、この発想では、思っております。まだこれが16号、ホレコ川のわずかな面積ですので、全村民が村の農地を愛着を持って維持する力が私は必要だと思っております。担い手に投げ出すだけでなく、全村民が草刈りの必要性を確認する施策も、私は村としての重要な役割ではないかと思っております。その施策とあわせて、農家の人に、非農家の人も含めて説明をし、理解を得て、初めて、何とか判断をする。どういう、座談会をし、決定すると、これからの方向をとということですけれども、そういうことの判断材料にもなると思っております。村民への啓発というのは農家住民ばかりでなく、啓発というのはどういう考えでおられますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 多面的機能の前進は難しいということでありまして、農家の皆さんが全員がその農地に愛着を持ってというような御発言もありましたけれども、当然、皆さん、自分の農地を、先祖から引き継いでこられた農地を大事にしていらっしゃるわけでありまして、そこで今、担い手に頼ることなくという言い方がありましたが、多面的機能の直接支払い制度の趣旨は、担い手さんがあって、担い手の不足する部分等もあったりするので、そこはあぜ草を刈ることについて、集落で、そのエリアで合意形成したメンバーに作業賃を払うという、担い手がやられる部分の農作業の一部分を肩がわりするための補助金を払うという制度だと思っておりますよ。それから、水路等の管理がなかなか思うようにいかんで土地を貸せないと、でもそこに担い手が全部してくださいということは、決してそんなことでは担い手は手ばかりかかってできないということがあるので、それを和らげるために、水路の管理等は、そのメンバーに、多面的機能の直接支払い制度を出したということだと思っておりますので、前と後ろが逆になっておるように思いますので、御理解をいただきたいと思っております。で、やっぱりおっしゃいますように、この今、16号のへりで19ヘクタールだったかいな、19ヘクタールのまとまりがあるというふうに伺っておりますけれども、これをやっぱり広げていかんと、用水路の管理、あぜ草の管理ができないと。それを担い手だけにお願いをしたって、貸し借りがとても進まないということもありますので、そこを解消するための多面的機能の支払い制度ですので、この組織化が拡大を、一遍にはできませんにしても、少しずつでも拡大をしていけば、担い手にとっては、それはまた委託を受けやすい環境ができるというふうに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 言われる意味はわかりますけれども、なかなか今、非農家の、農家の方でも何も道具持たない人もありますし、担い手として投げ出されたら受けられない部分も

ありますし、その辺がちょっとつじつまが合わんようになっておりますし、その辺で全部の非農家の方も一緒になって、そのことを理解してもらって先に進めねば、とてもとても、これ16号の今の一場所の富吉地域保全会というような姿だけで終わってしまうような気もせんでもないです。ただ、ようけになればなるほど草刈りもありますので、その辺の分は担い手と称される者は、それなりのまた方法を選ばねばいけませんけれども、なかなかこれが進む材料にはならんのは現実ですので、その辺だけは理解してやってください。それで、私、今しゃべりましたことというのは、30年のことをいつも意識しておるんですけれども、今のまんまでは本当にどうなるかということ、私が心配していつも思うことです。一生懸命に下支えして下さった農家の方の、私は何とか日の目が見るようにしてあげたい。それで、この再生協のときでも議事録っていうか、会議録っていうのがありますので、このことも、何ていいますか、すぐやるような、提案するような話ではあったんですけれども、今は座談会をし、どうのこうのって言って決定するということだったんですけれども、そのときに確認したときには、30年の方針が決定してからでは、29年からだったということで、産業課長さん言われたんですけれども、29年になって、ことが30年の制度が決定してしまってからでは遅いじゃないか、今のうちからいろんなことを、小さい農家、全部の農家の方の意見も聞いて、アンケートとかでどういう姿がいいのか、村のやり方として聞いておかにゃいけんということで、そういう先に進むような格好での話になったと思っただけなんですけれども、全然、次のときからだ、今ごろからこういう格好で座談会もして、皆さんの担い手も今後どうするかとか、担い手も意見を聞いておるとい、ちょっと寂しい、私は答弁だったと思うんですけれども、その辺で間に合うんですかということ、今からでもどういう方向とか、皆さんで共有しちょかにゃ先に進まないかなとは、私は思って心配することです。その辺を農家の方にわかりやすくちょっと説明してあげてください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

30年度へ向かってということでもありますけれども、それに向かいます、まだ再生協の総会のほうでは話の場はございませんけれども、幹事会等では、まず30年度に向かって、29年度はどういう意向を持っておられるのか、そういうものをアンケートをしてみたらどうだろうかということもありますし、また昨年度は、28年度、ことしの部分でありますけれども、各農家の方の米の作付の予定地の場所と作物品目をアンケートいたしまして、それをもとにどのような形で皆様が調整できるかとかそういうものも提案しましたし、また本年度もそういうことを考えていく、来年度へ向かってそういうこともしないといけないのではないかとすることは、幹事会の中では

ありますし、また作物についてもそういうアンケートなりをしてはどうかとか、また30年に向かって農家の方がどういう意向を持っておられるのかと、そういうもののアンケートをしてみたらどうかというものも上げまして、そういうものを話ししながら、具体的には稲刈り等が終わった時期からそういうものをしていかないといけないというようなことは話してはおりますので、間もなく開けます再生協の総会におきまして、そういうものをお話ししまして、それからスタートしていくというふうに思っております。また、その前に村の農業の大きな、役場で持っていたいでます担い手の方、また中心経営体の方、新規就農者の方がどのような形で農業についてお考えなのか、また土地についてどういうふうにお考えなのかを具体的に聞きながら、これをもとに各農家を回りながら、こういうような意見を持っておられますけども、これについてはどのようにお考えですかとか、集約できるものは集約とかそういうことを考えながら、30年度に向かってどのようなことをしていけるのかということ、この28、29年度でやっていくというふうに考えております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 半分わかりました。再生協の委員から話があったので進めるべきなことだかと、今の再度確認をして、それから、そんなら座談会も経て、それから方向を決定するというところで間に合いますね。はい、教えてください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 30年度へ向かってはちょうどこのころから事業の具体的なものが進みますので、この1年間、それに向かって進む予定であります。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 畑の荒廃地、遊休農地4.5ヘクタールほどということですが、変な話、借りたい人もあるわけですので、要するに担い手協と協力をして、例えば、春、夏、秋、野菜つくられる方、私のところとて2畝あれば十分です。食い量の野菜をつくるは。だから、そげな人全部、例えば2号線、3号線、一角に全部寄せてしまって、あと、要するに大区画化して、畑を、何とかネギの人でも貸せてあげるような、水田も一緒なんですけれども、そういうような方法でとにかく進めていただかんと、村ばっかあでしょうっていったってとてもできませんので、そのために担い手機構がありますので、そういう格好で進めていただけませんか。それは行政しかできないことだと思っておりますので、御答弁を。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

畑のほうの関係でありますけども、会議の等ではいろいろと話がございますので、いろんなことを聞きながらしていく中で、やっぱり会議ではなかなかわからないということで、今年度、各新規就農者、中心経営体、担い手の方で、具体的にどのようなことを、どのような場所で、畑なら畑、農地なら農地を借りたいのか、そういうものを聞きながら、じゃあそのようにするにはどのような形でその畑を出してもらえる方、農地を出してもらえる方とか、そういうものをどういうふうに考えているかということを考えながら、これからそういう方へ向かって、畑を出していただける方、農地を出していただける方について、今後、稲刈りが終わった後に、そういうものを農家とともに聞き取りなり、希望なりを聞こうと思っておりますので、そういう形で畑の集約とか、農地のどのようにしたら中心経営体とか担い手に集約をなるべくできるのか、そういうことも考えながら、今進めているところであります。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 畑の集約もして、もう一つ、もう少しスピーディーに処理してほしい。早々に何ば確認しても進んでおらんような状態ではちょっといけませんので、早く、横文字でスピーディーと言うんですかいね、迅速に処理してほしいと思います。本当に借りたいという人もあるんですので、何をそげに心配することがあるかな、やっぱし、心配することもないと思うんですけれども、そういうまとめて地権者の方、寄せるとか、何かそういう格好にして、まとめていただきたいと、早急にいただきたいと思っておりますので、その辺をもう一つお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

立ち話等とかそういう場で話があったりとかありますので、その部分で、1反、2反ですとそういうこともできますけども、大きな面積になりますとそれなりにきちっと条件なり、どういう形で聞くのかとか、またどういう水管理費の関係とか、そういうものはどう考えておられるのか、借り賃は幾らなのか、賃貸借なのか、そういうことも具体的に聞きながら、条件を確認しながら、そういうことで今度は出していただく方についても、こういう条件でありますけども、こういうことでよろしいでしょうかということ具体的に聞きながらしないと、ただ貸してやというだけではちょっといけませんので、そういう部分をしっかりと確認しながら、出すほうにつきましても、それなりの心配がございますので、そういう部分の不安を解消するためにもしっかりと確認しながら、実際どうですかということは何回か確認しながら、これでよろしいでしょうかということも、希望の方につきましてはそういうことも聞いて、こういうような畑がありますけどもど



うでしょうかというようなことを現場で見たりとかはしながら、実際これで進んでよろしいでしょうかということをお話ししながら、さっきも言いました稲刈りが済んでからは、そういうものを回っていかうかなというふうに御本人にも話ししておりますので、そういう形で進んでいきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 迅速にお願いいたします。それから、最後の質問なんですけれども、6月議会で質問させていただいて、私、一遍質問があれば、それは頭にはないはずがないので、あれだけ村内巡視、巡回されるので、どういう思いでその後どうなっているのかな、気にならないのかなとは思ってしまいます。私、この思いからすると、定期的な業者委託だから気にならないのではないかなという思いがしてなりません。そこで、村の発展のためにとさまざまな分野で一生懸命御尽力いただいている個人、組織の方が確認できます。それ相当の経費も必要ですけども、剪定、清掃等のお願いされたらどうなんでしょうか。無機質な業者よりも、心のこもった村を愛する仕事にもなると思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 以前、他の議員でもお話ししましたが、ボランティア制度もごございますので、そういう部分も含めて検討していきたいと思っております。以上であります。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） よくなるような検討をお願いします。それから、前回は植栽の中の木についてということでお話しさせてもらって答弁いただいているんですけども、植栽の中のツタみたいなのにもセンダンの木がすごい大きくなって、木になってます。あれはもうスコップなんかじゃとてもえらくなってます。それから、歩道、車道の間でもセンダンの木が生い茂ってありましたけれども、切ってありますけれども、何ていいますか、本当に花壇とか道路、車道とか呼べないという思いがしてなりません。植栽というのはどういう場所を、どういうイメージで植栽をつくっておられるんですか、それに花壇というのを。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

植栽があります花壇は、村道温泉線、ふれあい通りと、それから今、富吉線の一部では植栽ますということでもありますけども、緑化とかそういうものの関係、主に補助事業を受けて歩道を広くとったり、そういう部分について植栽ます、樹木を植えたり、下のほうにはツツジとかそういうものを植えて、景観なりそういうものに配慮したというところでしております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 景観がようにごみ置き場になってまして、誰でしょうかな、へりの泥をすくって、中にぼんと投げ込んでしまっしょうもんもおるし、やっぱし、一遍私が、こげな質問ってというのは何遍もさせるもんじゃないと思いますよ。一遍でやめてごしない。二度、三度、いけんですわ、あげなことは。本当に村内巡回されるんですけれども、あなたさんは。気がつかんはずないと思いますよ。その都度やっぱし、ちょっこし、除草剤はいけんって言われたんですけれども、もう道路、舗装を起こしちょうですがん、木が、車道側のところを。とてもとてもそれはもとに戻るにはまたお金がかかりますので、その辺はちょっこし、ふだんから気をつけてやっていたきたいと思います。気をつけてやってくださいって言うだけん、気をつけてくださると思うんですけれども。

それから、花壇の水かけなんて、この間、炎天下の4時過ぎだったか、水かけしちよったです、散水車が。それは村が頼んだ仕事だろうか、ちょっとわからんですけれども、ただ、温泉線のツツジいうのですか、ああいうところで、下がきれいになったところで水かけるなら、それは構わんですけれども、もうごみだらけになって、つるはもう枯れちようし、そげなところに水かけして、炎天下に水かけしてきくもんですかいな、そげな。その点、県道、イオンのところから灘までのところは、6時もなってから、暗なってから散水車が通ちよったんですけれども、その辺はちよっと頼んでおられたら、業者の人に、ちょっといいぐあいに説明をしてやってください。それは常識の部分だと思いますけん。

それで、私のあと2分か、時間がなくなりましたので、私も近くにそういう畑もあり、作業小屋もあるもんで、気がつけば草刈りとかはこの間もちょっとしとったんですけれども、木になるととてもじゃないが手間がかかってできません。景観という観点からも、ぜひきれいな植栽であるように維持管理をしてほしいと思います。それだけですので、あれだけ回られるだけん、ちよっとども立ち寄ってみるといような方法で確認をしてください。これで終わりますので。答弁してください。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。

なお一層点検いたしまして、良好な維持管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議員（2番 景山 重信君） ありがとうございます。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、景山重信議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告6番、議席番号1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 1番、河中博子です。きょうは、開かれた行政を実現するためには欠かせない情報の公開をテーマに、それに伴う課題について考えてみたいと思います。また、過去に質問いたしました中から結論が出ていないものについても再確認させていただきます。

さて、本日のこの一般質問は、中海テレビを經由してひえづ113チャンネルで村内に生中継されています。議会中継を楽しみにして下さる方もあり、毎回、この席に立つと緊張しています。

今回の補正予算にありましたように、いよいよハイビジョン放送が実現しそうです。これまでシステムが整備されていなかったために画質を落として放送されていましたが、ハイビジョン放送になりますと、色鮮やかな高画質の番組がお茶の間に届くようになります。とても楽しみです。情報公開の機能の一つとして、住民に親しまれていますひえづ113チャンネルは、平成12年にスタートし、ことしで16年目を迎えます。日ごろ身の回りで起こる出来事や行事を丁寧に取材し、映像や文字放送によって御家庭にお届けする、これが身近な情報源、共通の話題として村民に親しまれるゆえんです。この間、取材し、番組として放送したテープは相当な量になっていると思いますが、これはまさしく日吉津村にとって貴重で重要な資料であり、村の歴史を物語る財産です。この二度と同じシーン、場面が撮れない貴重な映像や資料を村の財産として永久保存することは、ぜひ必要だと考えます。同様の問題を抱えています近隣自治体を調べてみたら、保存の必要はないという町はありませんでした。

私が保存を勧める第1の理由は、御承知のように、テレビなど電子情報を処理する方式は時代とともに次々と変わっていきます。例えば、家庭用のVHSテープを今、家庭のテレビ画面で見ようと思っても、再生する機械がなくなっているために見られません。大切に保管していた家族の記録もそのような運命にさらされています。これでは大事なお宝も何の価値もありません。幸い日吉津村では、平成12年ごろに使っていたカセット型DVテープの再生機はまだ役場内に残っているそうです。ほっといたしました。正直、間に合ってよかったという気持ちです。この機械が動かなくなりましたら、同じ機械を購入するか、あるいは外のプロダクションに依頼することになるため、多くの費用がかかります。テレビ業界では、今やさらに技術革新された高画質のテレビ、4K、8Kと呼ばれる映像で放送される日が目の前まで迫っています。4K、8Kになれば、カメラも編集機も全て変わります。現在の設備を全て変えてかからなければなりません。

そうなる前に、16年間の貴重な映像や資料をデータとして保存しておかなければ、貴重な資料も役に立たないものになる危険性があります。そういう意味からも保存作業が急がれるのです。記録は金では買えません。行政の立場として村長の考えをお尋ねします。ちなみに、西部地区の各自治体では保存作業は終了、あるいは計画はできており、これから始めるということでした。

それに関連いたしまして、ひえづ113チャンネルの加入率は、9月1日現在で750戸、64%です。スタート当初はもっと高かったと思いますが、64%では、村民の圧倒的多数が113チャンネルメディアに接することができる、つまり、情報公開の有力な媒体というわけにはまいません。参画と協働、村民主役の村づくりを進める上でも、また村民のコミュニケーションづくり、災害時の情報の提供など、113チャンネルは重要で機能的な手段です。一部補助金制度などをつくって、加入者率をもっと高める施策を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。もっともこれは中海テレビが中心となって働きかけをする必要があると思っています。

次に、6月の定例会でお尋ねいたしましたけれども、国道431号北側の開発についてです。近いうちに開発事業者から話を聞く予定であるということでしたが、何か進展がありましたでしょうか。開発は、村長がおっしゃいますようにバランスのとれた開発でなくてはなりません。いつから工事に入り、どんな内容の開発になるのか、オープンはいつごろなのか、現段階での様子をお聞きします。

最後に、仮称ですが、うなばら荘の経営改革委員会について検討していただいた結果はどうなりましたでしょうか、お尋ねします。

なお、回答によりましては再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、貴重な情報・資料の保存をという質問でございまして、ひえづ113チャンネルの映像の保存についてということでのお問い合わせであります。平成12年からスタートしましたひえづ113チャンネルですけれども、当時は3チャンネルでありました。平成17年度の放送より番組を毎週更新する方式をとっており、年間約52本の番組を制作いたしております。平成23年の秋には放送システムがデジタル化されて、コンピューターによる編集となって、番組のデータは放送配信用のサーバーに記録されることになりましたが、デジタル化以前は御質問の中にありましたビデオテープを使って番組を制作しておりましたので、番組は全てビデオテープの形で残しておるといえるものであります。23年の秋以降の番組データは番組配信サーバーにあります。

ので、ブルーレイディスクに簡単に保存することは可能であります。それ以前のビデオテープによる番組は一旦ビデオ編集機に録画し、さらにファイル化する必要がございます。録画には番組時間以上の時間が必要となります。また、録画中にビデオテープの劣化が見つかった場合などクリーニング作業が必要となる場合も想定されますので、人的コストがかかりますが大変貴重な資料映像です。保存について検討をしていきたいというふうに思います。今の体制の中ではできかねますので、外注することになると思います。

次に、村の補助で中海テレビ再加入の呼びかけが必要ではとの御質問ですが、現在、中海テレビへの加入については中海テレビが独自にキャンペーン活動を実施するなど、加入率向上に向け御尽力されているところであります。ひえづ113チャンネルは情報公開の媒体の一つでございますので、より多くの方に見ていただくことは重要であると認識しております。この近年、世帯もふえてますので、村の補助も含めた加入促進について検討をしていきたいというふうに考えております。以上が、1番目のひえづ113チャンネルにかかわる質問に対する答弁であります。

それから、2点目の国道431号北側の商業開発につきまして、その後の状況について説明をさせていただきます。事業者がうちに来てということで説明があるというふうに答えたということですが、私もそのような考えを一時はしておりましたけれども、せんだって地権者説明会が開発事業者の主催によって、6月19日にヴィレステひえづにおいて開催されております。説明会の内容は、これまでの経過、開発計画案の概要、今後のスケジュール、地区計画・都市計画提案制度、土地賃貸借契約等について、開発事業者から地権者に説明があったというふうに承知をいたしております。このような動きがあるということを知り、村としては交通の問題やアクセスの問題、それから近隣に与える影響などを、さまざまな課題があるのだろうというふうに推察をしておりますし、その課題に対して検討は当然していかなければならないということですが、御質問いただいております工事着手、開発内容、オープンがいつごろになるかということは、まだ協議が来てませんので、お答えをする状況にはありません。

その6月19日の地権者会議で開発事業者さんの思いは出されたということですが、正式なものではないということで、ここは地区計画で開発、市街化調整区域での大型の物販の施設をやるということでは、地区計画を申請をしてもらって許認可をするということで、先ほど申し上げました開発計画の概要なり、地区計画提案制度など、地区計画の提出については、地権者が地権者協議会をつくって、地区計画を立てられて村に提出をされると、これでいかがでしょうか、こんなふうで考えてますということで、村に地権者が提案をされるという段取りになります。その地権者の会から地区計画の提案があって、その際には村の都市計画審議会があります

ので、村の都市計画審議会にかけて、いい悪いの返事をさせていただくと。いわゆる諮問答申を、村の都市計画審議会に諮問答申をして、いい悪いの結論を出していただくということの段取りになります。それが、大きなこれからの開発事業者さんがおっしゃいます計画を地権者で組織する地権者協議会が村に提案をされるということでもあります。大体そんな事務手続が要ということ、それ以外には都市計画の開発行為、それから農業委員会もあつたな、農業委員会の転用行為をされるということで、このように大まかに地区計画の提案をして諮問答申という一つの事務作業、それから、県の許可になってます都市計画の開発行為の許可申請、それから農業委員会の、これも大規模だけん、県だな、農業会議だら、うちげか……（「県まで」と呼ぶ者あり）県まで行くでしょ、転用は。（「はい」と呼ぶ者あり）転用もうちげの農業委員会通って県の農業会議まで行って転用の許可が出るということですので、これだけの事務手続をされないけんということで、出された地区計画が開発の計画になります。道路が何ぼになるとか、排水をどげすとか、駐車場をどげすとかいうことになりますので、そこで御意見を具体的には議論をやると、キャッチボールしていくということになります。地権者協議会の大体の話も聞いてますので、それはこんなことが考えられるなあ、こんなことが考えられるなあということは、先ほど申しあげましたように、それはまた議論する機会を設けてやって、周辺の皆さんからも理解がいただける開発にしていかなければならないというふうに考えております。これが、国道431号北側開発のその後ということでの答弁にさせていただきます。

それから、うなばら荘の経営改革委員会の結論は出たのかということでもございましたが、6月議会で答弁させていただいております、西部広域施設課やうなばら荘、事務局で協議する経営会議、並びに村民で構成される理事会や評議員会があるわけでもございますので、いわゆる村民を代表する理事会と評議員会があるということですので、経営改善、施設整備などについて協議をし、健全なうなばら荘運営を目指してるところであります。現在は、市町村職員共済組合施設が鳥取県内で3施設ありまして、東部でホープスター、それから中部で溪泉閣、西部で弓ヶ浜荘がございまして、東部のホープスターと西部の弓ヶ浜荘は、この年末をもって、年末だったな……（「1月末」と呼ぶ者あり）年末、2月……（「1月末」と呼ぶ者あり）1月末をもって閉めるということにされておりますので、もうそれは決まったということでもありますので、うなばら荘を鳥取県の西部地区の市町村職員の共済の組合員の皆さんが使えるように、従来の弓ヶ浜荘のような市町村職員の共済組合の施設としていただくように働きかけをしたところでもあります。大方、結論が出ておるのではないかと、最終の結論は聞いておりませんが、西部地区ではうなばら荘を、いわゆる公共施設ということで手挙げ方式で、かつての弓ヶ浜荘のような施設の利

用の契約を望まれるところは、公共施設に限って公募するというところでありますので、今の段階では、西部広域の管内ではうなばら荘しかないということを伺っておりますので、うなばら荘に市町村共済組合の、かつての弓ヶ浜荘のような利用施設にさせていただくことで物事を進んでいければということをお願いをしておるところでありますし、あわせて期待もしておるところであります。今、市町村職員の共済組合の対象になります職員数は7,800ぐらいですので、これに家族がついておるということで、鳥取県で考えますときには、そういう意味では利用がふえていくのではないかというふうに期待をして、そのような働きかけをしておるところであります。これも西部地域には各町村が宿泊施設を持っていらっしゃると思いますので、なかなかうちげだけが強引にということにもいかなかったわけですが、そこそこ今、西部の中ではうなばら荘にということで広域のほうでも御理解をいただいて、手を挙げて、共済組合のほうも一応、そんな方向で進めていただくということになりつつありますので、そのような取り組みをしております。

それから、28年度、29年度の2カ年をかけて実施する風呂の改善の改修をして、利用客の増にもつなげていきたいということでございまして、議員提案の経営改革委員会については、村民で構成する理事会や評議員会、さらには広域行政の職員もかかわって検討をさせていただいておるという状況もありますので、当面はその経営改革委員会は設置しないというところで、どこかの段階でまたそんな踏み切りをせないけんかもしれませんが、今の段階ではこの評議員会、理事会、さらには事務方の西部広域行政なりとの意見をかりながら、力をかりながら、うなばら荘の改革、経営改善に努めていきたいというふうに考えますので、御理解をいただきますようお願いをして、河中議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問させていただきます。

まず、テープの保存についてですけれども、先ほどの説明で非常に古いテープのことなどが具体的に述べてありましたけれども、人員不足とかコストが高つく、外注の予定ということでしたけれども、そういうことで今後検討すると言ってくださいましたから期待いたしますけれども、コスト高とかそういうようなことを言っていたら保存作業は進みません。要するに、貴重な資料映像を行政としてどう位置づけるかということだと思います。確かにテープの保存といいますのは、つまり、ファイリング化して言いますが、時間と手間がかかります。30分番組ですと約2倍と考えるとほうが良いと思います。今ごろは一般的には一度大容量の外づけハードディスクに録画をして、このハードディスクだけでは年が経過しますと壊れる危険性もありますし、何か事故があったら消えてしまいますので、もう一つ別の素材、例えばブルーレイディスクなどにフ

ファイルをしていきます。そのとき、大事なことは素材にキャプション、つまり、テープの内容の説明文をつけておくことが必要です。そうしておかないと、今度使うときに検索ができず、捜し出すのが大変だからです。これにも少し時間がかかります。おっしゃるとおり、スタート当初のカセットテープは劣化をしていたり、テープに傷がついている可能性もありますので、ダビングするときには目で確かめながら作業をしなければなりません。そういう手間はかかりますけれども、やはり保存という作業に向かっていかないといけないと思います。このようにしてテープを保存することによりまして、例えば成人式に小学校の卒業式の番組を流し、当時を懐かしむとともに、ふるさとのよさを再発見する、そういうきっかけづくりとか、あるいは日吉津村の紹介番組を制作し、ヴィレステで常時流すというものがあってもいいではないでしょうか。こういうことは保存しておかないとなかなかそういう対応ができません。それでこそ行政サービスと言えるのではないかと思います。担当者の方は村内をくまなく歩いて取材をし、編集をし、放送まで一人でやっていらっしゃいます。私はいつも感心して見ていますが、この姿は、実は村民に対する行政の気持ちのあらわれとして、村民から高く評価されていると私は見えています。113チャンネル番組制作と保存について、村長としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） コストがかかりますけれども、おっしゃっていただいておりますように、コストと手間がかかりますけれども、保存する方向で踏み出していく考えでありますので、御理解をいただきたいと思います。それから、利用方法については、先ほど御披瀝いただきましたように、なるほどな、そういう利用の仕方もあるなというように聞いたところでございます。それから、データの保存については、河中議員がかつて職業的に、職業として身につけられた知恵を御披瀝いただいたということで、参考にしたいというふうに考えております。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） それ以上、特につけ加えることはございませんけれども、そういうことで前向きに検討していただくということで、参考までにと申し上げますけれども、保存の一例として紹介いたしますと、この西部地区なんですけれども、県の緊急雇用対策費で1人を採用し、1年半をかけて整理したという自治体もございます。もちろん、そこは日吉津村より早くケーブルテレビにより番組サービスを始めておられ、デイリーのニュースも出しておられますから、整理するテープの量も規模が膨大ですが、それにしましても1年半かかったと聞いたときには驚きました。他の自治体では委託料を払って外部で制作されていますので、保存作業、アーカイブス化も進んだのだろうと思っています。改めて保存作業に早急に取り組んでいただきたいな



と思います。

次に、中海テレビの加入拡大についてでございますけれども、「住むなら日吉津！子育てなら日吉津！！」の移住・定住施策によりまして住宅戸数はふえています。先ほど村長もおっしゃいましたけれども、村づくりのためにも、コミュニケーションづくりのためにも、ひえづ113チャンネルに寄せる期待は大きいものがあります。ぜひ成果の出る取り組みをしていただきたいと思います。期待しています。

それと、次の国道431号北側開発にですけれども、現在のところではまだはっきりしていないということで説明はわかりました。6月のときにも非常に具体的に説明していただきましたので、5月というのが7月になったとかいうような話をそのときは聞いていたんですけれども、結果的にはどういうふうな、いつどういうふうな形でどうなる、その前にまず地区計画の提出とか、村の都市計画との諮問とか、そういう手続を踏まないといけませんよということもよくわかりました。

最後に、仮称、うなばら荘経営改革委員会の組織づくりについてですが、いろいろな人の意見を聞くのは当然なので、理事会、評議員会と協議して提案に応じられるよう検討したいとおっしゃった村長の前向きな言葉に、実は強く期待をして待ちましたけれども、あの答弁は一体何だったんだろうなと少し残念に思っています。仮の名前ではありましたが、経営改革委員会などとかた苦しいネーミングをしたのがよくなかったかもしれませんが、要するに、誰でも自由に意見が言える、そういう組織が必要だと思っています。評議員会や理事会では、当然、建設的な意見交換がなされていると思いますが、その内容が私たち村民には伝わってまいりません。内輪だけで改革を目指しても、おのずから限度がございます。過去長い間努力を傾けられたと思いますけれども、大幅に改善されたと感じられないのが何よりの証左ではないでしょうか。検討会とか、日ごろどのような会議で話が出ているのか、お差し支えなければ伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 理事会においても評議員会においても、いつも御心配をいただいた御意見をいただいております。それは、まず資金収支のこと、そして経営のこと、そして広域行政にかかわる一般財団法人となりました福祉事業団との広域とのやりとり、そしてお客呼び込む手法、それはまた他の施設の事例も参考にしながら、どうやって売り上げを伸ばすのか、そしてまた、内部的にはどんなサービスをしていくべきかというようなことが、大体のことは網羅してやってあるということだと思っています。それは、皆さんの意見をいただいておりますということですが、そ

ここにどんなふうに切り込むかということでは、多少まだ切り込みが足らんかなということも、それは感じておりますが、そういう意味ではいろんな意見をいただいている、そして理事会においても評議員会においても、理事会は執行機関、それから評議員会は意見をいただいて議決をしていただく機関ということで、その役割が定めてあるわけですが、その評議員会の中でも前向きな意見をいただいておりますので、大幅に改善されたと思われないという、うなばら荘の経営の日ごろの動きからはうかがえないというところかというふうに思いますが、みんなで変わっていかなければならないということは肝に銘じておるところでありますので、今、先ほど申し上げましたように、改めて経営改革委員会をとということでは進みづらいということがあります。いずれその意見を伺ったり、そんな組織化も必要になるときが来るのではないかとこの気はしておりますけれども、今の段階では現行の理事会、評議員会の体制でやっていくというところあります。答弁としては不十分かもしれませんが、それぞれの立場から御意見をいただいて進めておるといのも実態であります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） いろいろとありがとうございました。多分、そういうようなことは毎回、本当に皆さんが一生懸命になってやっていたらと思います。もちろん、うなばら荘のよい評判も耳に入ります。お湯が肌に優しいとか、入浴客がふえているというふうなうわさも聞いております。ですがそれが全てではありません。以前から申し上げていますように、赤字が出るからだめと言っているのではありません。黒字になればいいのかというと、それだけではございません。大事なことは、利用者の皆さんがうなばら荘に行ってもよかった、うなばら荘は変わったと言える、そういううなばら荘であってほしいと願うからです。利用者に本当に喜ばれるようになるならば、極言すれば、当面現在と同様の赤字が出て村民は了解されますでしょう。そうなるとおのずと赤字は解消されるはずで、どうかそのような展望を持って改革に取り組んでいこうではありませんか。終わります。

○村長（石 操君） ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。

午後2時25分休憩

午後2時40分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次、通告7番、議席番号5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。2問について質問いたします。1問目は行財政改革の取り組みについて4点伺います、2問目は現在の職員体制は適正かということについて5点伺います。以上、村長からの答弁を求めます。

1問目、行財政改革の取り組みについてであります。これは、午前中に同僚議員からも行政改革についての質問がありましたので重なる部分があると思いますが、以下よろしく願いいたします。

行政改革の取り組みは、平成18年3月、日吉津村行財政改革大綱を決め、同年6月、実施計画である集中改革プランを策定されています。第1次は、日吉津村行財政改革推進プランとして平成22年度から24年度まで、第2次は25年度から27年度までとし、ともに改革項目の柱は4本となっております。1次の推進の柱の1つは歳入の確保、2番目に行政のスリム化、効率化、3つ目に参画と協働の推進、4つ目に情報の共有、公開。第2次では、参画と協働による村づくりの推進を掲げ、改革項目を、1つ目に歳入の確保、2つ目に行政事務の効率化の推進、3つ目に参画と協働の推進、4つ目に情報の共有、公開であります。改革推進項目には違いはないと捉えております。2次以降は年次ごとの実施内容と達成目標を明示し、今後着実に実施し、実行し、分権時代に対応した行財政システムの構築を目指すとしています。

5点について伺います。1点目ですが、行財政検討委員を今年5月、募集をされております。これは検討委員会設置要綱によってなされたと考えておりますが、委員の公表はされましたでしょうか。公表を求めます。

2点目、第2次は27年度までです。第3次改革推進についての実施内容は公表になっておりますか。できておれば公表を求めます。

3点、収入、自主財源の確保としてふるさと納税制度の周知徹底を図り収入確保につなげるとなっております。昨年度は多くの方からたくさんの方の寄附を寄せていただきました。今後も財源確保の柱となるふるさと納税制度が寄附としてあり、収入の確保となるとお考えでしょうか、この点伺います。そして、この制度による寄附は、夢はぐくむ村づくり基金として積み立てております。事業への活用についての考えを伺います。寄附者が指定される事業の状況、内容、また、これまでの寄附者への記念品等、支出された額についても伺います。

4点目、事務の効率化として民間委託、指定管理者制度の導入を検討するとあります。現在、検討を進めておられるのかどうかを伺います。そして、全てのイベント運営の見直し、検証し、

協働の村づくりを進めるとあります。イベントの運営をどのように捉えておられますでしょうか。以上、行財政改革の質問についてであります。

次に2問目ですが、現在の職員体制は適正かということについて伺います。行財政改革大綱の集中改革プラン、基本項目5、人件費、職員定数の定数化を図りますにより、日吉津村定員適正化計画が19年3月に定めてあります。5点伺います。

適正化計画は、17年度を起点として22年度の計画と解しております。以降の計画を示し、説明を求めます。

2点目、2011年に鳥取県労働組合連合が鳥取県自治体アンケートを実施していますが、これは自治体が雇用している正規職員及び臨時、非常勤職員数等についての調査であります。全市町村に行っておりますが、これを見ますと非正規職員の占める割合が日吉津村は65.1%と断トツで一番高い数字を示しております。住民サービスへの影響はないでしょうか。この点、どうお考えになりますか。また、現在の割合はどうなっておりますか。

3点目、非常勤職員、通常嘱託職員とっておりますが、3年を採用期間として部署によっては3ないし4回と雇用しており、長期化している現状にあります。長期化している部署を見ますと、新規雇用者ではいつかわってもいいという業務ではないということで受けとめております。現状から正規職員とすべきと考えます。現状にあわせ、当初の適正化計画を立てた時期とは現在の社会情勢は大きく変化し、また、村の状況も変わってきております。当初の職員適正化計画を見直す考えはありませんか。また、同一労働同一賃金がいわれております。この点、どう捉えておられますでしょうか。

4点目、職員の時間外及び休日労働は適正でしょうか。

5点目、今年3月議会で、職員が法人業務を行うには条例制定が必要ではないかと質問させていただきました。その際、村長の答弁として、総務課長が事務局長で事務をとっているが、課の設置条例に事務分掌と定めているので問題はないと答えられました。本当に地方公務員法、自治法上等において問題はないのでしょうか。もう一度伺いをいたします。

答弁により、再質問させていただきます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、行財政改革の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の、行財政検討委員会委員の公表はということでございますが、5月に村報や防災無線、113チャンネルの文字放送、さらにはホームページ等で委員さんの公募を行ったところであり

ますが、午前中にもお答えしたように、委員数に満たさず、いまだ予定をしております委員さんの数が選任できないということで、公募といいながらも苦慮しておりますので、いまだ公表の段に至っていないということでもあります。

2点目の、第3次推進プランの公表はという御質問ですが、第2次推進プランの計画終了年度でございました平成27年度中に策定する予定でありましたが、これまでさまざまな改革に取り組んできましたが、現時点では今までの改革についての検証と今後の方向性について検討をしており、まだ3次の策定に至っておりませんので、御理解というわけにはいきませんが3次の策定に至っていないということで、3次の策定に当たっては従来の1次、2次から、それを踏襲しながら新たな切り口で進めていく必要があるかなということは、午前中の議員さんにもお話をしたところであります。

3点目の、収入の確保として夢はぐくむ村づくり基金は今後も財源確保の柱となるのかという御質問ですが、ふるさと納税につきましては昨年の12月より寄附額が大幅にふえ、今年度も毎月100万円を超える寄附をいただいておりますけれども、財源確保の柱ということではなく一過性のものと捉えております。現に、鳥取県は熊本の震災に対して、鳥取県がその業務を代行するなどということで取り組みしてらっしゃって、いかにも一過性のものといえますか、恒常的なものではないということで捉えておりますので、いただいた貴重なふるさと納税については有効に活用していくことが大切であるというふうに思います。

寄附者からの事業指定状況については、環境保全のための事業、地域福祉の向上のための事業、教育の振興のための事業、その他村長が必要と認める事業の4つの事業指定ができますが、平成27年度は、その他村長が必要と認める事業が約40%を占めて、そのほかは同じような指定状況となっております。

寄附金は夢はぐくむ村づくり基金として積み立てておりますが、27年度は水銀灯のLED化や、高齢者用口腔衛生グッズの購入、また、小学校ICT教育関連の備品や、保育所、児童館、子育て支援センターの児童図書の購入、そして、寄附者へのお礼の品を合わせまして、約2,612万4,000円を支出をしたところであります。

4点目の、事務の効率化における民間委託・指定管理者制度の検討並びにイベントの運営についての御質問でありますけれども、民間委託につきましては、これまでも財務会計などのシステム管理を進めるなど民間への業務委託を進めたところでありますし、この部分、財務会計などのものについては到底ここではできませんので、勢い委託をしておるということで、委託料も相当な高額になっておるということでもあります。それから、指定管理者制度につきましては、導入した

場合に今よりも委託経費が多くかかるということもあって、村外事業者が指定となった場合などに課題が多いこと、あるいは村内に指定管理を受けていただくNPO法人がいまだないことなどから導入に至っていない状況であります。また、イベントの運営については、チューリップマラソンやふれあいフェスタなど、実行委員会で実施している状況であります。今後も引き続き効率的な事業の展開を検討していきたいと考えております。

次に、現在の職員体制はという2つ目の質問であります。1点目の定員適正化計画につきましては、平成19年3月に平成22年までを計画期間として定め、職員定数を1割減である46名を目標に進めてまいりました。当時は52名が条例定数であったというふうに思っています。22年には目標に達したことにより、新たな計画策定には至っていないというもので今日に至っていると。それから、少子化により子育て支援を中心とした健康・福祉施策の充実を図るため、社会福祉士や保健師など専門職を増員し、ことしの4月1日現在で48名となっております。社会福祉士の雇用については、福祉事務所を設定をしたときに、これは1名の増員してもいいということで、その当時は総務省だと思っておりますけども、46名から1名上げることに理解を、何ていいますか、相談をして持ち上げた経過があります。それから保健師は、今回の27年度からの子ども・子育て新制度導入に当たって、消費税がある程度当てられるということの見込みがありましたので保健師を1名増員したということで、今年の段階で48名になっております。

2点目の、鳥取県自治体アンケート結果について、非正規職員の占める割合が本村は高く、現在はどうなっているかという御質問であります。平成23年の非正規職員の占める割合は、質問の中にもありました、65.1%でしたが、現在は58.97%であります。このような状況で住民サービスに影響はないかとのことでありますけども、本村の人口や財政規模などさまざまな観点から、さきの定員管理計画のことなども考えると、正規職員をふやすことができない中で年次的に計画を立てて職員を採用しておると、補充をしておるというところでもあります。その中で、非正規職員の皆さんにも正規職員とともに日々仕事に邁進していただいております。住民サービスを継続するための貴重な戦力でありますので、住民サービスに影響はないものと考えております。

3点目の、非常勤職員は3年を採用期間として繰り返し継続雇用され長期化している、正規職員にすべきではないかという、正規職員で充てるべきではないかという意味だと思っております。御質問であります。本村の人口や財政規模なども考慮し、現段階の正規職員の増については考えていないということでもあります。また、同一労働同一賃金につきましては、近隣の自治体の状況を勘案しながら、報酬・賃金の増額や手当の支給、有給休暇の優遇や子供の看護休暇の拡充など、

年次的に見直しを行いながら待遇の向上に努めてきておりますので、御理解をいただきたいと思  
います。

4点目の、職員の時間外及び休日労働は適正かという御質問でありますけれども、業務遂行に当  
たり必要に応じて実施をいたしておりますので、適正であると考えております。なお、業務が多  
忙な時期には、課内での協力を得ながら業務を遂行しているということも申し添えさせていた  
きます。

5点目の、職員が法人業務を行うことについて地方公務員法、地方自治法上において問題はな  
いかとの御質問であります。3月議会でもお答えしたとおり、本村では出資法人の事務を総務  
課長が行っているところであります。法人の事務に関しましては、日吉津村課制設置条例第2条  
で総務課の分掌事務として事務を行っているところでありますので、地方公務員法、地方自治法  
上問題はないかということですが、今のところは問題ないものと解しておりますので、御理解を  
賜りますようお願いをして、以上で、三島議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、再質問に入らせていただきます。

行財政改革の委員さんの募集についてでありますけれども、同僚議員からもありましたが、ま  
だ応募が5名っていうのが出ておりますね。要綱によってそういうふうになってます。ですので、  
1名っていうことでしたけれども、そういう応募がないっていうことをどういうふうに捉えてお  
られますでしょうか。その点お聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。

この行財政改革の委員に限らず、もともとの問題でもある、委員が重なっていいいますか、  
同じ人がなっていたりすることが多いということで、自治基本条例のほうの参画と協働でもこ  
こが大きな課題であるというぐあいを感じておまして、言葉的にも難しいところもありますし、  
周知を徹底しながら何とか理解をしていただいて参加いただけるように、これからも努力してい  
きたいというぐあいに思っております。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私もずっと、その委員のことにつきましては耳にもしてまして、  
いろんな役、審議会に出てもそういうことを聞いております。その中で、ちょっと自分なりに考  
えてみたことがあります。それは、先般っていいいますか、先ごろ役場庁舎の宿直員の募集がもう  
何度か放送がかかっておりました。忘れたころにまた入ってくるので、ああ、ないんだなってい

うことを察知をするんですけども、その募集の仕方っていいですか、それもあるのかなっていうことを私は考えました。というのは、受験される方はっていうことがありますね。宿直員さんにも試験が実施されるのかっていうこともあるんじゃないかなと、ちょっとそういうことも感じました。それは、放送に向かって相對して話をするときはそうでもないと思いますが、放送とかでかかりますと、えっ、何だっというふうに捉えるのかなっていうふうに思ってしまう。その点の工夫とかそういうことは今後考えていただきたいなっていうふうに思います。

それと、自治基本条例によりまして自治基本条例の推進っていうことは委員さん方大変こう、やっておられますけれども、行政からの一番大事な情報の提供がなされているかっていうことが一番に来るのかなっていうことを思います。いろいろの事業においてもですし、その委員さんにおいてもですけども、どういうことをするかとか、こういうことがなされてるとか、いろんなことで情報の提供がないと、一体何をやるのかっていうことがわからないんじゃないかと思えます。その点、どうお考えなのかをお聞かせください。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 各事業を行うときに、情報の提供ということで、情報媒体を使っていろいろさせていただいております。十分ではないかもしれませんが、そういう状況でやっておりますけども、今聞くところによると、やっぱりまだまだ工夫が足りないんだということがありますので、今後そういう意見を聞いたっていうことで、また課内等、役場職員の中でも工夫していきたいというぐあいに思っております。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 2点目の、3次の改革推進ですけども、まだ策定がされてないってことですし、委員も決まっておられませんし、1年はすぐ過ぎていくんじゃないかなと思います。こういう中で、一体この計画ってというのはどこが立てられるものなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 総務課の協働推進室でつくるということになっておりまして、一応担当のほうにも委員の今、選考ということで、8名ぐらいまでは今きておりまして、それと、本来は27年度中に検討して、28年から3年間ということでもありますけども、先ほど村長も申しましたように、これからの今後の行財政改革をどう、切り口をどうしたらいいかということも含めて、おくれたついでというのはあれですけども、28年度中に向けて策定しないといけないということは担当とも話ししておりまして、早急にかかっていきたいというぐあいに思っております。



○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） これからですので28年度となると思いますけれども、最近開催をされた検討委員会のホームページに公開になっておるものを見させていただきました。それは26年の3月でしたかね、に会合を持たれたものが公表になっておりました。その後、開かれてないのかなということをおもひまして、こういう状況の中でそういう検討がなされてないということは、だんだんおくれていくってことをおもひますし、改革っていいますと、同僚議員の質問に対しての村長の答弁ですけれども、サービスの削減ってということもありましたし、いろんなことで改革は削減をされるってことを入ったんですね。そういうことが入ると、やっぱり住民は、えっ、削られていくって感覚にしかならないと思うんですね。だから、そこら辺の住民に対して説明をしていくときに、もう少しみんなが参画がしやすくなるような説明の仕方をされた方がいいっていうふうにおもひます。その点をどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 第1次、第2次においては、やっぱり削減があって今日を迎えることができたというふうに思ってます。定かではありませんけれども、記憶が薄れてしまってますので、人件費の削減あたりでも年間4,000万ぐらいの、いわゆる5人を削減をして、定数5人を削減して800万と、五八、4,000万、それだけでも4,000万を削減しております。それから、私や議員の皆さんの報酬の削減をしたり、それから各種の委員会の皆さんの委員の報酬も削減したりしてきました。それは、17年の合併をしていくというその、合併をするのかしないのかという判断のときに、村民の皆さんにお示した財政指標は、平成17年には170万円の赤字が出るという説明できましたものですから、それは負担を求めて固定資産税を上げさせてもらおうと。固定資産税を上げるのも一気にというのは異論がありましたので、19年まで段階的に延ばして上げさせてもらったり、それからサービスを削減させてもらってやってきたということがありますので、人件費も人の費用もそのようなことで削減をしてきて今日があるということでもありますので、3次以降については、午前中も申し上げたかもしれませんが、この体制を、これまでの組み立てを持続しながら、それを土台にしながら新たな切り口を考えていかなければならない。ただ、切り口というのは、これまで平成の合併が終わって、15年です、13年たってますので、これは全国的にこれを引き続いて合併をして縮減縮減という方向では自治体の士気が上がらない、住民の士気が上がらないようになっておるといのは紛れもない事実でありますので、そういう意味では昨年ヴィレステを建築してよかったな、村民の皆さんに喜んでいただいて、弾みにして、また、周りからも評価をいただいてよかったなというふうに思ってますけれども、そ

ういう村民が元気の出る政策を当然していかなければなりませんけれども、新たな切り口というのは、村民が元気になる政策とあわせて今までやってきたのを踏襲しながら、さらにもう一回その辺で検討をする必要があるものはしていく。それから行財政改革あたりでも、事務の効率化あたりで踏み込めてないところがあります。それは、金がかかる、それから時間がかかる、人がかかる、特にICT化などというものは金もかかりますし、人もかかりますし、時間もかかりますので、ここら辺はうたい文句にしていますけれども、非常に不十分さがありますので、もう一度このところはしっかりと考え直して、でもやっていかんと、そのICT化ということにはおくれながらでもやっていかんと、何となく組織やシステムが形骸化してしまうのではないかというふうに思っています。そのようなことを、感覚的なものでありますけど申し上げて、元気の出る行財政改革になっていかなければならないというふうに思っています。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 自治基本条例の中に、村民の責務ということがうたってあります。いろいろこうお聞きをする中で、お答えをいただく中に、村民の責務として参画したり行動したりってということがよく出ますけれども、それを言われると村民はやる気がなくなるんじゃないかと思えます、反対に。強制をされる、村民の責務、それはもう自分たちでやるってことの、捉えてはいると思えますけれども、行政からそういうふうに言われますと、何言ってんのよと、じゃあ行政は何するのよってということがあると思えます。先般南風原町を視察をさせていただきまして、大変私はその町が出されておる予算書の説明資料、そして議会改革のされた基本条例等を見せていただいて、優しい人だなんていう感じを受けました。やはり、そういう気持ちが起るような、仕向け方ってというのは言葉が悪いですが、持っていく方を考えないと、住民はやっぱり自分たちでやろうってということにはならないのかなと思えます。住民がやるのが一番と思えますけれども、でも、行政も住民が動かないと何もできないと思えます。それに対して、職員さん方が支援をして、きっかけをつくって、ある程度引っ張っていくっていう、そういう気概がないと動かないのではないのでしょうか。そういう職員の育成ってことはどうお考えになりますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 自治基本条例の村民の責務というのは、自治基本条例の検討委員会の中、策定委員会の中でこういう表現にさせていただいたという経過があるわけではありますが、決して役場の職員が村民の責務だということを言ってしまっただけでは、言われるように物事は進まないという気がしておりますので、ただ、この責務というのは、村民の皆さんには、それは自由にできる範

困で責任を果たしていただくと。仕事の都合でそこに参加できないとか、帰って寝るだけの今、生活になっておるといふ方もあるわけでありまして、そのような方も、そのような家庭の事情や個人的な事情を抱えてらっしゃる方も村民ですし、さらには、呼んで従業員としてお勤めの方も村民という定義にしておりますので、幅広く自由なものの発想での村民の立場であったり、村民の責務ということにしております。責務という言い方がどんなのかなということでは、言ってみれば責務という言葉が負担に感じられる人と、ああ、そうか、そういうことでやってやろうという方も実はいらっしゃいますので、そこの辺の言葉の使い分けをどうするのかということでは、自治基本条例の推進委員会にちょっと議論をしてもらってもいいかなという気はしています。そのようなことで、役場の職員がそんなことになっちゃいけないというふうに思ってますし、それから、この参画と協働で村づくりを進めていくという中では、全ての業務においてそうですけども、役場の職員は、言ってみれば知識をその中では一番多く持っておるわけですので、その知識を上手に出しながら村民をそっちの方向に向いてもらう、黒子に徹してそっちの方向に向いてもらうというのが指導性の発揮の仕方だというふうに思ってますので、そのような取り組みで、決して上意下達で引っ張っていくということではないと思ってます。村民の皆さんがどうすれば動きやすいのかという提唱をする、投げかけをして、その方向に向かってもらってという誘導をしていく役割というのが大きな指導力だというふうに思ってますので、そのようなことでの取り組みをすべきだというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 次、4点目に入らせていただきます。事務の効率化で、民間委託として管理者制度の導入ということがございます。先ほど民間委託っていうのはいろいろな事業においての、それこそICT化って電算化などの事務については委託をっていうことがありましたけれども、そういうその事務についての委託っていうこと理解はいたします。ではないものです。（発言する者あり）はい。当然っていう言い方は悪いかもしれませんが、いろんな事業を行うにおいて、今しておるものについての民間の委託っていうことを考えられてるんじゃないかっていうふうに思いました。指定管理者については、現在のところ受け手もなかなかないし、考えはないっていうことに解させていただきたいと思いますが、その委託のほうについてのことをもう一度お願いしたいですね。

それと、イベントの見直しですけれども、イベントについて見直しと検証ということがありまして、その点、もう一度済みませんが、どういうふうに検討し、見直しをされたのかをお伺いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） おっしゃいますように、電算の委託は当たり前のことだという話で、我が村の業務を委託をするということだと思っております。例えば、例えば言うてしまうの、これちょっと危ないのでやめますけれども、ある施設を指定管理に出そうということで候補は何ほかありますので、それは考えていかなければならないということだと思っておりますけれども、ある程度軌道に乗ったものはそれにしていくということが適切だろうというふうに、多少委託費は上がります、直営でやっておるより。でも、それが外の村外の事業者へ委託するようなことはできれば避けたい。村内でNPO法人なり、そういう何人かで会社をつくってもらってそこに委託をするということは考えていかなければ、それが民間委託する意味での、民間委託をする村内の事業者に出すというのが、前提にしたほうがいいのではないかとこのように僕は思っておりますので、そんな検討をしていく必要があるということでもあります。民間委託も同じことでもございまして、うちの業務を、言ってみればNPO、民間ということで、非営利団体の民間NPOということにしてしまえば当然利益は認められます、経費は認められますので、それだと公の業務がNPO法人、非営利団体ということを出せますので、そういうものを委託すれば、ある程度の行政の業務は担っていただくことはできますけれども、残念ながらそれだけのまだ団体がないということでもあります。それで、いつまで待ちょってもいけませんので、そんな団体をやっぱり設立していただくような仕掛けが必要かなというふうに思っております。このNPO法人ができにくい理由は、会計処理ができんということが一番の課題だと思っております。会計処理ができる人があればNPO法人ができるのであろうというふうに思いますが、その部分ではまだこちらのほうが民間委託をする、村民の皆さんに法人化してもらって民間委託をするという組み立てまでいってないということでもありますので、その部分について今後の検討の材料、踏み込んでいく材料だということでの答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 私は、委託をするがいつというふうには単には考えません。中身をいろいろ検討した中で、またその点については協議をしていくところだと思っておりますけれども、先ほどNPOの団体っていうことがありましたが、NPOを地方創生の中でも立ち上げる、育成、支援ではないですね、立ち上げていくってことが組み立てられておったと思いますが、そういう事業において行政でそういうことに取り組みをなされておりますか。それをちょっと伺いしたいと思いますが。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 地方創生のほうでも一応NPO法人の支援ということで、ヴィレス  
テひえづの拠点事業の内容の中でしております、自主活動組織等の支援、それからNPO法人  
の支援ということで、施策ということで行っております、一つは先ほども答弁にありましたよ  
うに大地のほうに民間委託をしてる部分もあります。あと、そのほかにNPO法人の立ち上げ支  
援ということでありますけども、まだ具体的な施策ということで動いておりませんので、この辺  
を進めていかないといけないということでありますので、御理解お願いしたいと思います。

○議員（5番 三島 尋子君） イベントについて。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） イベントにつきましては、先ほども答弁あったように実行委員会形  
式でやってきていただいております。課の中の、課長会でのイベントの件、それから行財政改革  
検討委員会の中でもイベントについては、イベントと、例えばよく講演会に人がなかなか集まら  
ないとかそういうところで、例えばイベントと講演会を一緒に開くような大きなイベントにする  
とか、いろいろな協議をしておりますけども、なかなか実行に移せないというところで、まだ検  
討段階ということであります。中には講演会と講演会をあわせたような合同のやり方をしたり、  
少しずつは動いておりますけども、まだイベントと講演会というところでの大きな動きになっ  
ていないということですので、この辺はまたさらに進めていきたいというぐあいに思っております。  
以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） イベントの運営見直しにつきましては、この計画の中に細かく書  
いてありますね、計画、どういうふうにするかっていうことが。私は、今の答弁のあれではなく  
て、イベントを職員が担当っていいですかね、持つような方向ではなくて、それこそ住民の皆さ  
んが一緒になってして、それに職員が支援をしていくっていう、そういう取り組みにしていくん  
だっていうことの私は見直しと検討だと思っておりましたが、そういう方向では考えられてはい  
ないんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 基本的にはイベントっていいですか、実行委員会形式やっていった  
のも、もともと事務局を職員が持ってたものを実行委員会形式ということで、サポートというよ  
うな、職員がサポートしていくような動きにしてきたっていうのが今までの流れですので、三島  
議員が言われるように、職員が主体的にやるということではなくて、住民主体のそういうイベン  
トになっていくような持っていく方にしていくということが基本であります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 住民の人がやっぱり気軽に参加がしていけるように呼びかけをしてほしいというふうに考えます。ちょっと時間が迫ってきましたので、済みません、次の課題に入らせていただきます。

次の問題の一番最後の5点目ですけれども、3月議会で職員の法人業務のことについてお尋ねをしました。今回、村長から答弁をいただいたとおりを3月議会でもいただきました。私は、それを出したときに、職員が法人業務を行うには条例制定が必要ではないかということを言いましたけれども、これは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律っていうのがございますね、これは御存じだと思いますけれども。それに基づいて条例を制定して担当者を決めないと、法人の事務は一般職員はしてはならないっていう法律で解しています。他町、市いろいろ聞き合わせをしてみましたけれども、それにのっとって動いております。日吉津村の場合は、課の設置条例っていうのは課を設置するっていうこと、その中にある事務分掌っていうのは、いろいろな事務をやりますので、ただ、出資をしておる団体ですから、そのいろんな届け出とか相談とかいろんなことがあったときに、その課が対応するんだと、そういうことだと思います。正式に総務課長が事務局長を務めるっていうことになると、その法人の事務をするっていうことですので、公務員の全体の奉仕者っていうことは外れてくると思うんですね。その点を考えて、この法律との兼ね合いでどうお考えになりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員が言われるように、地方公務員が公益法人等の職をするときには派遣ということで、これは専ら従事するというので、もう完全に派遣をしてその業務を行うということでありまして、確かに派遣ということになれば条例制定ということが必要になってくると思っております。いろいろ検討しておりますけれども、その業務自体がそれだけをしてるわけではなくて、逆に職務が本務でありまして、一部、時間的にどれぐらい使ってるかということになりますけれども、うなばらの事務局長といいつつも、会の開催のときであったり、それから先ほどの経営会議に出たりということで、時間的にそんな多く使ってないという解釈で今のところこの法律に基づいた派遣事務ということにはしてないということで御理解いただきたいと思っております。確かにこの職員の派遣ということがありますので、今後、その辺もう少し検討していきたいというぐあいに思っております。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） この法律ができたっていうのは、ここに出ていく法人っていうの

は第1番目に一般社団法人、一般財団法人っていうのがうたってあります。ですので、いいますとうなばら荘は一般財団法人です、今は公益っていうことはありますけれども。ですので、その事務を、多かろうが少なかろうがやっていくっていうことは一般職、公務員の仕事から外れるっていうことですよ。この法律は、そういうことをなくすためにこういう法律ができたっていうことですので、その仕事は少ないからいいとかどうとかということではないと思います。ですので、これまでは私ははっきり総務課長が事務局長っていうことを聞きませんでしたので、3月のときにきちっとそういう言葉が返ってきましたので、これは少し考えないといけないなっていうことを思いました。やはりこの法律に沿って仕事を進めていく、職員を指導し動かしていくということだと思います。ですので、この規定に従って動きを進めてもらいたいっていうふうに思います。しばらく、課長がかわられたときにちょっと入れてはおきましたけれども、きちんと精査をしてこの条例を整えてやっていただきたい。これは年が決まっています、3年派遣で本人の希望をとって5年までとか、そういうことが決まっております。やはりその点をきちっとしていきたら、うなばら荘についても今の状況ではなくてもう少し発展した取り組みができるのかなと、そういうふうにも考えております。その点、もう一度お願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 検討させていただきます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 3番目の非常勤職員のことでございますが、私は正規職員とすべきということを言いましたら、村長が充てるべきっていうふうにおっしゃいましたですね。ではなくて、これも決められた法がありますね、それによって日吉津村の非常勤職員の採用の条例も決められているのかなと思うんですが、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律っていうのがありますね。それに基づいて条例は定められておりますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） そのとおりであります。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、この法律の3条、4条、5条に、こういう場合、こういう場合、こういう場合っていうことが決められております。それが、村の条例を見た場合に当てはまらないっていうふうに私は見ました。3条は専門的知識を必要とする業務、これは任期は5年以内っていうことです。それと、4条は一定の期間内に終了する業務に従事、これは任期が3年、特に必要な場合は5年。5条は前2条をプラスした場合と、住民サービスの時間の延

長や繁忙時の対応の充実、職員が部分休業を取得したときの代替等になっております。これは任期は3年以内っていうふうに掲げてありますけれども、これも特に必要な場合は5年までっていうことがあります。これを見ますと、今のうちの嘱託職員さんの3、4回以降採用が続いておるっていうことになりますと、当然に正規の職員にすべきだっていうことを考えます。そこには、すぐにかわれない状況があるのでその人を雇用してきておるっていう状況だと私は捉えておりますので、そのことをよくお考えいただいて対応していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 非常勤の職員の皆さん、大変お力添えをいただいて業務に精励していただいておりますけれども、正規職員はそれなりの一定の試験を受けて採用資格を取って正規職員になってますので、そこを今の形で正規職員にしたらという御提案でありますけれども、それはちょっと難しいかな。いわゆるその正規職員の採用試験を通して、その業務に従事していただくというのがこれまでの職員の採用の考え方ですので、そこを崩して、今、任期つき職員が何年か、何回か任期を繰り返しがあるのでそこを正規にしようと、してはという言い方ですけども、それは今の地方公務員法の採用の雇用の形態に合わない、そぐわないというふうに思ってます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 正職になる場合の規定もありますので、それはよくは理解しておりますけれども、すぐにはかわれない事情があるっていうことを私は、と捉えております。ですので、その点も考慮されないといけないのではないかというふうに思っております。

それに加えてですが、先ほど同一労働同一賃金っていうことを申し上げましたけれども、そういう場合の賃金、報酬、給与ですね、それはやはり検討をされるべきではないかというふうに思っております。見ますと、一時金が2万5,000円ですか、っていうことがありますね。そういうのではなくて、もう少し対等っていういますか、そういう考え方にはならないのかなっていうことも思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 民間の運送会社だったと思いますけれども、再任用された方が同一労働をしながら賃金が現職のときより下がって、それが裁判になって、その訴えられた再雇用のほうが勝たれたと、勝訴されたという事例はありましたけれども、公務員法においてはそこまでに至ってないというふうに僕は思ってます。そこをやると、公務員法を根本的に変えてかからないとできないということと、それから、今、この間、ことしの春でしたでしょうか、今大蔵省の、昔



は鳥取財務事務所といたしましたけれども、そこの所長がお見えになって、うちげの人の体制をこんな評価されました。人件費が多いと、よそと比べると人件費が多い。それは、非正規の嘱託職員さんを報酬で上げてますので、統計上は人件費の扱いになっておりますので、自治体の規模としては人件費が多いということを言われましたので、いや、実はこういうことなんですということで、国の統計の中に類似団体というのがあります、我が村が一番人数の低い5,000人規模の類似団体になっておると思いますが、そこの全国の類似団体の数でいきますと、職員の数でいきますと、正規職員はうちはマイナス18が走ってます。ですから、48人に18を足すと66かな、類似団体は66の数字が上がっておると。18を削減をしながらやっていますけれども、それでも臨時嘱託職員を報酬で上げてますので人件費のウエートが高いということを言われています。それで、そのようなことを申し上げたら、それで理解がいきましたということで、でも、やっぱり人件費の、いわゆる財政運営上でいくと人件費と物件費という、いわゆる通常の運営費になるわけですが、そこが高いので、考えて財政運営をしなければなりませんよということを財務事務所の所長さんが言ってお帰りになりましたので、そういうこともあるな、人件費がふえておると、ウエートが臨時の皆さんに、58%の皆さんが嘱託でやっていただいておりますけれども、人件費がふえとるとするのはそこの要因があるなというふうに思っていますけれども、でも、そこをこれまで以上に考えていくということになると、それこそ行政サービスの低下につながりかねないということもありますので、その辺の判断は慎重を要するなということでもあります。正規職員についてはそんな観点でおりますので、マイナス18が類似団体の中では統計的には出ておるということで、それはそれで努力の成果だというふうに見ています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） もう時間がなくなりましたけれども、類似団体っていうと、これは改革を組まれたときに類似団体56、日吉津村は46でしたかね、10名ぐらいの差がありました。それを見たとき、現在は18を減してくってということですか。私は社会情勢とか人口とか、それはふえてきてますし、一概に小さい団体だから減してもいいということにはならないと思うんですね。それは本当に住民サービスの削減しかないっていうことだと思いますので、その点を考えて対応していただきたいと思います。終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で、三島尋子議員の一般質問を終わります。

○議長（橋井 満義君） 次、通告8番、議席番号8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） ８番、井藤です。最後になりましたけども、引き続きで一般質問させていただきたいと思います。議長もですが、村長も大変お疲れと思いますが、おつき合いをお願いしたいと思います。

本日は３点について質問させていただきます。まず、第１点が、議会基本条例主要論点への対応でございます。現在、策定しております議会基本条例の主要な論点に対する村長の対応についてお聞きしたいというのが１点であります。それから、２点目が、マイナンバー制度の推進状況についてお聞きしたいと思います。３点目が、策定された教育大綱への思いということで３点目についてお尋ねしたいと思います。

まず、１点目の、基本条例主要論点への対応という件につきまして説明をさせていただきたいと思います。御案内のとおり、議会基本条例につきましては、昨年７月以降、特別委員会で検討してまいりました。先日、素案の作成が終了いたしまして、執行部へ協議をお願いしたところであります。村長はごらんいただいておりますでしょうか。（発言する者あり）いただいているということでございますので、それを前提にお話をさせていただきたいと思います。

ところで、現在はこの基本条例、議会基本条例の関連します条例が、３本ほど必要な条例がございます。要は、他の条例に内容を譲るというのがございまして、現在、その３本について作成作業中であります。現在、部会段階ではありますけども、３件のうち２件は一応たたき台ができております。以後、特別委員会のほうに諮りまして、これについても協議をさせていただくことになろうかと思っております。

議会基本条例の制定につきましては、先般の議会、本年の６月議会でも村長のほうに質問をさせていただいております。村長の基本的認識はどうであろうかということで、どのように考えていただいておりますか質問させていただいております。その中で、村長の答弁でございますけども、議会基本条例は議会の役割と責務を規定するものである、あるいは議員の責務を規定するものであると。これは、自治基本条例と同じようにやはり大切なものであるという答弁をいただいております。ああ、大切に思っているんだなというふうに理解したところであります。その一方で、その一方で言ったらおかしいんですが、ちょっと私も理解が難儀なところがありまして、その一方で行政と議会それぞれが村民の負託に答えていくものと考えたいというお言葉をいただいております。このあたりがわからないところがありますので、また後ほど改めてお尋ねしたいと思います。ともあれ、協議に出しております議会基本条例につきまして、今、私自身が感じますのは、村民の理解はもちろんでありますけども、やはり執行部のより一層の理解と協力が必要であるという感を一層強くしております。

そこで、特に執行部との関係について規定しております3つの条文がございます。13条、14条、15条、16条の4条でございます。いわゆる執行部との緊張関係の保持、これが13条です。それから14条が、論点の明確化というのが14条、それから15条が、重要政策等の説明及び審議ということで規定いたしております。それから第16条が、議決事件の追加ということで案の中に規定をいたしております。全30条ございまして、いずれも執行部との関係はあるわけですが、特にこの第4章の4条については、執行部との直接な内容について規定しておりますので、このあたりについてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

第2点目が、マイナンバー制度の推進状況であります。これにつきましても、本年の3月の議会のときに質問させていただきました。3点ほどこのマイナンバー制度の導入について目的が規定されておりまして、その中で特に暮らしを便利にする、あるいはより公平・公正な社会を実現する、あるいは行政改革につながるなどの目的で導入されるものだということで理解をいたしております。必要なシステムの改修は予算がつきましたので、既に完全に終了しているものと思います。多額の予算もつき込んでいるわけですが、現在までのマイナンバーカードの交付状況、あるいは村独自のサービスの検討状況、あるいは今後の推進方針について、まずは伺いたいと思います。

3点目が、策定された教育大綱への思いということであります。御案内のとおり、滋賀県の公立中学校におけますいじめ自殺事件がもとで推進されました地方教育行政の改革でございます。地方教育行政法の一部改正や、その前になりますけど、いわゆる教育基本法の改正などで推進されてきた、このように理解をいたしております。この中で、いわゆる責任の明確化、危機管理体制の構築、あるいは首長と、村長との連携強化などが図られるようになった、このように理解をいたしております。具体的には、村長は総合教育会議を開催し、教育大綱を策定し、重点的に講ずべく施策や緊急に講ずべく措置について協議、調整を行うことになった、このようになったと理解をいたしております。教育大綱は、本年1月28日付で教育長のほうから策定されているものを先般の議会、6月議会前後であったと思いますが、配付していただいたところであります。

そこで、お尋ねします。策定されました教育大綱への思いについてお尋ねしたいと思います。それから2点目が、緊急に講ずべき措置の内容、これについて伺いたいと思います。それから、先般お聞きしましたらまだのようですが、日吉津村教育振興基本計画の策定予定などに、以上3点について伺いたいと思います。

また、必要により再質問をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、議会基本条例の主要論点への対応ということですが、今、たたき台が今年の7月からかかって特別委員会の中でおおむねの方向が出たということがあったかと思いますが、質問をいただいております13条から16条の各条例のそれぞれの区別の内容について、議会の議論がどこまで進んでおるのかということもまだ伺ってないという部分がありますので、さらには住民にどんな投げかけをしていかれるのかということなども考えると、今この段階でこの条文の1つについて私が答える段階ではまだないと、わけてここは正式な場ですので、ここで今、村長が13条はどうだとか、14条はどうだとかということではないというふうに思っています。執行部の一層の理解ということでは、それは十二分に承知をしておるところでありますので、議会も首長も村民の期待を得てそれぞれの立場に立っておるわけですので、その責任を果たすべき、ともに頑張っていく必要があるというふうに考えておりますので、そのようなことを申し上げて、これからの議論を待ちたいというふうに私は思っております。以上です。

それから、続いて2点目でありますけども、マイナンバー制度の進捗状況についてですが、マイナンバーカードの交付状況はという御質問でございまして、現在まで278件の申請があります。243枚の個人番号カードが届いております。このうち、8月末現在で190枚の交付が完了しているところであります。

次に、村の独自サービスの検討状況はとの御質問でありますけれども、国はマイナンバー制度の普及のために自治体による印鑑登録証や図書館カードなどの独自サービス、民間企業によるポイントカードなどの活用を促進し、利便性を高めていくことを目指しておりますけれども、どうもこのごろになってからちょっと情報が違ってきたぞというところがありまして、改めてこのマイナンバー制度を進めていくという国からの業務をしていかなければならないという部分もありますけれども、独自のサービスを進めていくということについては一回立ちどまりたいというふうに思っています。ちょっと考えて検討しないと、いわゆる個人情報の保護の部分がひょっとして十二分ではないというような情報も伝わってきてますので、これを改めて関係機関に問い合わせをしながら、既に自治体においてはコンビニでのサービスなども開始してらっしゃるところもあるわけでありまして、ちょっとこれは時間をいただきたいというふうに、職員にはそのように、もう一度そこは立ちどまって考えようということを行ったところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思いますし、あくまでも国の制度でありますので、そこに遺漏があってはならないということが観点でありますし、冒頭でも申し上げましたように、冒頭っていいですか、この午前中の質問でもお答えをしましたがけれども、いわゆる障がいをお持ちの方のファ

クスでのやりとりができんのかなということは我が村から提案をして、全国に提案をしていくという予定にして、そんなところまで配慮しながらやっておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、3点目の教育大綱に関する御質問にお答えをいたします。3項ありまして、3つ目の教育振興計画については教育長より答弁をさせます。1つ目の教育大綱についてお答えをします。教育大綱の内容としては、第6次日吉津村総合計画の後期計画及び地方創生総合戦略との整合性を図ったもので、私の意図が教育行政に反映をされたというふうに思っています。私は、大津のいじめ事件の対応を見ておりまして、教育長や教育委員会に全て任せるものではないというふうに、あの当時見ました。当然、自治体の首長としても責任もあるわけでありまして、権限と責任を持たなければ、あの事件のようなことに対応できないというふうに思ったところであります。そういう中で、教育総合会議が設置され、首長が教育行政に果たす役割や責任が明確になりましたので、公の場で教育行政について議論することができるようになったことで、自治体としての地域をつくっていくという責任が果たせるようになり、私の意図する組織や大綱になったというふうに考えております。

2つ目の緊急に講ずべき措置の具体的なものは、いじめ、自殺への措置です。総合教育会議による措置や、いじめ防止対策推進法に基づく措置と、それぞれの法の趣旨に従って首長の権限を行使いたしてまいります。

私は、学校現場を初め児童生徒に対する部署には早期発見、早期対応が重要だという観点から、現場で抱えずに、現場で解決しようということではなしに、早い段階で私のほうに伝えるよう指導をしていますので、御理解を賜りますようお願いをして、あとの3つ目の教育振興計画については、教育長をもって答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 井藤議員の日吉津村教育振興基本計画についての御質問にお答えいたします。

このたびの教育制度改正の際、教育大綱の策定につきましては、村の総合計画、それから教育振興基本計画の策定してある場合は、それをもって教育大綱と読みかえることも可能というふうにございました。総合計画、振興基本計画、教育大綱、この3者が相互に関係性をとても持つておるところございまして、御質問の教育振興計画の策定につきましては、教育大綱と教育振興計画、その前の総合計画、それぞれ相互の関係性を踏まえながら策定のあり方を検討してまいりたいと現在考えておるところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、

井藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。ちょっと順序を変えさせていただいて、お二人に関係するほうから一つお聞きしたいと思います。策定された教育大綱への思いのほうから、申しわけないんですが、よろしくお聞きしたいと思います。

先ほど村長のほうから説明をいただきました、いじめ事件が発生の際のいわゆる村長いますか首長の責任等について先ほど話しされたと思いますし、また、いじめにはやはり早期に対応するように指示されたということで伺ったところでもありますけども、いただいた教育大綱、これは多分あれですかね、旧任の教育長さんの段階で作成されたものですよ。ということだと思えますので、村長のほうにお聞きしたほうがいいと思いますけども、この中で危機管理体制の構築について先般のときもお話ししました。そうしましたら、先ほど井田教育長さんのほうから話がありましたように、説明していただきましたように、今後の教育振興基本計画のほうで検討されるということなんでしょうか、どうでしょうか。これはいわゆる今回、教育大綱策定ようになった主要な要件の一つですよ。緊急対応、いじめ事件があったようなときにはどういうふうに緊急対応していくか、それがうまくいかなかったからということでの教育制度改革、教育委員会制度改革だと思えますけども、これ、いただいた教育大綱の中見ると、そういうような点について触れた部分がどうも私にはわからないもんですから、その点ちょっとどこに触れてあるんか説明していただけますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

教育大綱の中に、この先ほど御質問のいじめや自殺の部分を記載するのかという部分なんですが、それは記載をしていません。それは、教育総合会議の中で、首長が教育委員会や学校その他の対応について調査をしたり、教育委員会と共同して村長の首長部局である部局との連携を図るというようなことがありますので、それはそのときの対応という部分だということに理解しています。いじめとか自殺とか重要なことがあったときには、首長は教育総合会議を開催してそういう対応ができるという部分ですし、いじめ防止対策法の関係で、本年の3月議会でいろいろとお話をさせてもらった日吉津村いじめ問題調査委員会の設置条例ということで、これは教育委員会部局のほうでいじめの対策を行うと。その際には、重要な案件があった場合には弁護士、医師を含めた5名の委員で行うんだよということで教育委員会のほうでも対応していますので、具体的に大綱の中にそういった重要な措置を書くということではなくて、それは会議のほうでの対応だ

ということで理解をしています。大綱のほうにつきましては、いわゆる大綱を定めなければならないといったときの国の中には教育振興基本計画、国のものを参酌したり、それから、もしそれが立ててあればそのものを読みかえて大綱としてもよいよということもありました。総合計画の中にあるものについても読みかえてよいよという部分でしたので、そういった教育に関することの基本理念とか、それぞれの学校教育から社会教育、伝統文化、そういった項目を上げたものが大綱だということで理解をして大綱をつくっています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 私が今お聞きしとるのは、課長から答弁いただいています、村長への質問だったんですが、課長のほうから当時答弁いただいとると思います。当分の間、総合計画の中の基本計画をいわゆる大綱と読みかえて運用するということがあったんですけど、その後、大綱に必要な危機管理体制の構築などについて尋ねましたところ、策定中の後期の基本計画とあわせて策定するというお返事を、答弁をいただきましたので、大綱の中に入ってるかなということで、入ってないなっちゃうことでお尋ねしとるということですので。課長が言われたんですよ、それは答弁要りませんので、時間がもったいないので、聞かせていただきたいと思います。ともあれ、教育振興基本計画の中で詳しくは検討されるということだろうかと思えますけども、これが教育振興基本計画が平成25年の6月に閣議決定なりまして、25年から29年の間の基本計画ということで、第2期計画ということで出てますよね。ことしは平成28年になりますけども、これはいつごろ検討、作成されますか。来年でもう終わりの年度になりますけども、特に思いますのは、この計画というのがいわゆる教育長からも説明しとられない、ほかの同僚議員のほうの答弁の中ありましたけども、学校でのいわゆる教育から、学校間の関係あるいは社会教育の関係、そういうようなところにシフトしていくんだっちゃうのが、この第2期の計画内容であったと思えますけども、ちょっと詳細ちょっと今覚えませんが、これが29年までにということですので、もう来年1年なんですけども、これ、いつごろまでに策定される予定なんですか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 先ほどの教育長の答弁にもありましたけれども、教育振興基本計画、これは法律によって地方公共団体で定めるよう努めなければならないという努力義務なんです。それは、先ほど議員が言われました第2期の教育振興基本計画ということで国は定めています。国はこれを参酌して、参考にしながらつくるといっているんですけども、教育大綱の話が出たときに、これの基本計画があるところはこれを大綱に読みかえてもいい、総合計画があるところはこれを大綱に読みかえてもいいというような解釈がありました。今、大綱をつくっていま

す。大綱をつくっている内容、それから村は総合計画で非常に詳細に教育に関しても掲載させていただいています。これも、実施計画のこともあります。そうした中で、この3つの関係性を考えながらつくっていかないといけないなど、つくることを検討しないといけないなど。努力義務ですので、それぞれの計画に既に詳細に書いてあるものを、さらにこれをつくるのかつくらないのか、そこら辺のことも検討しながら今後考えていかないといけないなどという部分もありますし、先ほど29年までということですので、今現在、第3期のことについて国は考えています。第3期が今検討されていますけども、その時点でさらに今うちが網羅してるものよりもさらに検討しないといけない計画案があれば、そのこともあわせて検討しないといけないということ考えています。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは、これは第2次計画というのは検討されないということですか。ということ、理解でいいですか。それだけちょっとお聞きしときたいと思います。簡単に答えてください。されるかされないか。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 今の段階では、今の綱と総合計画があれば足りるのではないかという思いでいます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 先ほど教育長のほうからお聞きしまして、私も実は心配しておりません。ある程度危機管理体制というのが実際には進んだらという、お話を伺っていろいろな関係機関と連携しとられるということですから、思うんですけども、やはり一番大事なメインのことですので、そういうようなところは、もし変わった、検討しないんだったら、きっちりこちらのほうにも、それこそ情報共有ですので返してください。余分な文章要りませんので返してもらって、そういうような要点についてはそのほうがやはりいいと思います。といいますのは、やはりこういうようないじめ事案なんかを防止していくためには、やっぱりみんなが知ってないとだめなんですよ。いかに情報元が余計あるか、いかに広範囲な目で見るといことが必ず大事になっていきますので、中でちょちょしとるような対応ではおくれちゃいますよ。そう思いますので、ひとつこれはお願いですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

では、時間の関係がございますので、最初に返らせていただきたいと思います。議会基本条例の関係であります。村長のほうからちょっと、先般ああいう前向きな答弁いただきましたので、見ていただいとるかなと思ひました。それでもって、実は私のほうも心配して、村長、その最初



の議会の役割と責務、あるいは議員の責務なんかを具現化するものだという答弁いただいて、けれどもその後で、行政と議会それぞれが村民の負託に応えていくものと考えとるちゅうことをいただいたもんだから、ちょっと最初おっしゃったこととその続きとが、あんまり姿勢がようわからんなという感じでおったんですけども、だけども、ここ、この間協議、総務課が窓口で受けるから総務課のほうにあれしてくれという話がありましておろしましたんで、まずはだけども、議会と行政が直に関係のあるところぐらいは、でも聞いてみたいなと思いましたが、そのあたりがはっきりしませんかったから。といいますのは、私のほうでちょっとそういうことで村長が答えられたら、現時点では支障があるということですので、そのとおりと理解させていただきます。その上でちょっと、私のほうで説明させていただきますので、もしそれについて感想があればお聞きしたいと思います。

この4つほど上げさせてもらいました、13、14、15、16と上げさせていただきますけども、例えば緊張関係の保持というのが13条にあります。これ、村長、これ見ていただきますよね。まだ見ていただいてないか。なら、結構ですけん、お話だけさせていただきます。課長によろしく聞いていただきたいと思います。課長は多分、見てますよね。どっち、見てくれる。議会と行政の関係、第13条の関係なんですけども、読みません、緊張関係の保持ということ。やっぱり二元代表制ということで、やはり相互がそれぞれ役割を持っておるわけですが、議決機関、方や行政の執行機関ということであるわけですから、そこがお互いに切磋琢磨しながらやっていくちゅうのが、これの議会基本条例の議会機能を強化していくちゅうのが一番の狙いだと思います。そういう中では、やはり相互に適度な緊張関係が必要だということが、この13条に規定されております。先ほどから話にいろいろ出ておりますけども、そういうようなことで内容的には、例えば村長の指揮下にある諮問機関などへはなるべく就任しないという規定をしております。それから、例えば議決事件の追加の関係、全部はちょっとだめですので、15条の議決事件の追加の関係してあります、この中で、その解説の中では、いわゆる総合計画の基本計画や基本構想は、やはり議決事件として追加したいと、これは地方自治法からきとるものですけども。それから、先ほども同僚議員のほかの質問で出ておりましたように、関連で出りました都市計画のマスタープランなど、こういうものも議決事件のということで、現在その素案の中には書かせていただいております。そういうことで、その他もろもろ、まだ今検討中のいわゆる新たな3本のうちの議案ですけど、追加議案ということでやると、その部会の中の検討では9項目ぐらい議決事件として追加できればなということで、今部会の段階ですが検討しておるということでもあります。そういうようなことで非常に、先ほどから申しましておるように、

行政のほうの理解や協力がないと、これは到底できないと思います。だけでも、よその議会はしとります、よその議会はね。ちょっとお話ししてみたいと思います、現在の導入動機をね。

県下で、ここの自治基本条例が議会基本条例がないのが、鳥取の岩美町、それから中部が湯梨浜町、三朝町、それから西部が伯耆町と日吉津です。以上、5つの町村が、市は別としまして、ないわけなんですけども、このうちの東部、それから中部の3町につきましては、議決事件として追加する内容と一つとなつとるような、いわゆる議決事件の追加については別条例がそこにはあります。だけでも、だから、そういうことで、これが平成21年ごろ、3町ともそういうの、議決事件の追加条例ができとるわけですけども、これなどについて、ですから多分平成21年ですから地方分権の関係の何か法改正があったときか何かじゃないかと思えますけども、そのときにこういうような町では議会基本条例という形ではなくても、検討されて制定されとるという実態がございます。全くないのが伯耆町と日吉津村ということです、議会のほうでもぜひ即ち制定して、そのあたりの整備を図りたいということで現在推進してるような状況であります。ですから、こういうようなことですので、今以上に行政の理解や協力が必要だということで、ぜひ執行部のほうも本当に本気でおろしとるわけですので、議会のほうもぜひ対応をしていただきたい。村長、対応するうちゅうことで、総務課のほうでという話でしたので、ひとつよろしく願ひしたいと思います。先般6月にもそういうことで、議会だけは研修を受けとります。このあたりの対応ですな、対応、どうでしょうか、村長。しっかりしてもらえるでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 議会は研修を受けられたということで、この議会基本条例の制定について執行部としてしっかりとした対応を求めるといふことでもありますけれども、言葉尻はそういうことでもあります。自治基本条例にしても議会基本条例にしても、住民の皆さんが何を求めていらっしゃるのかということ考えたときには、やっぱり議会も私のほうも、その役割をどんなふうに村民に理解をしていただける日ごろの活動をしていくのかということが基本だと思っておりますので、条例の一々には触れません。これから議論を待っていきたいというふうに思います。行政としてかわりを持たないということでは、しっかり持たしていただきますけれども、それは行政は行政としての考えがどこかの時点ですり合わせをすることが必要になってくるというふうに思ってます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） どこかの時点ですり合わせをすることですけども、だから持っておりとるんですよ。だから見てもらいたいと思うんですけども、それはどうなんですよ。

う。まあ、いいです、それは。

それから、村民の皆さんはどう見られるかということなんです。当然、村民の皆様には議員のほうも出て説明して、出前で回ったり、あるいはパブコメなんかに当然出そうと思いますので、ひとつ執行部のほうもそういうことで全く関係ないわけじゃないんです。ですから、議会をもう少し使ってもらう考えには、村長、なっただけませんか。さっきから、各審議会の委員会か何かで人が本当にないような状態。だけどころを議会に関する基本条例じゃないですか。こういうのは議会がやったら、それこそ協力していただいたらどうでしょうか。先ほど行財政改革の推進委員会の委員さんがないっちゃんことでしたけども、そういう専門的なことを、意見聞くのはいいですけども、専門的なそういうような計画組んだり、どうだこうだ、細かいところまで、それは住民の人にも完全な負担が来ますよ。絶対限界が出てきてパンクするようになります。私、その心配がしてならんのですけど。もう少し議会の議員も代表ですから、村民の。もう少し利用していただけないでしょうか、どうでしょう。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 議会でも出て住民説明をするということですけども、議会基本条例をつくられるのは議会ですから、議会は当然住民説明をされるのがその仕事だと思ってますよ。それから、審議会の委員等がおらんので議会を利用せという意味は、ちょっと受けとめ、僕、理解が足りません。どんなふうに受けとめていいのか、ちょっとわかりませんですね、はい。これは、別のこれからの議論の中で言っていらっしゃる意味を確認をして、どっちがいいの、どげがいいのかという議論はしていく必要があるかなというふうに思ってます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 私も理解ができない部分があります。村長が先般の答弁のときに話しされました、自治基本条例推進委員会、これに協議せという、村長、話しされましたけども、あれはどういう意味合いで言われたんですか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 私が伺っておりますところでは、自治基本条例の推進委員会は自治基本条例をつくる際に議会基本条例を議会においてもおつくりをいただけないでしょうかというお話をされたということで、それについて議会基本条例を議会としてはつくりますという御答弁があったということで、4年を過ぎたということをお伺しております。自治基本条例はできましたので、じゃあ議会の基本条例はつくるということだったけども、どんなことだったのかな、まだできてませんがということをお尋ねに上がったということです。ですから、尋ねられた側には、こん

なことで今議論してますとか、こんな検討をしてますということ、当然お返しになるのがいいのではないかというふうに思ってます。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 自治基本条例の推進委員会の結成目的をもう1回、村長見てください。決して村長の諮問とか重要事項について受けられるということになっとるじゃないですか。もし、読むんだったら読みますよ。だから、けんかするわけじゃないですけど、ひとつ受けてくださいな、ちゃんと。正面から受けてください。ひとつよろしくお願ひしたいと。（発言する者あり）いいです、それはいいです。（発言する者あり）あれば、どうぞ。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 当然受けますけど、今この場で、公の場で議論をする前に、もっと事前にならなければならないのではないかということ、僕には言ってますし、それを決して否定するものではありません。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 何で、ですから今聞いとるんじゃないですか。

○村長（石 操君） いやいや、違う違う。

○議員（8番 井藤 稔君） まあ、いいですよ、いいです。ともあれ大切なことですので、自治基本条例があって、そして議会基本条例もある、これで本当にぴったりした体制ができるんだと思います。議会、自治基本条例の中には、2つか3つだったと思いますけども、議会関係の条例は3条ぐらいしかありません。だから、欠けとる部分です。ですから、議会との関係というのは欠けとる部分、今まで条例の中に、自治基本条例の中にはなかった部分ですので、ぜひ本気になってひとつ対応していただいたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○村長（石 操君） 欠けちょうという表現はちょっと違うな。（「うん」と呼ぶ者あり）  
欠けちょうという表現は違いますで。

○議員（8番 井藤 稔君） なら、どういう表現ですか。

○村長（石 操君） ひとり言です。

○議員（8番 井藤 稔君） 言ってください。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 自治基本条例の中に議会に関する言及した条文が2条しかないということ、このようでもありますけれども、それは、議会は議会基本条例をおつくりになられるので、その部分には自治基本条例のほうはあんまり踏み込まんがええだないかな、議会の議会による自治基

本条例の制定を待とうという観点があったと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。ですから、それに答えてできましたので、ひとつしっかり対応、行政のほうとしても対応していただきたいと思います。執行部、議会のほうも、対住民、村民の皆さんへの対応はしっかりとしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、時間の関係ありますので、マイナンバー制度の推進状況についてさせていただきます。先ほどちょっと聞きづらかったんですけども、マイナンバーカードの交付状況が、交付が190ぐらいということでしたかね。それから、こちらに来るのが200何ぼあるということですか。200……（「243」と呼ぶ者あり）243ですか。それから、実際にこちらのほうから交付されたのが……（「100」と呼ぶ者あり）というあれですよ。これはどうですか。現在の交付状況なり、バックしてきたの、これは、これに対する感想はどうお持ちでしょうか。こんなもんだわいとお思いなんですか、あるいはまだまだ足らんなとお思いなんですか、どうでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 政府や我々の啓発を素直に受けていただいて申請していただいた方もあると思います。はよせないけんでないかや、はよはよって言っていただいた方もありますけれども、でも、今申請は本当に早く、今必要な方がされたというふうに思ってます。どちらかといえ、まだまだという方が、まだマイナンバーカードがどうしても必要だということにいてませんので、これは時間がかかるのかなというふうに思ってます。その程度の感覚でしかありませんが、住民課長、何か感覚ある、捉えとる。住民課長が実際の現場ですので、お答えします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 井藤議員さんの質問にお答えいたします。

住民課のほうで実際に個人番号カードのほう、交付事務を行っておりますけれども、窓口にお越しになられる方につきましては、比較的年齢の上の方、少し高齢の方が御夫婦でお越しになるという人が多いかなって思っております。金融機関等とか例の証券会社等への届け出の関係で、そういったところから来た通知を持って一緒に来られて手続をせんといけんけれど、個人番号の届けをせんといけんけどなっていうようなことで、相談を兼ねてお越しになられて、じゃあ、帰っておうちで一緒に考えてつくろうかというようなことで、後日申請をされて窓口で受け取りをされて金融機関等の手続に活用される方が、比較的御夫婦でお越しになる例が、私が見てる範

困ではあるかなっていうのと、あと、免許証等を既に返納しておられまして、御本人の確認ができにくって、どうしても場面場面では御本人の確認をしたいというようなこと、窓口対応であったときに、そういうときにはなかなか2つ以上持ってきてくださいということで、貯金通帳であったり後期高齢の保険証を持っていくというのが少し煩わしいってというような思いのおありになる方もあるようでして、そういう方については比較のおつくりになる例が多いのではないかと見ております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。それで、どうですか、予定どおりですか。どういう感想を持っておられますか、今出とる交付については。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 全国で交付実施済みが666万ですので、10%にも満たないという状況ですので、やっぱりそんなもんかなというところであります。順にこれから進んでいくだろうなということや、いわゆる小規模事業所の方、やっぱりこの辺をどこかの段階で必要に迫られてやられるということが出てくると思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 全国的には666万ぐらいで10%だというお話しでしたが、日吉津村はどうですか。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） おおよそですけども、8%程度、全人口に対して8%程度の交付率かなと思って見ております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 多かったか少なかったか、こういうもんだらうというあれなんですけども、私いつぞや、あれいつだったですかね、3月ぐらいのあれだったかな、ことしの3月のときにも質問させてもらいました。もうちょっと積極的にあれした方がいいじゃないかってお話ししたとおりであります。まあ、こんなもんかなという、村長言いなるのも、それが本当かもしれませんけども、ですけども、それはどう思われますか、何でだと思われますか。多分低いという感想はお持ちじゃないかと思えますけども、ことし2月からでしたかね、交付が始まったのが。それが現時点で10%だ8%だっちゃんのは、全国的にそういう傾向だというんですからそうですけど、何だと思われますか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） みんなが全てせないけんという政府の啓発をしっかりと受けて、そんな感じで、あっ、せないけんという緊張感もありましたけれども、実際にほんならいつ使うだという、個人がそれぞれ判断したときには、当分要らんがなみたいなことが出まして、やっぱりそこにつながったのかなという気がしています。でも、いずれこれに移っていくということですので、それを覚悟してやっていかなければならないし、これまでのこのカードの類いはなかなか、今まで2回か何回ありますけども、カード発行したのは、住基のカードなんか発行、カード発行したのは2回ばかりありましたけれども、設備投資したほどには進まなかったということがあります。でも、これが最後の切り札みたいなことに、ここに集約されますので、いずれやっていかなけんということですので、そこにシフトを皆さんがしていかなければならないところまでくると、住民の皆さんがしなければならぬところまでいずれこられるということで、今は緊急にということではありませんので、じっくりした進め方になるのかなという気がしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。私、最初にもちょっと話しましたが、すごい制度ができたなという。私、実際のところは本当にこれがうまくいけば本当にいいなと。最初に申しましたように、まずは国民の利便性につながるっちゅうことが1つあったと思います。それから、行政の効率化になる。これだけ人がない行政ですから効率化にもなる、それから、公平公正な社会の実現ができる。いいことばかりだなという感じだったもんですから、わあ、これはぜひ強力で推進されるであろうという私も期待を持って、実は期待しながらあれしてましたけども、なかなか振るわないという状況のようですので、結論から言えばもう少しやはり頑張っていたきたいなと思います。

そこで、参考になるちょっとあれ、お話ししたいと思っておりますけども、私、先般ちょっと若い人と話ししまして、こんなことを言う人がありました。交付を受けたら何かメリットがあるのつって、まあ若い人らしいなと思ったんですけども。それから、身分証明書のかわり以外に何かメリットあるのということですよね。それから、落としたら個人情報漏えいするのではないかといいあれですね。それから、落としたら後の手続が大変でないかという心配っていいですか、そういう意見がありました。ああ、なるほどなという感じ、そういう心配があるかなと思いましたが、そこでなんです、いわゆるセキュリティーはもうなりましたよね、プライバシーの侵害じゃなくて個人情報の漏えいに結びつかせんかという、いろんな方の意見があるわけですから、そういうのも一番に強かったような気がしますし、ましてや個人にナンバーつけるっちゅうのは

どういふことだいという考え方もあったかと思ひますけども、要は、ですからこういうやうな若い人の話聞いてみると、セキュリティーの關係がまず一番あれだと思ひます。そこに一番、システム改正なんかでもあれですよ、システムの変更なんかでも金が要った部分であらうかと思ひうわけですし、そのあたり。それから、本当にメリットがあるんかって言われた場合には、なら、どういふことのメリットがあるんだいとあるんです。行政の合理化には、もちろんみんながやればつながって来ると思ひますけども、独自サービスっちゃうのが、ですからそのあたりは検討されとるんだらうか、何か情報ととられますかどうかという。いわゆる24時間コンビニなんかでも使えるやうになる、どうだこうだって当時は話がありましたですけども、そのあたり本気でやはり考えていかんやいけん部分があるんじゃないだらうかと。サービスいったら、でも、そのあたりですよ。あとは、いわゆる公正化と公平化というやなこといっただってサービスには結びつかん。実際はサービスなんですよけども、サービスには直には結びつかんやうなちょっとあれしますし。それから、行政の効率化いっても、行政の効率化ですので、そのあたりもですよ。ですから、持っていったらほかのいわゆる個人の特定資料ちいますか、本人がそのものを持って来たあれだといふことの余分な資料が要らんやになると、マイナンバーカード持っていけばといふことぐらいな、今、なんだと思ひますけども。ですからそのあたり、独自サービスを本気で検討される予定はあるんだらうかどうだらうか。それから、セキュリティーは本当にもう大丈夫だよと、名寄せ方式でどうだこうだやなところまで名寄せされるやうな状態にならせんかっちゃう心配までする人があったわけですから、そのあたりをやはり行政のほうからも、セキュリティーは大丈夫だよといふことをはっきり胸張って村民に言ひてあげれることはできないかと思ひますけど、この2点、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 独自サービスはちょっと待てといふことを言ひました。それは、何かセキュリティーは曖昧なところがあるみたいな情報がちょっと入ってきましたので、それを確認しながらする必要があると。独自サービスといふことで、コンビニ等が使えるやうになれば、それこそ若い人からすれば役場に行かなくてもええし、行政のいわゆる目に見えない行政らへんがなくなるわけですので、どっかのコンビニでやれるといふことになると。そういうことの利便性を高めていく必要がありますけれども、そこはセキュリティーの問題で、ちょっと待てといふことを言ひてますので、そこはもう一度国のほうに確認をして、全国的な動きも見ながら判断をしていきたいと。いずれせないけんと思ひてますけども、もう一つ国のほうもちょっと姿勢が弱まっていますので、ちょっとそこを確認をしたいといふのが、この議会に当たってそんな情報が入ってき



ましたので、ストップをかけておるといことでもあります。そこを確認してからやっていくといこと、セキュリティーの確認をしていきたいと、セキュリティーのシステムの確認をしていきたいと。多額な金をかけてますし、国もしっかり応援して下さった設備ですので、これを使わんといいわけにはなりませんので、メリットがないといながらもいづれ国民の皆さんはこのカードを持たざるを得んといところに来ますので、その前段として独自サービスをどうやるのかといことは、もうちょっと待てといことを言ったところですので、いづれそこに踏み込んでいくといことの考えは持っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。

先ほど課長のほうから、年配の御夫婦が多いと、傾向的にはありましたとい説明ありましたが、やはり私とそういう方は同じで、しっかりそのあたりで落ちがないようにしていこうといことで多分いらして、交付を受けられたんだろうなと思ひます。私もそういうつもりで来させていいただいて交付を受けております。そういう意味では行政の効率化にもつながりますので、職員の方の交付状況は聞きませんでしたけど、職員の方の交付状況については聞きませんが、そのあたりは、そこが一番だと思ひます。職員が安心してやったり、あるいはそういうような個別サービス、個別のサービスがついて積極的に検討していくような部分がないと変わっていかないと思ひますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりました、ありがとうございます。

○議長（橋井 満義君） 以上で、井藤議員の一般質問を終わります。

---

○議長（橋井 満義君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

午後4時44分散会

---